

有価証券報告書

事業年度 自 2022年4月1日
(第75期) 至 2023年3月31日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

第75期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ワコールホールディングス

目 次

	頁
第75期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	17
3 【事業等のリスク】	29
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
5 【経営上の重要な契約等】	44
6 【研究開発活動】	44
第3 【設備の状況】	45
1 【設備投資等の概要】	45
2 【主要な設備の状況】	45
3 【設備の新設、除却等の計画】	47
第4 【提出会社の状況】	48
1 【株式等の状況】	48
2 【自己株式の取得等の状況】	78
3 【配当政策】	79
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	80
第5 【経理の状況】	110
1 【連結財務諸表等】	111
2 【財務諸表等】	180
第6 【提出会社の株式事務の概要】	192
第7 【提出会社の参考情報】	193
1 【提出会社の親会社等の情報】	193
2 【その他の参考情報】	193
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	195
監査報告書・内部統制報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【事業年度】	第75期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 矢島 昌明
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都(075)682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 細川 裕一郎
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都(075)682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 細川 裕一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	移行日	第74期	第75期
決算年月	2021年 4月1日	2022年3月	2023年3月
売上収益 (百万円)	—	172,072	188,592
税引前利益 (△損失) (百万円)	—	4,083	△699
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失) (百万円)	—	1,732	△1,776
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	—	10,476	4,034
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	212,028	217,990	209,834
総資産額 (百万円)	319,215	299,177	285,296
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	3,396.76	3,546.96	3,617.03
基本的1株当たり当期利 益 (△損失) (円)	—	27.83	△29.66
希薄化後1株当たり当期 利益 (△損失) (円)	—	27.71	△29.66
親会社所有者帰属持分比 率 (%)	66.4	72.9	73.5
親会社所有者帰属持分当 期利益率 (%)	—	0.8	△0.8
株価収益率 (倍)	—	66.19	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	—	16,622	7,334
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	—	△3,042	3,902
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	—	△41,007	△22,541
現金及び現金同等物の期 末残高 (百万円)	63,987	37,485	26,781
従業員数 (人)	19,824	19,717	19,147
[外、平均臨時雇用者 数]	[492]	[730]	[482]

(注) 1. 第75期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 第75期の株価収益率については、基本的1株当たり当期損失であるため記載しておりません。

回次	米国会計基準			
	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	194,201	186,760	152,204	172,860
営業利益 (△損失) (百万円)	4,879	6,632	△1,115	5,013
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	341	3,472	7,025	4,608
包括利益 (百万円)	△5,046	1,521	13,043	11,929
株主資本 (百万円)	216,494	205,371	215,612	223,005
総資産額 (百万円)	281,767	277,688	322,761	303,245
1株当たり株主資本 (円)	3,321.57	3,291.06	3,454.18	3,628.56
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	5.16	54.26	112.57	74.04
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	5.14	54.05	112.09	73.73
株主資本比率 (%)	76.8	74.0	66.8	73.5
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 (%)	0.2	1.6	3.3	2.1
株価収益率 (倍)	533.33	43.25	21.81	24.88
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,620	13,325	4,260	13,008
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,474	2,569	△2,562	△3,096
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△10,872	△17,471	33,605	△36,349
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	30,133	27,905	63,557	37,982
従業員数 (人)	20,662	20,984	19,824	19,717
[外、平均臨時雇用者数]	[739]	[675]	[492]	[730]

(注) 第74期までの連結経営指標は米国において一般に公正妥当と認められている会計基準（以下「米国会計基準」という。）に基づく金額であります。

なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	15,715	13,346	16,429	6,196	6,772
経常利益 (百万円)	11,255	9,111	12,048	1,682	2,473
当期純利益 (百万円)	5,968	8,762	11,544	2,749	4,458
資本金 (百万円)	13,260	13,260	13,260	13,260	13,260
発行済株式総数 (千株)	70,689	68,589	65,589	65,589	64,500
純資産額 (百万円)	134,813	130,996	140,106	138,332	130,602
総資産額 (百万円)	154,554	156,000	191,737	165,180	154,705
1株当たり純資産額 (円)	2,060.13	2,090.11	2,235.07	2,241.50	2,242.19
1株当たり配当額 (円)	72.00	60.00	40.00	50.00	80.00
(1株当たり中間配当額)	(36.00)	(40.00)	(20.00)	(20.00)	(40.00)
1株当たり当期純利益 (円)	90.24	136.93	184.98	44.18	74.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	89.91	136.39	184.16	43.99	74.15
自己資本比率 (%)	86.9	83.6	72.8	83.4	84.1
自己資本利益率 (%)	4.3	6.6	8.6	2.0	3.3
株価収益率 (倍)	30.50	17.14	13.27	41.69	33.40
配当性向 (%)	79.8	43.8	21.6	113.2	107.4
従業員数 (人)	90	94	85	90	112
[外、平均臨時雇用者 数]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]
株主総利回り (%)	91.7	80.5	85.3	67.0	90.6
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(95.0)	(85.9)	(122.1)	(124.6)	(131.8)
最高株価 (円)	3,485	3,115	2,537	2,612	2,596
最低株価 (円)	2,595	2,110	1,630	1,687	1,784

(注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 第72期の1株当たり配当額には、創立70周年記念配当8円を含んでおります。

2 【沿革】

- 1946年6月 創業者故塚本幸一が、個人で和江商事を創業
- 1949年11月 資本金1百万円をもって和江商事株式会社を設立（京都市中京区）
- 1951年6月 本社を京都市中京区室町通姉小路路上に移転、工場開設、自家製造に着手
- 1957年11月 商号をワコール株式会社と改称
- 1959年11月 国内縫製子会社として東海ワコール縫製㈱を設立、以降、国内縫製子会社7社設立
- 1964年6月 商号を株式会社ワコールと改称
- 1964年9月 東京・大阪証券取引所市場第二部及び京都証券取引所に上場
- 1970年8月 韓国に合弁会社、㈱韓国ワコール設立
- 1970年10月 タイに合弁会社、THAI WACOAL CO., LTD.（現 THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.）設立
- 1970年10月 台湾に合弁会社、台湾華歌爾股份有限公司設立
- 1971年1月 東京・大阪証券取引所市場第一部に指定上場
- 1978年4月 シンガポール営業所（現 WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD.）開設
- 1979年8月 第三者割当増資により㈱トリーカの株式を子会社株式として取得
- 1981年6月 アメリカ合衆国に現地法人、WACOAL AMERICA, INC.（現 WACOAL INTERNATIONAL CORP.）設立
- 1982年3月 第三者割当増資により㈱七彩の株式を子会社株式として取得
- 1983年2月 香港に現地法人、WACOAL HONG KONG CO., LTD. 設立
- 1983年12月 米国法人ティーンフォーム社グループ（現 WACOAL AMERICA, INC.）の全株式取得
- 1986年1月 中国に合弁会社、北京華歌爾服装有限公司（現 華歌爾（中国）時装有限公司）設立
- 1989年4月 フィリピンに合弁会社、PHILIPPINE WACOAL CORP. 設立
- 1990年1月 フランスに現地法人、WACOAL FRANCE S. A.（現 WACOAL EUROPE SAS）設立
- 1991年1月 インドネシアに合弁会社、INDONESIA WACOAL CO., LTD.（現 PT. INDONESIA WACOAL）設立
- 1993年4月 ㈱韓国ワコールの合弁契約を解消し、韓国の㈱新栄（現 ㈱新栄ワコール）に出資
- 1995年1月 中国に現地法人、廣東華歌爾時装有限公司設立
- 1997年6月 ベトナムに現地法人、VIETNAM WACOAL CORP. 設立
- 2000年12月 北京華歌爾服装有限公司（現 華歌爾（中国）時装有限公司）の合弁契約を解消し、100%子会社へ改組
- 2003年5月 マレーシアに合弁会社、WACOAL MALAYSIA SDN BHD設立
- 2003年8月 中国に現地法人、大連華歌爾時装有限公司設立
- 2005年10月 持株会社体制への移行に伴い商号を株式会社ワコールホールディングスに改称
新設会社分割により株式会社ワコールを設立
- 2008年1月 ㈱ピーチ・ジョンを株式交換により100%子会社化
- 2009年8月 ㈱ルシアンを株式交換により100%子会社化
- 2012年4月 EVEDEN GROUP LIMITED（現 WACOAL EUROPE LTD.）の発行済株式の全株式を取得したことにより100%子会社化
- 2016年1月 タイに合弁会社、A TECH TEXTILE CO., LTD. 他1社設立
- 2019年7月 INTIMATES ONLINE, INC. の発行済株式の全株式を取得したことにより100%子会社化
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、持株会社（当社）1社、子会社53社及び関連会社8社で構成され、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売を主な事業としており、更にその他の事業として、飲食・文化・サービス及び内装工事等の事業を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業に関わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) ワコール事業（国内）

ワコール事業（国内）に属する会社は、当社及び国内子会社8社であります。

国内子会社のうち㈱ワコールは、上記製品の企画・デザインと原材料調達を行い、国内外の縫製会社及びその他の協力工場から仕入れた半製品の検査を経て製品化し、国内百貨店、量販店及びその他一般小売店、また直営店舗、Eコマース（EC）サイトや国内外の販売会社を通じて、それぞれ最終消費者へ供給しております。縫製会社は㈱ワコールマニュファクチャリングジャパン等2社あり、いずれも㈱ワコールから原材料の供給を受けてインナーウェア、スポーツウェアの縫製加工を行い、半製品を㈱ワコールへ納入しております。販売会社は㈱ウンナナクール、㈱ランジェノエルがあり、主としてインナーウェア、アウターウェアの製品の小売販売を行っております。

(2) ワコール事業（海外）

ワコール事業（海外）に属する会社は、海外子会社及び関連会社併せて38社であります。

海外子会社は北中米地区に9社、欧州地区に7社、アジア・オセアニア地区に16社、計32社あります。海外関連会社はアジア地区に6社あります。

北中米地区の子会社9社のうちWACOAL DOMINICANA CORP. はインナーウェアの縫製会社で、製品を米国の製造・販売会社であるWACOAL AMERICA, INC. に納入しており、WACOAL AMERICA, INC. はこれら製品を現地の百貨店、専門小売店及びECサイトを通じて最終消費者へ供給しております。また、販売会社であるEVEDEN INC. は主としてWACOAL LANKA(PRIVATE) LTD.、WACOAL EMEA LTD. から供給を受けたインナーウェア等の製品を販売しております。

欧州地区の子会社7社のうちWACOAL EMEA LTD. は主としてWACOAL LANKA(PRIVATE) LTD. から供給を受けたインナーウェア等の製品を主に英国の百貨店、専門小売店等を通じて最終消費者へ販売しております。

アジア・オセアニア地区の子会社2社と関連会社4社は、製造・販売会社で、製品をそれぞれ現地の百貨店、専門小売店等を通じて最終消費者へ供給するとともに、一部を㈱ワコール及びアジアの販売会社に供給しております。販売会社は、WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD.、EVEDEN ISRAEL LTD. 等子会社6社と関連会社1社であり、主としてグループ内より供給を受けたインナーウェアの製品をそれぞれ現地の百貨店、専門小売店、直営店舗を通じて最終消費者へ供給しております。残り8社の子会社のうち、4社はインナーウェアの縫製会社で、2社は原材料製造会社、1社はアジア地区における子会社・関連会社向けの材料調達等、1社は投資会社で現地のインナーウェア等の製造・販売子会社及び関連会社への投資をしております。

(3) ピーチ・ジョン事業

ピーチ・ジョン事業に属する会社は、国内子会社及び海外子会社併せて4社であります。

国内子会社1社、海外子会社3社は、すべて販売会社であり、㈱ピーチ・ジョンは主にグループ外から独自に供給を受けた製品の販売を行っております。

(4) その他

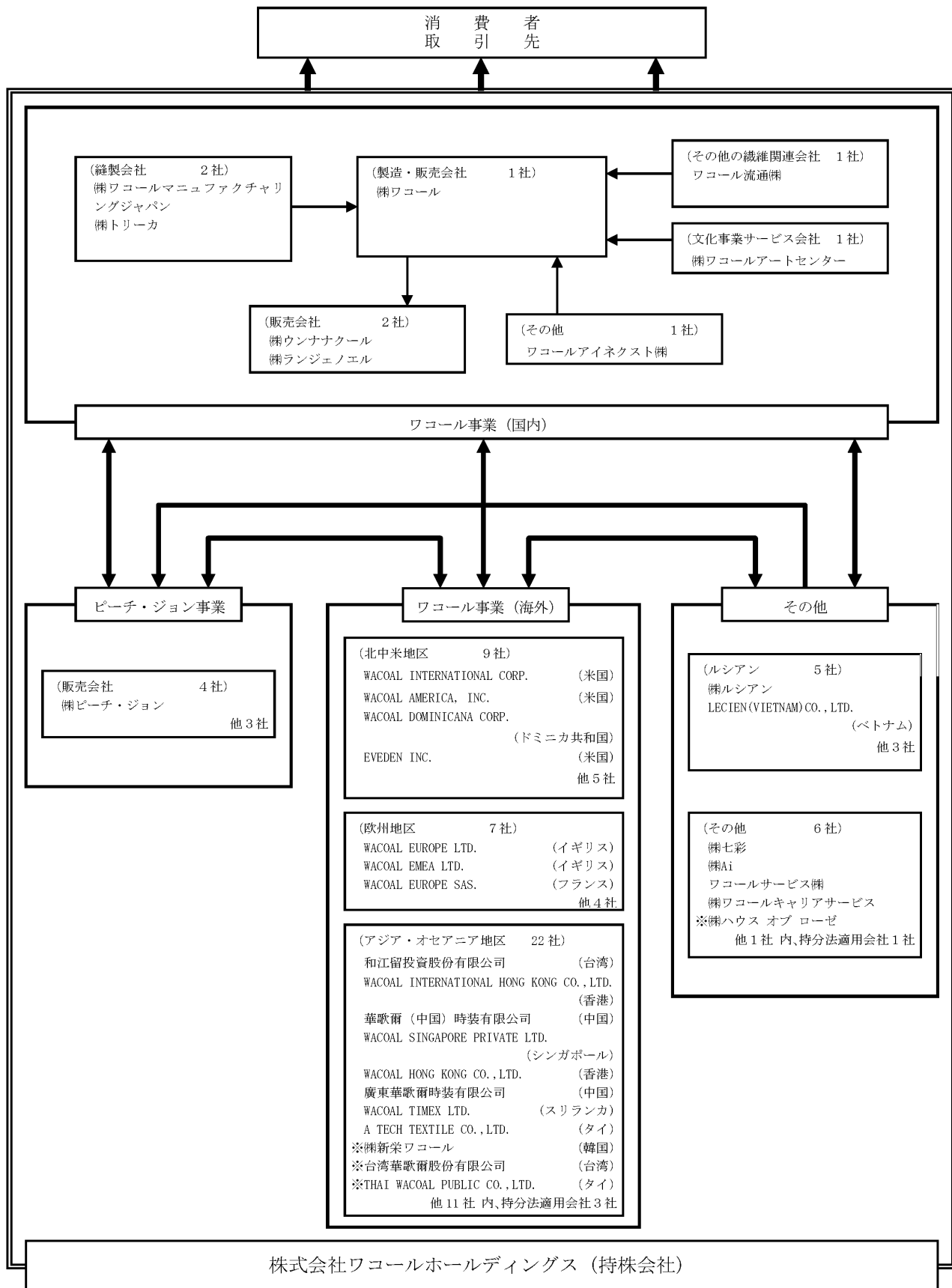
その他に属する会社は、国内子会社5社、海外子会社4社、国内関連会社1社及び海外関連会社1社併せて11社であります。

国内子会社5社のうち、㈱七彩はマネキン人形等の製造販売・レンタル及び内装工事関係事業を行っており、㈱ルシアンは婦人インナー、レース、手芸用品等の製造、卸売販売を行っております。残り3社は販売会社、その他の繊維関連及び不動産賃貸業、その他の事業を行っております。

海外子会社は、アジア地区に4社あります。

アジア地区のうち3社は縫製会社であり、残り1社は、その他繊維関連事業を行っております。

以上の子会社及び関連会社の概要を図で示すと次頁のとおりであります。



無印：連結子会社
※：持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等のうち当社役員 (人)	設備の賃貸借
(連結子会社) ※1・※5 ㈱ワコール	京都市南区	5,000	ワコール事業(国内) (インナーウェア等製品の研究開発・製品企画,販売)	100	3	事業所用建物賃貸
㈱ピーチ・ジョン	東京都港区	90	ピーチ・ジョン事業 (インナーウェア製品の製品企画,販売)	100	2	—
㈱ルシアン	京都市南区	90	その他 (インナーウェア等製品の製品企画,販売)	100	2	事業所用・倉庫用 建物賃貸
㈱ワコールマニュファクチャリング ジャパン	長崎県雲仙市	70	ワコール事業(国内) (インナーウェア等製品の受託製造)	100 (100)	—	事業所用建物賃貸
㈱トリーカ	大阪府茨木市	92	同上	57 (57)	—	—
㈱七彩	京都市南区	90	その他 (マネキンレンタル,店舗設計・施工)	99	2	事業所用建物賃貸
※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国 ニューヨーク州	20,000千 US\$	ワコール事業(海外) (米国持株会社)	100 (100)	2	—
WACOAL AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州	2,062千 US\$	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の製品企画,販売)	100 (100)	—	—
WACOAL DOMINICANA CORP.	ドミニカ共和国 サントドミンゴ市	20千 US\$	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の受託製造)	100 (100)	—	—
WACOAL EUROPE LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	175千 GBP	ワコール事業(海外) (持株会社)	100	2	—
WACOAL EMEA LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	250千 GBP	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の製品企画,販売)	100 (100)	—	—
WACOAL EUROPE SAS.	フランス サンドニ市	8千 EUR	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の販売)	100 (100)	—	—
WACOAL HONG KONG CO., LTD.	香港	3,000千 HK\$	同上	80 (80)	1	—
※1 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.	香港	373,690千 HK\$	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品及び原材料 調達)	100 (100)	2	—
VIETNAM WACOAL CORP.	ベトナム ビエンフオア市	54,604百万 VND	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の受託製造, 販売)	100 (100)	1	—
和江留投資股份有限公司	台湾 台北市	59,000千 NT\$	ワコール事業(海外) (台湾持株会社)	100 (100)	2	—
廣東華歌爾時裝有限公司	中国 広州市	17,730千 RMB	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の受託製造)	100 (100)	1	—
※1 華歌爾(中国)時裝有限公司	中国 北京市	189,364千 RMB	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の製品企画, 販売)	100 (100)	1	—
※1 A TECH TEXTILE CO., LTD.	タイ バンコク市	1,000百万 THB	ワコール事業(海外) (原材料の製造)	54 (54)	1	—
その他34社						
(持分法適用関連会社)						
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	タイ バンコク市	120百万 THB	ワコール事業(海外) (インナーウェア製品の製品企画, 製造,販売)	34 (34)	2	—
PT. INDONESIA WACOAL	インドネシア ボゴール市	2,500百万 IDR	同上	42 (42)	2	—
㈱新栄ワコール	韓国 ソウル市	4,500百万 WON	同上	25	—	—
台湾華歌爾股份有限公司	台湾 桃園市	800百万 NT\$	同上	50 (50)	3	—
※4 ㈱ハウス オブ ローゼ	東京都港区	934	その他 (化粧品・ヘアケア製品等の開発, 販売)	21	1	—
その他3社						

- (注) ※1. ㈱ワコール、WACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、華歌爾(中国) 時裝有限公司及びA TECH TEXTILE CO., LTD. は特定子会社に該当しております。
2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。
3. 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しております。
- ※4. 有価証券報告書の提出会社であります。
- ※5. ㈱ワコールについては、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	93,188百万円
② 経常利益	2,803 "
③ 当期純利益	2,234 "
④ 純資産額	95,831 "
⑤ 総資産額	125,686 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ワコール事業（国内）	6,428 [259]
ワコール事業（海外）	10,937 [115]
ピーチ・ジョン事業	396 [25]
その他	1,386 [83]
合計	19,147 [482]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

2. 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマー等の3ヶ月程度の雇用者を含めております。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
112	45.8	19.5	5,949,297

(注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の従業員は、全てワコール事業（国内）に属しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員は、(株)ワコールからの出向者にて構成されております。(株)ワコールには、ワコール労働組合が組織されており、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟に属しております。

また、一部の子会社においてはそれぞれ、労働組合が組織されております。

なお、労使関係は、極めて安定しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社及び(株)ワコール

当事業年度								
名称	管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2	労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1					うちパート・有期労働者
			全労働者	うち正規雇用労働者			うちパート・有期労働者	
				全正規雇用労働者	うち管理職	うち総合職		
提出会社	17.8	100.0	57.1	60.0	88.1	87.2	—	58.1
(株)ワコール	29.0	33.3	52.9	53.9	91.2	79.2	*	58.1
合計	27.6	38.9	52.8	52.9	91.5	79.2	*	62.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. パート・有期労働者は、契約社員と定年後再雇用者であります。

4. 「*」は、対象となる男性労働者がいないため比較できないことを示しております。

5. 「労働者の男女の賃金の差異」の詳細については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 人的資本」に記載しております。

②連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割 合 (%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
			全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
(株)ピーチ・ジョン	—	—	49.8	63.8	*
(株)ワコールマニュフ アクチャリングジャ パン	0.0	—	77.1	75.4	98.6
(株)トリーカ	16.0	—	58.6	55.7	72.8
(株)七彩	13.2	—	—	—	—
ワコール流通(株)	—	—	46.9	82.5	74.0
(株)ワコールキャリア サービス	31.0	*	—	—	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「*」は対象となる男性労働者がいないことを示しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。これらの将来予測には、不確定な変動要素が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) グループ経営理念（ミッション、創業の精神）

ワコールグループは、純粋持株会社である当社のもと、日本、米国、欧州、中国、東南アジアを中心に、インナーウェア事業などを展開し、従前より「人々の美しさに貢献することで、広く社会に寄与する」ことを目指して活動を続けてきました。そして、2022年には、「世界中のあらゆる人々の豊かな生活に貢献すること」、「画一的な外見美ではなく、内面も含めた自分らしさの実現をお手伝いすること」、「環境や人権などさまざまな社会課題の解決に努める」ことを目指し、現代社会において私たちが果たすべき社会的使命「ミッション」を定義しました。この「ミッション」ならびに、70年を超える歴史の中で受け継いできた「創業の精神」をよりどころとして、各事業会社が複雑化・多様化する社会課題への取り組みを将来の「成長機会」として捉え、事業を通じて「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を目指す「サステナビリティ経営」を推進することで、企業価値の向上に努めていきます。

また、私たちの事業活動は、一人ひとりのお客様の声に耳を傾け、謙虚に自らを変革し、人と人が互いに信頼し合う「相互信頼」を積み重ねることで成り立っております。企業経営の透明性を高めることに継続して取り組み、公正性、独立性を確保することを通じて、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」などすべてのステークホルダーとの「相互信頼」の関係を構築することで、社会になくてはならない存在を目指していきます。

ミッション

ひとりひとりが 自分らしく美しく いられるように
世の中が 自信と思いやりに あふれるように
からだに ところに
いちばん近いところで 寄り添い続けます

からだのこころよさ、こころの美しさ。それはまるで引力のように、自分と社会とを結びつけてくれる。ありたい自分を知り、一歩ずつ近づくこと。そこで生まれた自信は、多様な人々を受け入れる優しさを育む。その優しさは、やがて社会や地球へも広がり、思いやりあふれる豊かな未来へとつながっていく。からだに ところに いちばん近いところで、一人ひとりの輝きに寄り添い続けてきたワコールだから。変化に挑み、成長を続けることで、世界を美しくする力になれる。私たちは、そう信じています。

グローバル・コーポレートメッセージ

Comfortable inside. Confident outside.

※「グローバル・コーポレートメッセージ」は、ワコールグループ共通のコミュニケーションメッセージです。詳しくは、当社企業情報サイトの「ワコールグループについて」 (<https://www.wacoalholdings.jp/group/>) をご覧ください。

創業の精神

目標

世の女性に美しくなって貰う事によって
広く社会に寄与する事こそ
わが社の理想であり目標であります

社是

わが社は 相互信頼を基調とした
格調の高い社風を確立し
一丸となって 世界のワコールを目指し
不断の前進を続けよう

経営の基本方針

1. 愛される商品を作ります
2. 時代の要求する新製品を開発します
3. 大いなる将来を考え正々堂々と営業します
4. より良きワコールはより良き社員によって造られます
5. 失敗を恐れず成功を自惚れません

(2) 中長期的な会社の成長戦略と目標とする経営指標

①中長期経営戦略フレーム 「VISION 2030」

当社グループは、経営理念の実践に向けて、自社が抱える事業課題やお客様の価値観、社会・環境の変化を見据えつつ、長期的なゴールからのバックキャストにより、2030年に向けたグループの将来ビジョンを示す「VISION 2030」を策定いたしました。「VISION 2030」では、「高い感性と品質で、ひとりひとりのからだところに、美しさと豊かさを提供し、『世界のワコールグループ』として進化・成長する」ことを中長期的に目指す姿として掲げており、以下の取り組み項目を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を実現させてまいります。

目指す姿：高い感性と品質で、ひとりひとりのからだところに、美しさと豊かさを提供し、『世界のワコールグループ』として進化・成長する

基本方針：革新的な視点で新たな価値を生み、持続的成長を実現する

事業領域：「美」「快適」「健康」領域を、「高い感性と品質」で支えられた新たな商品・サービスで深耕・拡大していく

重点戦略：

重点戦略		マテリアリティ（重要課題）
サステナビリティ 経営の推進	国内の収益性向上と事業領域拡大	国内における着実な成長と、健康領域での新規事業創出 ・CX戦略の推進を通じた国内市場シェアの回復 ・「美・快適・健康」分野における事業領域の拡大
	海外事業の拡大と高収益構造への変革	既存進出エリアの拡大維持と、欧州やインド市場での成長 ・デジタルマーケティングの強化による新規顧客の獲得 ・CRM強化による既存顧客のロイヤル化 ・新規市場におけるブランド投資の強化
	グループ経営力の強化	グループガバナンスの強化、多様性のある人材育成と活用 国内外の技術・生産・R&D拠点の整備 ・品質基準の再定義、縫製工場のスマートファクトリー化、生産・輸送効率の追求
	資本効率の高い経営への転換	資本コストを上回るROEの継続的な創出 ステークホルダーへの価値配分の最適化 ・ROE10%、資本構成の最適化への取り組み

主要指標（2031年3月期）：

売上収益	2,700億円 (うち、海外事業売上比率40%)
(参考) 非連結合弁会社含むグループ売上高	3,400億円
事業利益（事業利益率）	270億円（10%）
営業利益（営業利益率）	270億円（10%）
ROE	10%

役員・従業員の行動指針（アクション）：

「誰かの幸せを想おう」
顧客、取引先、ともに働く社員など、周囲の人の幸せを考えられているだろうか
「好奇心を持って、五感を使い観察しよう」
最近、新たな発見や気づきはあっただろうか
「なぜ？何のために？を考えよう」
真意や根本原因を理解できているだろうか
「異なる意見を尊重しよう」
謙虚に人の意見に耳を傾け、忖度抜きで、建設的に議論をしているだろうか
「未来志向で判断しよう」
目先の結果だけではなく、豊かな未来の実現のために行動しているだろうか
「まずやってみよう」
リスクを恐れて立ち止まっていないだろうか 挑戦する人を応援しているだろうか
「仲間と力を合わせよう」
大きな成果を生むために、仲間と切磋琢磨し、共創できているだろうか
「誠実に、責任を持ち行動しよう」
相手に感謝を伝えているだろうか 人のせいにしていないだろうか

また、「VISION 2030」の策定にあたり、『世界のワコールグループ』の定義を以下のように、更新しております。

『世界のワコールグループ』の定義

- ・グループの商品・サービスや社会的課題に係る取組みが、全てのステークホルダーから高い信頼を得ている
- ・グループの人材、資産、ノウハウ、ネットワークを最大限活用し、世界的規模で競争優位性のある事業展開を行っている
- ・革新的且つ高品質な商品・サービスで、新たな顧客体験を創造し続け、世界中のお客さまの生活を豊かに美しくし続けている
- ・全世界の従業員がグループの目標、使命を理解し、その実現に向け、常識や過去にとらわれずに挑戦している

②中期経営計画

2023年3月期から2025年3月期までの3カ年は、「VISION 2030」で掲げた「高い感性と品質で、ひとりひとりのからだとこころに、美しさと豊かさを提供し、『世界のワコールグループ』として進化・成長する」ことを実現していくための礎を築く重要な期間と位置付けています。グローバルベースでブランドを展開するものづくり企業として、多くの人々の豊かな生活に貢献するとともに、持続的な成長が可能な高収益企業への転換を果たすために、中期経営計画では以下の取り組みに注力します。

コア戦略

(国内事業) レジリエントな企業体質への転換	<株式会社ワコール> CX戦略とマーケティングイノベーション（再成長の実現） ・CX戦略の推進 ・ブランド力・商品開発力の強化 ・人材開発と組織開発 コスト構造改革の継続（収益性の向上） ・働き方改革、ものづくり構造改革、費用対効果の追求による収益力の向上
	<連結子会社> 不採算事業の対処（収益性の向上） ・確実な利益を出し続ける体制の構築（恒常的な黒字化） ・定期的な点検（半期毎）を通じた撤退・切り離しの判断と実行
(海外事業) グローバル成長の加速	グローバルでのDX加速（CX戦略の推進） ・オフラインとオンラインを融合した顧客体験価値の向上 ・デジタルマーケティングの強化による新規顧客の獲得 ・データ活用・CRM強化による既存顧客のロイヤル化
(サステナビリティ) マテリアリティに対する取り組みの推進	・経営理念の実践と競争力強化に向けた人的資本と組織能力の強化 ・深刻化する環境課題と人権課題への対応強化 ・社会価値創造に向けた共創イノベーションの推進
(財務) 資本コストを上回るROEの創出	・収益力の向上と資本効率の改善 ・コーポレートガバナンスのさらなる透明性向上 ・重大コンプライアンス違反の撲滅

取締役会の実効性向上に向けた取り組み

中期経営計画では、「グループ経営の推進」「グループ力の強化」を引き続き、経営の重要課題と位置づけ、中長期での持続的成長を支える強固な経営基盤の構築を目指してまいります。また、取締役会の実効性向上に向けて、役員報酬制度の見直しに継続して取り組むほか、取締役会の役員構成の最適化（専門性・独立性・多様性の確保）に努めます。

（中期経営計画期間における具体的な取り組み）

- ・ 経営体制の見直しと事業責任者の明確化
- ・ 役員報酬制度の継続的改善
- ・ 取締役会の多様性確保

財務戦略：

財務戦略については、営業キャッシュフローを活用し、成長に向けてIT・デジタル投資を行うとともに、新規事業投資の機会を探ってまいります。また、収益力の向上を最優先課題として取り組むと同時に、資本効率の改善に向けて積極的な株主還元を実施することで、ROE向上に取り組んでまいります。

（中期経営計画の基本方針）

- ・ 収益力の向上を最優先課題として取り組むと同時に、資産効率・資本効率を改善させることで、ROE向上を実現
- ・ 将来成長への投資を優先すると同時に、資本効率の改善に向けて積極的な株主還元を実施

中期経営計画期間（2023年3月期～2025年3月期）のガイドライン	
政策保有株式	<ul style="list-style-type: none">・ 積極的な政策保有株式の縮減を継続して実施・ 中長期的な政策保有株式の保有指標は、純資産の15%以下
株主還元	<ul style="list-style-type: none">・ 配当性向50%以上を目安にした安定的な配当の実施・ 資本効率の改善を目的に、機動的な自己株買いを実施・ 適切な成長投資がない場合は、資本効率の更なる改善に向けて、追加還元を実施
成長投資	<ul style="list-style-type: none">・ 成長に向けてIT・デジタル投資を行うとともに、新規事業への投資機会を検討

③2024年3月期の方針

2024年3月期につきましては、多くの国や地域で、感染症の収束に伴う個人消費回復の期待と、物価高や地政学リスク、金融不安などに伴う消費減速の懸念が混在していることから、不安定な事業環境が継続するものと想定しております。このような環境のもと、当社グループは引き続き、複雑化・多様化する社会課題への取り組みを将来の「成長機会」として捉え、事業を通じて「社会課題の解決」と「持続的成長」を両立する「サステナビリティ経営」を推進するとともに、「資本効率重視の経営へさらなる変化」「ガバナンスの強化」「事業収益力の改善」に注力することで、企業価値の向上に取り組んでまいります。なお、資本効率重視の経営への変革を推進し、経営の実効性を高めることで、「業績の立て直し」と「PBR改善」を早期に実現するため、現在の中期経営計画のリバイズを実施することとしました。中期経営計画で掲げる事業戦略を再点検するとともに、収益性と資本効率の改善に向けた経営の基盤強化策を改めて検討し、2023年11月頃に公表する予定です。

上記の取り組みにより、2024年3月期の連結業績は、売上収益2,050億円、営業利益60億円、税引前利益70億円、親会社の所有者に帰属する当期利益48億円を見込んでおります。年間の主要な為替レートは、1米ドル＝130.00円、1英ポンド＝160.00円、1中国元＝19.00円として計画を策定しております。

④目標とする経営指標

主要指標：

	2024年3月期 (中期経営計画2年目)	2025年3月期 (中期経営計画最終年度)
売上収益	2,050億円	2,200億円
事業利益	60億円 (2.9%)	160億円 (7.3%)
営業利益	60億円 (2.9%)	165億円 (7.5%)
税引前利益	70億円 (3.4%)	180億円 (8.2%)
親会社の所有者に帰属する当期利益	48億円 (2.3%)	125億円 (5.7%)
EPS	88円	200円以上
ROE	—	6%

財務指標：

	2023年3月期～2025年3月期 3カ年累計
政策保有株式の縮減	縮減目標を150億円に引き上げ (当初計画は100億円)
総還元性向	100%以上
株主資本	2,100億円 (2025年3月末)

(3) 会社の対処すべき課題

資本効率重視の経営へさらなる変化：

当社においては、将来の成長を加味した市場評価である時価総額が純資産を下回って推移しており、収益性を早期に改善し、資本コストを上回る資本収益性を達成することで、低迷するPBRを1倍以上の水準に回復させることが重要課題と認識しております。そのため、各事業会社・各事業部が従来以上に収益性と資本効率を重視する経営へ移行するとともに、実効性の高い戦略を策定・遂行することで、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値向上を実現してまいります。なお、自社の資本収益性や市場評価に関する分析・評価、及びPBRの改善に向けた方針や目標・管理指標、具体的な取り組み、実行の時間軸については、2023年11月頃に開示する予定です。

ガバナンスの強化：

資本効率重視の経営へ移行し、資本コストを上回る資本収益性を達成するためには、業務執行に対する取締役会の監督機能のさらなる強化を図り、経営の実効性を高める必要があります。なお、当社の課題である収益力と資本効率の改善を着実に実行するため、取締役会のスキルセットを検証し、投資・金融資本市場に関する経験や知見を有する社外取締役を追加選任することとしました。

事業収益力の改善：

感染症拡大に伴う各国・地域の行動規制は緩和されたものの、感染症の経験を通して変化した消費者ニーズや消費行動への対応が不十分であったため、収益の回復が遅れています。新しい顧客体験価値の提供と新規事業の創出によって再成長を実現すると同時に、コスト構造改革を継続し、事業効率を高めてまいります。

その他の課題：

少子高齢化による国内市場の縮小、ECの拡大などの流通の変化、消費者の価値観の多様化、節約志向の高まりに加え、地政学的リスクに伴う原材料及び輸送費の高騰など、当社を取り巻く経営環境は引き続き大きく変化しております。また、気候変動などの環境問題や人権問題への深刻さは増大しており、適切な対応と予防が必要です。

当社では、マテリアリティ（重要課題）の項目として定めた「顧客への提供価値の最大化」、「従業員ひとりひとりの成長と働きがいの高い組織の構築」、「次世代に向けた地球環境の保全」、「すべての人が自分らしく活躍できる社会の実現」、「持続的成長の実現に向けたガバナンスの強化」への取り組みを通じて、「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を果たすことで、企業価値の向上に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。これらの将来予測には、不確定な変動要素が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) サステナビリティ戦略

気候変動などの環境問題や人権問題はさらに深刻さを増しており、持続可能な社会に向けた取り組みが強く要請されています。当社グループでは、社会からの要請に応えることはもちろんのこと、複雑化・多様化する社会課題への取り組みを将来の「成長機会」として捉え、事業を通じて「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を目指す「サステナビリティ経営」を推進することで、企業価値の向上に努めていきます。

また、当社グループの企業価値向上を実現するためには、会社のあるべき姿や使命を明確にして行動できる社員を増やすことも重要な課題であります。経営理念の実践者を増やすことで、従業員一人ひとりの自己成長と企業成長を実現してまいります。

①ガバナンス

当社グループでは、「サステナビリティ経営」を推進し、事業を通じた「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を実現するため、2022年4月より、「サステナビリティ委員会」を設置しています。また重要なサステナビリティ課題への対応強化を図るため、「サステナビリティ委員会」傘下に、4つの「部会」を設置しています。「サステナビリティ委員会」は、定期的に取り締り役会と同日に開催し、サステナビリティ課題に対する具体的な取り組み施策の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行うこととしています。取締役会は「サステナビリティ委員会」から報告を受け、当社グループのサステナビリティ課題への対応方針及び取り組みについて指示を行います。なお、代表取締役社長執行役員が「取締役会」及び業務執行レベルの最高意思決定機関である「グループ経営会議」の責任者であり、「サステナビリティ委員会」の委員長を務めています（2023年6月28日時点）。

2023年3月期における「サステナビリティ委員会」の開催回数は、合計7回でした。主に、「サプライチェーンにおける温室効果ガスの削減」「環境配慮型素材の採用推進」「責任ある調達活動の推進」「サプライチェーンにおける人権尊重の推進」に対する課題共有と中期経営計画期間における具体的な活動内容と目標設定について議論を行いました。

推進部会について：

(カーボンニュートラル部会)

ワコールグループの事業活動における環境影響・環境リスクを低減し、自主的かつ積極的に環境保全の活動を推進するため、気候変動対応やバックオフィスの環境負荷軽減など環境課題に関する活動方針や取り組み、環境保全に関連する戦略投資案件を審議するとともに、進捗状況のモニタリングを行います。

(資源循環部会)

資源循環型社会の実現に向けて、サプライチェーン上の資源・資材の持続可能な利用及び省資源対策、廃棄物の削減・リサイクルを推進するため、環境配慮型資材の調達方針や品質基準を審議するとともに、生産や調達活動における廃棄物削減の進捗状況のモニタリングを行います。

(CSR調達部会)

ワコールグループのCSR調達に関する計画立案と進捗確認の責任を担い、「ワコールグループCSR調達ガイドライン」に定める内容の遵守状況を、製造委託先や原材料調達先の自己評価等によるモニタリングから、分析・評価フィードバック、是正・改善計画、フォローアップという一連のサイクルを機能させることによって、的確に把握するとともに、継続的に是正・改善を行う取り組みを主導します。

(人権・D&I部会)

人権方針に基づく人権尊重の責務が果たされ、その業務執行が適正に行われるよう、人権擁護に関わる教育啓発活動、および人権デュー・ディリジェンスの実行への助言・提言を行います。また、多様な社員を受け入れ、個々の能力を存分に発揮できる職場環境の実現に向けて、社内セミナーの開催をはじめとした各種施策を実施してまいります。

②戦略

世界での人口増加、少子高齢化、デジタル革命の進行、グローバル化、気候変動や人権課題の深刻化など、将来の予測は難しくなっています。当社グループでは、中長期経営戦略フレーム「VISION 2030」の策定にあたり、マクロトレンドや多様なステークホルダーからの要請事項を考慮に入れつつ、2030年までに想定される事業課題と社会・環境課題を洞察し、「解決すべき社会・環境課題」と「事業成長」の両評価軸からマテリアリティ分析（重要度評価）を行ったうえで、以下のマテリアリティ（重要課題）を設定しています。

マテリアリティ（重要課題）：

対象	目的	マテリアリティ（重要課題）
顧客	顧客への提供価値の最大化	<ul style="list-style-type: none"> パーソナライゼーションの追求による顧客体験価値の向上 事業領域拡大への挑戦 商品品質の深化とサービス品質の構築
従業員	従業員ひとりひとりの成長と、働きがいの高い組織の構築	<ul style="list-style-type: none"> 自らの可能性を広げ、自信と誇りを持ち活躍できる人材への成長 共創・協業による高い成果を発揮できる組織づくり 継続的な従業員の健康増進と健康意識の向上
環境	次世代に向けた地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷を低減する事業活動の推進
社会	すべての人が自分らしく活躍できる社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 社会課題を解決する共創イノベーションの推進
ガバナンス	持続的成長の実現に向けたガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 透明性の高い経営の実践 リスクマネジメント体制の強化 収益性、資本効率の継続的改善

③リスク管理

当社グループの経営全般に関するリスクについては、代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、グループ管理統括担当取締役を委員長とする「企業倫理・リスク管理委員会」（事務局は経営企画部）を設置し、重要リスクへの対応と定期的なモニタリングを行っています。また「企業倫理・リスク管理委員会」は、当社グループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行っております。なお各事業部門や子会社で管理可能なリスクについては、各組織が事業活動の中で対応を行っています。

当社グループのサステナビリティ課題に係るリスクについては、「サステナビリティ委員会」及び各部会にて、直接操業及び一部上流・下流までを含むサプライチェーン全体への影響を短中長期的な視点で検証するとともに、それらの結果をさらに上部機関である「取締役会」に報告し、最終的に特定・評価するプロセスとなっています。また、リスクの管理についても「サステナビリティ委員会」及び各部会におけるモニタリングや達成状況の評価を通して実施しています。

④指標及び目標

当社グループは、「サステナビリティ経営」を推進し、事業を通じた「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を実現するため、11の戦略マテリアリティ（重要課題）に対応する指標を設定しています。また、目標数値については現在検討を行っており、2024年3月期中に開示する予定です。

顧客：顧客への提供価値の最大化

	戦略マテリアリティ（重要課題）	具体的な取り組み	2030年までの非財務目標
1	パーソナライゼーションの追求による顧客体験価値の向上	お客さまの感動を生むために、お客さまとのつながりを増やし、お客さまから学ぶ	ワコールグループとつながりを持つ顧客数の拡大 顧客体験を向上させるワコールならではのサービスの体験人数の拡大
		期待を超える商品と愛される商品をつくる	顧客データを活用した新製品やサービス開発の推進によるインナーウェア事業の再成長
2	事業領域拡大への挑戦	お客さまをあらゆる角度でサポートするための、新領域への挑戦	レディースインナー以外の事業成長と収益力の向上 Well-being実現に向けた新規事業の創出 社内リソースの新領域への展開
		世界のお客さまに感動を届けるための、グローバル成長の実現	海外での事業拡大
3	商品品質の深化とサービス品質の構築	時代の要求する品質管理体制および、品質レベルの追求	商品品質の継続的な監視と改善活動の実施 店頭・デジタルサービス品質の維持・向上

従業員：従業員ひとりひとりの成長と、働きがいの高い組織の構築

	戦略マテリアリティ (重要課題)	具体的な取り組み	2030年までの非財務目標
4	自らの可能性を広げ、自信と誇りを持ち活躍できる人材への成長	世代・役職関係なく、主体的に自己能力を高め、熱意をもってチャレンジする人材育成	自発的なキャリアデザイン、スキルアップの取り組みの強化 熱意を持ってチャレンジできる人材育成と環境の整備
5	共創・協業による高い成果を発揮できる組織づくり	多様な立場の人が協力し、ミッションを達成できる組織風土の醸成	多様な立場の人が協力できる労働環境の整備 会社のあるべき姿や使命を明確にして行動できる従業員の増加
6	継続的な従業員の健康増進と健康意識の向上	従業員のこころと身体の健康増進	「生産性」「心身の健康」の向上 健康への理解力（リテラシー）の向上

環境：次世代に向けた地球環境の保全

	戦略マテリアリティ (重要課題)	具体的な取り組み	2030年までの非財務目標
7	環境負荷を低減する事業活動の推進	従業員・消費者双方における環境意識の醸成	事業活動におけるエコ活動の可視化
		脱炭素社会の実現	CO2排出量の削減
		廃棄物削減の推進	製品廃棄率の低下
		資源循環型社会の実現	環境配慮型素材の使用率向上

※詳細については、「(2) 気候変動への対応」をご覧ください。

社会：すべての人が自分らしく活躍できる社会の実現

	戦略マテリアリティ (重要課題)	具体的な取り組み	2030年までの非財務目標
8	社会課題を解決する共創イノベーションの推進	女性のQOL (Quality of Life) 向上への貢献	プレストケア活動の推進
			女性のQOL向上に貢献するニーズ（商品・サービス）対応とシーズ開発
			ステークホルダーとの継続的な対話を通じた女性のQOL向上への貢献
		ダイバーシティ&インクルージョンの推進	ダイバーシティ課題（ジェンダーなど）の理解に向けた社内啓発活動の推進
			ダイバーシティ課題（ジェンダーなど）の解決に向けた外部ステークホルダーとの対話、共創活動の推進
			人権の尊重とCSR調達活動の推進
		人権デュー・ディリジェンスの構築・実施、人権教育の推進	
		CSR調達活動の対象範囲拡大	

ガバナンス：持続的成長の実現に向けたガバナンスの強化

	戦略マテリアリティ (重要課題)	具体的な取り組み	2030年までの非財務目標
9	透明性の高い経営の実践	実効性の向上を実現する最適なコーポレート・ガバナンス体制の維持・構築	コーポレートガバナンス・コードの実践
			取締役会の機能発揮と多様性確保
			企業価値を向上させる役員報酬制度の継続的改善
			公正かつモチベーション向上につながる評価・報酬制度の構築
10	リスクマネジメント体制の強化	法令遵守の徹底と高い倫理観を持った組織体の構築	企業活動における不適切な行動の防止、役員・従業員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上
		事業リスクへの着実な対応による組織レジリエンスの強化	重要リスクの選定方法や対応方針の見直し、DXや情報通信技術の運用に伴う情報セキュリティ対策の推進、事業継続体制（BCP）強化
11	収益性、資本効率の継続的改善	経営戦略の実行と役割権限の明確化	中長期戦略の実効性向上に向けた重要業績評価指標の管理強化と費用対効果の検証
			成長の実現に向けた事業ポートフォリオマネジメントの実行
			適時適切な意思決定を行う執行体制の構築

(参考) サステナビリティ委員会（推進部会）の具体的な活動について
 ※カーボンニュートラル部会、資源循環部会の活動については、「(2) 気候変動への対応」をご覧ください。
 CSR調達部会：

目的・役割	CSR調達活動の推進（責任のある調達活動の推進）
3カ年の活動方針 （2023年3月期～）	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権」「労働慣行」「環境」「倫理」など、社会的要求事項の的確な状況把握と継続的な是正・改善 ・実効性、合理性を伴った活動対象工場の拡大
2023年3月期 具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海外子会社における委託先工場でのCSR調達活動を開始 ・現地監査、ならびに援用監査の基準項目を改定 ・委託先工場で発生した課題に対する是正・改善活動の推進

人権・D&I部会：

目的・役割	人権尊重・D&Iの推進
3カ年の活動方針 （2023年3月期～）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権リスクの特定、人権デュー・ディリジェンスの実施体制の構築 ・改正障害者差別解消法、LGBTQ+顧客への対応方針の策定・実行 ・D&I推進に関するロードマップ策定・開示
2023年3月期 具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン上における人権課題に対して簡易アセスメントを実施 ・人権デュー・ディリジェンスの実施に向けて有識者ヒアリングを実施するとともに、3カ年の具体的な取り組み項目を検討・決定 ・D&I推進に向けて有識者ヒアリングを実施し、2024年3月期以降の取り組み内容を決定

(2) 気候変動への対応（TCFD提言への取り組み）

地球や企業活動に重大な影響を及ぼす気候変動は、当社グループの経営にとってリスクであると同時に、新たな事業機会をもたらすものと考え、健全な企業としての発展と持続可能な社会の実現を目指して、環境課題の解決に向けた取り組みを推進するとともに、環境情報に関する開示の拡充に取り組んでいます。

温室効果ガス排出量の削減に向けて：

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進め、サプライチェーンにおける温室効果ガスの排出量削減をより確実なものにするため、2021年よりワコール事業（国内）のサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量（Scope 3）の算定を開始しました。また、2030年に向けた国内事業所における温室効果ガス排出量（Scope 1 & 2）の削減目標を開示したほか、2022年6月には、ワコール事業（国内）のサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量（Scope 3）の削減目標も開示しています。

削減プロセス：

現在、サステナビリティ委員会傘下のカーボンニュートラル部会が中心となり、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた具体的な行動計画を検討しています。目標として掲げる国内事業所の温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けては、流通センターに新たな太陽光発電システムを導入するほか、既存事業所においても順次再生可能エネルギーへの切り替えを進める方針です。一方、サプライチェーンにおける排出量の削減に向けてはサプライヤーとの協働が不可欠となります。削減に向けた行動計画やプロセスを検討するとともに、サプライヤーへの温室効果ガス排出量削減の働きかけを行う予定です。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への対応：

当社グループは、2021年9月、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言へ賛同を表明しました。また、TCFDの提言に沿った、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目についての情報については、2022年6月末に開示しています。

①ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティ戦略のガバナンスに組み込まれています。詳しくは、「(1) サステナビリティ戦略 ①ガバナンス」をご覧ください。

②戦略

当社グループでは、分析可能なデータが揃った事業より順次シナリオ分析を実施し、気候変動問題のリスク及び機会の影響評価を行っています。

リスク：

当社グループの事業・戦略・財務計画などに影響の大きいリスクとしては、暴風雨、洪水など異常気象の激甚化や、炭素価格の上昇などがあると考えています。

機会：

当社グループは、製品廃棄の少ない製造・販売体制を構築するなど、環境に配慮した活動を推進しています。今後も「環境目標 2030」の達成を目指し、環境負荷の少ない事業活動を推進していきます。消費者や社会の環境に対する意識が高まっているため、当社グループのこのような事業活動は、売上拡大の機会になると考えています。

TCFD提言に基づくシナリオ分析：

当社グループは、TCFDの提言に従い、2023年3月期に気候変動に対するシナリオ分析を実施しました。シナリオ分析ではグループ全体に対する売上高の比率が最も高い㈱ワコールを対象に、2℃及び4℃の気温上昇時の世界を想定し、リスク・機会の抽出と対応策を検討しました。シナリオ分析の結果、2℃上昇時は環境意識の高い消費者からの支持の獲得などポジティブな影響がある一方で、炭素税の導入などの移行リスクが事業にネガティブな影響を及ぼす可能性があることがわかりました。また、4℃上昇時は暴風雨、洪水をはじめとする異常気象の激甚化などの物理的リスクが事業にネガティブな影響を及ぼす可能性があることがわかりました。今後も順次シナリオ分析の範囲を拡大し、グループ全体として詳細なリスク分析を行えるよう取り組みを進める予定です。

リスク・機会の種類				例	影響		対応策
					2℃	4℃	
移行	政策・法規制	炭素税の導入	リスク	環境税導入により諸費用が増加	中	—	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入とともに、省エネ・創エネ活動などの推進により、コスト増加を回避または軽減 サプライヤーと協働でCO2排出量削減を推進
		電力小売価格の上昇	リスク	再生可能エネルギー導入などに伴う電力価格の上昇	小	小	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ・創エネ活動などの推進により電力調達量を削減し、コスト増加を回避または軽減
	評判	消費者意識の変化	機会	環境配慮型の当社製品への消費者需要の拡大	中	小	<ul style="list-style-type: none"> 再生繊維などの環境配慮型素材の使用比率を高めるなど、地球環境にやさしい事業活動を推進 品質の高いものづくりを推進し消費者に長く使用いただくことで、消費者の衣料廃棄量の削減へ貢献
物理的	急性	異常気象の深刻化・増加	リスク	異常気象増加に伴う店舗営業日の減少	中	大	<ul style="list-style-type: none"> CX戦略の推進によりビジネスモデルを変革。店舗の売上減少をECでカバーできる販売体制を構築
	慢性	降雨日の増加や平均気温の上昇	リスク	気象パターンの変化に伴う在宅機会の増加、外出機会の減少	中	中	<ul style="list-style-type: none"> ノンワイヤー商品など、在宅ニーズに対応する製品開発を強化 自社ECの利便性を高めることにより、消費者の購買機会及び意欲の低下リスクを軽減
			機会	気候変動に伴うインナーウェアへの意識の高まり	中	中	

③リスク管理

気候変動に関するリスクは、サステナビリティ戦略のリスクに含めて管理しています。詳しくは、「(1) サステナビリティ戦略 ③リスク管理」をご覧ください。

④指標と目標

当社グループは、気候変動問題の解決と脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めるため、2030年に向けた独自の環境活動目標「環境目標 2030」を掲げています。

環境目標 2030

1. 自社排出量 (Scope 1 & 2) 「実質ゼロ」 <対象：国内事業所>

温室効果ガスの自社排出量 (Scope 1 & 2) 実質ゼロを目指し、順次再生エネルギーへの切り替えを実施

2. 製品廃棄「ゼロ」 <対象：㈱ワコール>

製品廃棄ゼロを目指すとともに、工場での残材料破棄削減に向けた取り組みを推進

3. 環境配慮型素材の使用比率「50%」 <対象：㈱ワコール>

再生繊維やリサイクル糸などに切り替えるなど、環境配慮型素材の使用比率を「50%」までに高める

4. サプライチェーン排出量 (Scope 3) 「20%削減」 <対象：ワコール事業 (国内)>

温室効果ガスのサプライチェーン排出量 (Scope 3) 20%削減を目指し、パートナー企業との取り組みを推進

なお、当社グループのCO2排出量は以下のとおりです。

(対象事業所：本社、スパイラルビル、浅草橋ビル、麴町ビル、京都ビル、新京都ビル、守山流通センター、伏見流通センター、㈱ワコールマニュファクチャリングジャパン（長崎・熊本・福岡・福井・新潟）

スコープ1 CO2排出量の推移（単位：t-CO2）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
日本	1,784	1,611	1,736	1,701
対2020年3月期		△10%	△3%	△5%

スコープ2 CO2排出量の推移（単位：t-CO2）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
日本	4,658	4,103	4,369	4,179
対2020年3月期		△12%	△6%	△10%

※海外事業については、自社排出量（Scope 1 & 2）の把握から開始し、2025年3月期までに目標を開示する計画です。

※その他の環境データについては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.wacoalholdings.jp/sustainability/environment/activities/#data>

(参考) サステナビリティ委員会（推進部会）の具体的な活動について

カーボンニュートラル部会：

目的・役割	脱炭素社会の実現（環境負荷の低い事業活動の推進）
3カ年の活動方針 (2023年3月期～)	<ul style="list-style-type: none"> 国内：温室効果ガス排出量の削減に対する行動計画の策定・実行 海外：温室効果ガス排出量の試算、削減目標の策定
2023年3月期 具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 国内事業所の排出量ゼロに向けて、削減シナリオの立案に向けた研究活動を実施するとともに、パートナー企業を選定（2024年3月期に具体的な移行計画を策定） 海外の全事業所（事務所・倉庫・工場）のエネルギーデータ取得 サプライチェーン全体の排出量削減に向けて、削減シナリオの立案に向けた研究活動を実施。強化して取り組むホットスポットを特定

資源循環部会：

目的・役割	資源循環型社会の実現と廃棄物削減の推進（㈱ワコール対象）
3カ年の活動方針 (2023年3月期～)	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型素材の使用比率の引き上げ（2023年3月期の使用比率17%を、26%まで引き上げ） 製品廃棄の削減：1.1%水準（2020年3月期水準）へ回帰（2023年3月期の廃棄率1.1%） 工場、仕入先における残材の廃棄削減（目標：2021年3月期に対して約3割を削減）
2023年3月期 具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型素材の定義を検討（材料混用率20%以上の素材を、環境配慮型素材と定義） 環境配慮型素材の使用率の目標値を策定 製品・残材廃棄の削減目標値を策定

(3) 人的資本

基礎研究、商品の企画・開発から材料調達、生産、販売に至るまでのバリューチェーンについて、その大半をグループ内のリソースによって築いている当社グループにとっては、「人材」は最も重要な経営資源であり、人的資本の最大化を目指すことは、経営上の重要な取り組みとなります。当社グループの従業員が「やりがい・働きがい・生きがい」を感じながら働ける魅力ある企業風土を実現することで、社員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮し、生産性や競争力の向上といった組織の成果に結びつき、持続的な成長につながっていくものと考えています。

①ガバナンス

各事業会社が各社の事業戦略に基づき人事戦略を展開していくうえでは、個社の人事部門が主体となって、人事課題に対する具体的な取り組み施策を立案、実行し、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価検証というサイクルを回しています。一方、グループ全体の人的資本に関するガバナンスを有効に機能させるために、人権・DE&Iやコンプライアンスの観点を中心に、各社の取り組み、整備の状況について定期的にモニタリングを行い、状況に応じた指示や要請を行っています。

中核会社である㈱ワコールでは、社長を含む取締役が参加する「人材開発会議」を設置しており、人材戦略に関する方針の検討、策定を行っています。

②戦略

事業環境の不確実性がますます高まる中、ビジネスモデルの変革を早期に進めていくうえで、担い手となる人材に関する戦略の重要性は増すばかりです。とりわけ日本国内においては少子高齢化による労働力人口の減少が進み、これまで以上に人材獲得競争が激化することは確実であり、魅力ある企業であるための人材戦略を策定、実行していく必要があります。また、果敢なく変革を進めていくためには、従業員個人のさらなる成長と、個の力を組織の力に結びつけるための環境や風土が必要です。

㈱ワコールにおいては、収益性の早期改善のための施策と並行して、中長期的に選ばれ、選ばれ続ける会社であるために、キャリア自律の支援・成長機会の提供（人材開発）、チーム力の最大化のためのマネジメント力強化（組織開発）、働きがいを支える制度・仕組み、DE&I、Well-beingの実現（風土醸成）の3つの軸で取り組みを進めていきます。

人的資本戦略（対象：㈱ワコール）

基本方針	キャリア自律の更なる促進と働きがい実感できる風土を醸成し、社員一人ひとりの個性・強みが発揮される”社員総活躍企業”を目指す
求める人物像	“自律革新型人材” 経営理念を尊重し、具現化できる人材 既成概念や現状の枠組みを見直し、熱意をもって革新できる人材 主体的に自己の能力を高め、新たな可能性にチャレンジできる人材 良好なチームワークを構築し、組織目標に貢献できる人材 健康的で健全な生活習慣を実践できる人材
経営戦略に基づく人的資本の課題	<方向性> 少数精鋭の組織運営の実現＝個の成長×組織力の向上×魅力ある風土の醸成 早期に収益力を改善するための要員計画マネジメントと並行して、中長期的な成長のための人材育成・組織開発・風土改革を実行する。 <重点課題> ①会社の成長を担う人材の獲得・育成・登用 ・事業ポートフォリオやビジネスモデルの変化に合わせた人材ポートフォリオに基づく、採用、育成を行う。 ・自律的なキャリア形成のための機会、時間の提供を拡大し、個の成長を支援する。 ②個の力を組織の成果に結びつけるためのマネジメント力の向上 ・サクセッションプランに基づく適正な登用・配置を強化する。 ・健全なフィードバック文化の醸成を通じ、マネジメント力・組織力の向上を実現する。 ③エンゲージメント・心理的安全性の高い組織風土の醸成 ・DE&Iを推進し、多様な個が公正な環境下で活躍できる心理的安全性の高い風土を醸成する。 ・公正かつ時代に合った人事・報酬体系を実現するとともに、登用・任用基準・プロセスを明確にする。
人的資本の最大化に向けた取り組み	I. 人材獲得 II. 成長支援（育成・リスクリング・キャリア形成） III. マネジメント力の強化 IV. DE&Iの推進 V. Well-beingの実現

人的資本の最大化に向けた取り組み

I. 人材獲得

当社グループは、先人たちが前例にこだわることなく今日の企業グループを築いてきたように、今後も大胆に、また果敢にチャレンジする風土を大切にしながら、新風を吹き込み新しい価値を創造する多様性の尊重こそが競争の源泉になると考えており、新卒採用と同様に経験者採用（第2新卒採用、キャリア採用等）にも力を入れております。㈱ワコールでは、今後も引き続き、経営幹部候補人材、グローバルやEC、DX等の専門人材の補完など、総合職の採用人員の3～5割程度を経験者採用としていく予定でおります。

(株)ワコールの採用状況（総合職）：

質問内容		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
経験者採用の状況	男性	2	4	1	4
	女性	6	6	1	6
	合計	8	10	2	10
新卒採用の状況	男性	10	13	7	6
	女性	13	16	16	10
	合計	23	29	23	16
経験者採用比率		26%	26%	8%	38%

II. 成長支援（育成・リスキリング・キャリア形成）

当社グループでは、従業員一人ひとりの個性や強みが発揮される企業への変革を目指し、学びの機会の提供やキャリアアップの支援など、一人ひとりの成長を支援する各種研修制度を整えています。

<人材育成>

(株)ワコールでは、「ワコールの発展は、ワコールの社員一人ひとりの資質の向上とその協力によって実現する」という考え方のもと、経営理念を实践できる人材の育成を目的に、従業員のキャリア形成と能力開発を支援する研修や従業員の主体的な学びをサポートする自己啓発支援制度などにより、従業員の成長を支援しています。

また、モノづくり基礎学習等の品質や商品力を維持・向上させるための研修や、お客さまにご満足いただくための「コンサルティング力」を高める研修など、各部門特性に応じた人材育成を実施しているほか、海外の生産工場に日本から技術者を派遣して支援・指導するなど、競争力の高いものづくりの伝承や、グローバルベースでの品質や生産性の向上に注力しています。

新人材育成体系：

(株)ワコールでは、2019年4月より、経営理念を具現化できる自律革新型人材の育成と人が育つ風土醸成を目的に、新たな人材育成体系「WACOAL TERAKOYA」の運用を開始しました。新たな育成体系では、従業員の自発的なキャリア構築と継続的学習をサポートするため、階層別研修以外の研修を拡充するとともに、手挙げ制で参加できる機会を増やしています。研修内容もアウトプット中心の実践型研修に変更したほか、他企業との合同研修も実施することで、多様な視点を学べる内容としています。事業環境が変化の中で、経営理念を実践し新たな価値を創造できる人材の育成を通して、持続的な成長を実現していきます。

人材育成プログラム（一部）：

プログラム名	実施目的	一人当たりの研修時間	年間参加人数		
			2022年3月期	2023年3月期	
階層別研修	役割・資格の変化に伴う、期待役割の認識及びマインドセットを目的に実施します。同時に会社の方向性と自身のキャリアビジョンを考える機会とします。	1～6日 (研修による)	811名	684名	
ビジネススキル	ビジネスマンとして求められる必須スキルを、社内のみならず社外人材との交流を通して学ぶことで、社内外で通用する普遍的なビジネススキルを体得できます。	7.5時間	58名	61名	
ワコールアカデミー	ワコールにおける社内ナレッジの共有、知識伝承、組織開発等を目的に社内外の講師による研修・セミナーを開催します。	7時間～	2,334名	1,217名	
Global Talent Development	事業のグローバル化が進む中、グローバルコミュニケーションスキル（業務遂行能力、語学力、異文化適応力等）を発揮できるグローバル人材を育成します。	海外業務研修	2年	5名	4名
		海外語学研修	6ヶ月	※	※
		グローバルコミュニケーション研修	1日	※	※
セルフラーニング	Eラーニングを活用した「いつでも、どこでも」学べるコンテンツ提供と主体的な能力開発・自己研鑽を支援する制度があります。	自己啓発援助制度	—	36名	160名
		通信教育・Eラーニング	—	253名	2,138名

※新型コロナウイルス感染症の影響等のため、中断

<リスキリング>

㈱ワコールでは、事業成長や新規事業に必要なスキルを持った人材を育成するため、リスキリング（学び直し）による人材育成に取り組んでいます。2024年3月期においては内勤業務の労働生産性向上を目指したITリテラシーの底上げ策の一環としてオンライン学習ツールの運用を開始しました。

<キャリア形成>

㈱ワコールでは、自ら異動先を希望できる「社内ジョブチャレンジ」制度、グループ外の企業や団体への出向によって社内では得られない経験を可能にする「社外キャリアチャレンジ」制度を拡充し、従業員が自発的にキャリアを広げる機会を増やすことで、イノベーションを起こすことができる人材の育成に取り組んでいます。また、定期社内公募の対象部門を拡大し、グループ会社も対象とする事によって選択肢を広げるとともに、応募対象者も拡大し、従業員と組織双方が積極的にキャリア開発や人材獲得に動ける仕組みを取り入れています。

Meet My Careerプログラム：

㈱ワコールは、従業員が自らのキャリアを主体的かつ前向きに切り拓いていくことを目的にした、キャリア形成に伴う多様な制度・仕組みを拡充し、キャリア自律を促進することによって働きがいの向上と組織の活性化を目指す「Meet My Careerプログラム」を導入しております。このプログラムでは、従来型の自己申告やキャリア面談、研修・自己啓発、異動に加えて、ジョブチャレンジや社内公募、社外キャリアチャレンジ、長期休職、副業など、従業員が主体的にキャリア・可能性を切り拓くための機会を供する制度を体系的に示すことによって、従業員に対して多様な働き方の能動的な実践を促し、同時に今までと異なるスキルを身につけ、磨く機会を供し、個々人の多様なキャリア開発の実現を早めることを目指しております。さらに2024年3月期からは、総合職の新入社員の配属にあたり、受け入れを希望する部門と新入社員のマッチングを行うイベント（Meet My First Career）を開催する等、新たな取り組みを行っています。

プログラム名	実施目的	人数（人）	
		2022年 3月期	2023年 3月期
ジョブチャレンジ、社内公募	自律型人材形成の一環として 「ジョブチャレンジ」自らの意思と意欲を前提に自己異動希望を示す者に、ジョブローテーションの機会を支援し、組織全体の活性化につなげる。 「社内公募」組織自らが求める人材を得ることで部門の強化を図り、社内組織全体を活性化につなげる。	15	18
社外キャリアチャレンジ	変化の激しい時代において、社外での就業経験を通して多様な視点や価値観を取り入れ、知識のアップデート、リスキリングを行うことで、適応力やレジリエンスを高めることにつなげる。	19	38
副業申請者	1. 社外での活動に携わる中で、自身のスキル・能力・専門性を高め、本業での発揮能力を高める。 2. 今後のキャリアを見据えたうえで、社外ネットワークの構築及び新たな知見、スキルを獲得する。 3. 自分の趣味や興味のあることに取り組み、更なる収入を得ることで多様なライフの充実を実現する。	40	38
長期休暇制度利用者	「自己啓発・自己開発を目的とした場合」と「配偶者が転勤、または遠隔地に居住する者と婚姻した後」において、一定期間の休職を認めることにより、就業継続を支援する。	3	5

III. マネジメント力の強化

中核会社である㈱ワコールは、売上の低迷と固定費率の高いコスト構造を背景に収益力が低下しており、トップラインの成長回帰と収益力の改善に向けて、中期経営計画で掲げる事業戦略の見直しを進めております。経営の実効性を高めるために、的確かつスピーディーに意思決定を行い、組織の成果に貢献するためのマネジメント力の強化は極めて重要な課題であり、改めてサクセッションプランに基づくマネジメント人材の発掘、育成、任用に取り組みます。また、組織力の強化の観点からは、健全なフィードバック文化の醸成も必要であると認識しています。ビジョンの実現と戦略を実行でき、かつ個の力を組織の成果に結びつけるためにメンバーを動機づけることができるマネジメント人材の確保・育成の取り組みを推進していきます。

<マネジメント人材の育成>

2024年3月期においては、新たにシニアマネジメント向けの経営理念浸透策の一環として実施するトレーニングと、全管理職を対象とした、イノベーションの源泉である多様性の推進と組織開発の基盤である心理的安全性、アンコンシャスバイアスの基礎知識の習得に取り組む計画です。

<評価制度の見直し>

㈱ワコールでは、人材の多様性を高めつつ、より生産性の高い少数精鋭の組織づくりを進めています。また、これらのベースとなる「公正な評価や処遇」、「組織の魅力を高め続けることができるリーダーの任用」についても制度及び運用の見直しを随時行っており、フィードバック文化の醸成ならびに評価結果への納得度を高めることで、組織力の強化を図っています。また、2024年3月期から新たに評価項目として経営理念（VISION 2030、アクション）に基づく要素を設定し、経営理念の浸透・実践につなげると共に、評価をコミュニケーションツールの一つとして活用し、対話の機会の充実を図っています。

IV. DE&Iの推進

当社グループは、従業員一人ひとりの働きがいを高める仕組みを追求しつつ、人的資本の量的・質的な適正化を図ることによって、健全な企業風土と強固な経営体質の構築を進めております。「相互信頼」の経営理念のもとに、多様な人材や価値観を受容し相互に信頼関係を深め、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる職場環境の実現を目指しております。引き続き、多様なキャリアパスや働き方の選択肢を拡充させるほか、新しい人事評価制度の導入を進めるなど、変化の激しい市場に対する組織の意思決定において、従業員の多様性を活かすことができる人材施策を実行してまいります。

<女性活躍>

㈱ワコールは、お客様そして従業員の多くが女性であることから、より多様な価値観を経営の意思決定に反映する必要があるため、女性の活躍推進を重要な経営課題と捉えています。そのため、女性特有のライフステージに応じた就労環境を整備し、より柔軟な働き方を促進するとともに、性別や年齢に拘らず能力や成果に応じて昇格・登用されるしくみを整備しています。なお、㈱ワコールは2021年2月に女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良であるとして、厚生労働省から「えるぼし認定」を取得いたしました。

<女性の管理職への登用>

㈱ワコールでは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しており、2025年3月期までに課長級以上の女性管理職比率を30%以上に高めることを目指しています。2023年4月1日時点の課長級以上の管理職に占める女性比率は29%となっています。

性別を問わず、早い段階からリーダー適性の高い人材の発掘を行い、経営幹部候補への育成機会の提供をさらに進めてまいります。また社員の自律的な成長をサポートしつつ、様々な事業、職務の経験を促して、継続的にキャリア意識の醸成に取り組み、経営幹部を担う人材の育成を進めます。

（詳しくは当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください）

：女性活躍推進法に基づく行動計画

<https://www.wacoalholdings.jp/sustainability/resource/diversity/>

：ESGデータ集（ダイバーシティ&インクルージョンほか）

https://www.wacoalholdings.jp/ir/library/esg_presentation/

：（厚生労働省HP）女性の活躍企業データベース・「株式会社ワコール」

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=284>

<男女間の賃金差異>

女性活躍の一つの指標である男女の賃金の差異は、㈱ワコールで52.9%（正社員53.9%、パート・有期社員58.1%、総合職79.2%、管理職91.2%）となっています。㈱ワコールでは、同一の役割であれば男女で賃金の格差は設けていないため、この差は、①管理職における男性比率が約70%程度あること、②総合職採用、特に新卒採用における女性比率が年々高まっており、結果として入社10年以下の社員においては女性社員の比率が高いこと（10年以下110名、51.9%、10年超71名、15.9%）、③総合職に対し販売職の人数比率が高いことによるものです。

男女の賃金の差異の解消に向けて、総合職における新卒採用や経験者採用で女性比率を高めているほか、年齢や性別に関係なく能力による登用を行い、管理職や役員の女性比率を高めてまいります。

<外国人の管理職への登用>

当社グループは、世界の国や地域で事業を営む企業グループとして、米国や欧州、中国をはじめとする海外各法人の代表（社長）及び重要な経営ポストに現地人材を登用しております。また、㈱ホンコンワコール、フィリピンワコール㈱及び㈱インティメイツオンライン（米国）の代表（社長）は女性が務めております。今後も引き続き、海外各市場での顧客視点による事業拡大、競争優位性の強化のために、国籍を問わない多様な現地人材の採用と重要な管理職ポストへの登用を継続的に推進してまいります。

<ワークライフバランス>

㈱ワコールでは、従業員が豊かな人生を送り、仕事において持てる能力を最大限に発揮できる職場環境の整備に取り組んでいます。この取り組みの一つ、仕事と育児の両立支援では、当事者だけでなく周囲でサポートするメンバーの双方にとって働きやすく働きがいのある職場を目指し、制度や風土の整備に取り組んでいます。また、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づいた行動計画を策定し、目標達成に向けて取り組みを行った結果、2018年には3回目の「くるみん」認定に加え、「プラチナくるみん」の認定を取得しました。今後は、従業員が仕事と家庭だけでなく社会とのつながりを積極的に持つことによって、従業員個人の中での経験やスキルの多様性を増し、仕事におけるイノベーション創出につなげられるよう、従業員が自身の時間の使い方を柔軟にできるような仕組みも作っていく予定です。

<障がい者雇用>

当社グループでは、全員がいきいきと働き続けるために必要な研修の実施や、一人ひとりの声を聴くための個別面談を通じて、環境改善、就労支援をしています。2018年2月には、障がい者の雇用促進と活躍機会の創出を目的にワコールアイネクスト㈱を設立し、2018年12月に障害者雇用促進法に定める特例子会社の認定を受けました。

ワコールアイネクスト㈱では、業務範囲を限定せず、一人が複数の業務を担当する「マルチタスク」や、業務を分業して複数で請け負う「ワークシェア」など、個々人の能力開発を促す柔軟な働き方を採用し、一人ひとりがやりがいをもち、成長を実感できる職場の実現を目指しています。法定雇用率を守ることは企業として必要なことですが、数値としての目標ではなく、ワコールの掲げる相互信頼のもと、すべての人が活躍し、成長できる職場づくりにグループ全体で取り組むことで、多様性を活かす社会の実現に貢献していきます。

：障がい者雇用や再雇用制度等については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.wacoalholdings.jp/sustainability/resource/diversity/>

V. Well-beingの実現

中長期経営戦略フレーム「VISION 2030」で掲げる「高い感性と品質で、ひとりひとりのからだどこころに、美しさと豊かさを提供し、『世界のワコールグループ』として進化・成長する」ことを実現するには、重要なステークホルダーである従業員のやりがいを高め、組織全体の生産性を向上させることが不可欠です。

㈱ワコールでは、従業員一人ひとりの働きがいや幸福度の向上こそ、高い生産性を実現する原動力と捉え、従業員とのエンゲージメント向上の一環として、Well-beingの実現のための施策を実行していきます。

<多様な働き方の推進>

㈱ワコールは、リモートワークの部門特性に合わせた積極的な活用、フレックスタイム制勤務の促進、勤務地限定制度の運用などを組み合わせ、いかに労働生産性を高めることができるかといった意識と行動変容を求めた取り組みを推進しております。実績・成果を重視する組織改革を進める一方で、多様な意見、価値観を認め合いビジネスパートナーとして個々を尊重する組織風土づくりに注力しております。新型コロナウイルスの感染予防対策として一気に普及したリモートワークですが、5類移行後も「成果・パフォーマンスを最大化するためのワークスタイル」として部門特性に応じた活用を継続します。また2023年4月からはスーパーフレックスタイム制をスタートさせるなど、引き続き働き方改革を進めていきます。

<健康経営>

㈱ワコールでは「社員の健康は、持続的成長のための重要な資産」と位置づけ、会社・健康保険組合・労働組合が三位一体となって、健康経営を戦略的に推進しています。「VISION 2030」では、「継続的な従業員の健康増進と健康意識の向上」をマテリアリティ（重要課題）の一つとして掲げています。健康経営の推進に向けて、新たに策定した「ワコールGENKI計画2025」では、従業員の心身の健康状態を高めるとともに、それらの成果を「生産性の向上」や「従業員エンゲージメントの向上」につなげていくことを目標としています。「生活習慣病対策」「がん対策」「メンタルヘルス対策」などこれまでの健康維持増進に向けた施策を継続しつつ、従業員が自発的に健康改善に取り組む環境をさらに整備することで、個々の健康に対する行動変容を促していきます。そのほか、女性特有の健康課題に対する取り組みも強化します。なお、㈱ワコールホールディングスは2017年から7年連続で「健康経営優良法人（ホワイト500）」に選定されています。

：ワコールGENKI計画2025に関しては、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.wacoalholdings.jp/sustainability/resource/wellbeing/>

③リスク管理

人的資本に関するリスクは、サステナビリティ戦略ならびに経営全般のリスクに含めて管理しています。詳しくは、「(1)サステナビリティ戦略 ③リスク管理」をご覧ください。

④指標と目標

経営戦略に基づく 人的資本の課題	人的資本の最大化に 向けた取り組み	指標と目標 (KPI)	
		指標	目標
会社の成長を担う人材 の獲得・育成・登用	I. 人材獲得 II. 成長支援 (育 成・リスキン グ・キャリア形 成)	経験者採用の状況 (総合職)	総合職採用数のうち、3～5割を経 験者採用にする
		人材育成・研修への投下費用 研修参加者数、学びへの時間投資 (労働時 間対比)	2024年3月期中に策定
		社内公募、ジョブチャレンジによる人事異 動者数、率	2024年3月期中に策定
		主体的なキャリア形成の実現度	エンゲージメント調査のキャリア実 現に関するポジティブ回答が60%以 上
個の力を組織の成果に 結びつけるためのマネ ジメント力の向上	III. マネジメント力 の強化	持続的成長につながるマネジメントの貢献	エンゲージメント調査の将来性、未 来志向に関するポジティブ回答が 60%以上
エンゲージメント・心 理的安全性の高い組織 風土の醸成		フィードバック文化の醸成	エンゲージメント調査の承認・称 賛、正当な評価に関するポジティブ 回答が60%以上
	IV. DE & I の推進 V. Well-beingの実現	ワコールGENKI計画2025のKPI達成	https://www.wacoalholdings.jp/new s/files/news211203.pdf
		障がい者雇用	2024年度法定雇用率2.5%

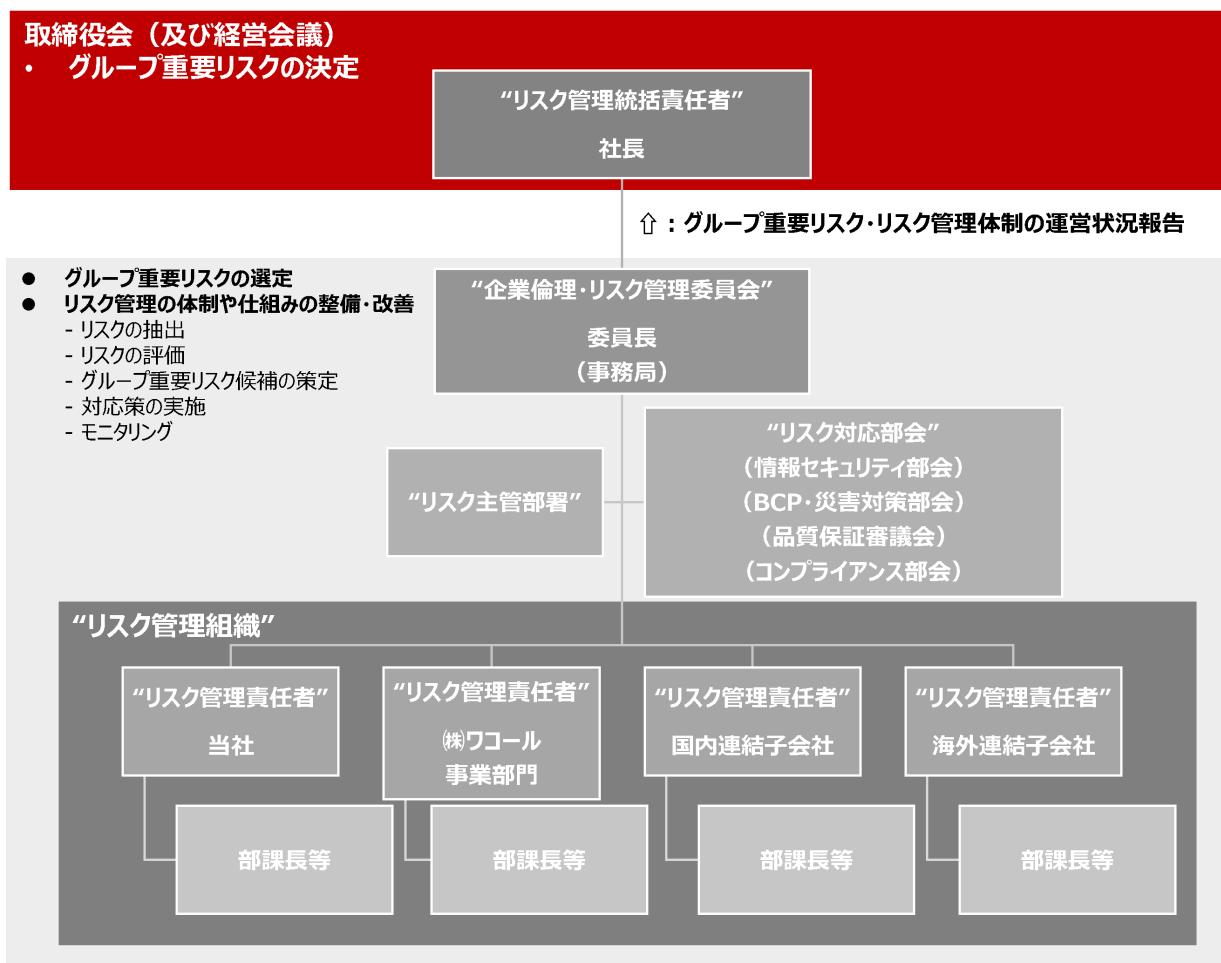
3【事業等のリスク】

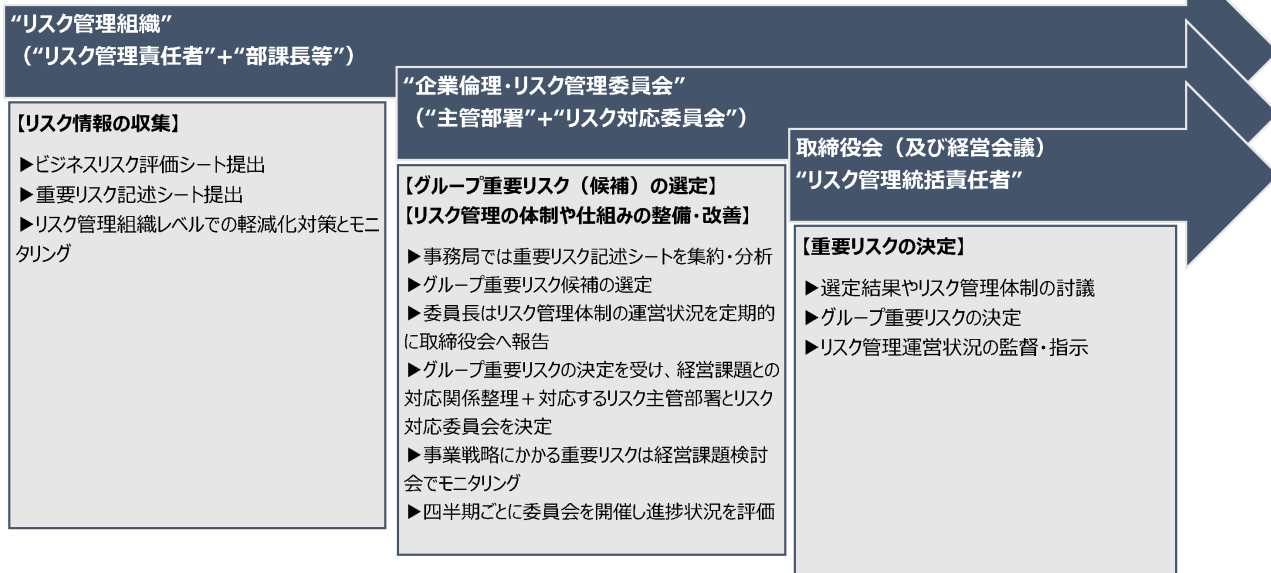
当社のリスク管理基本規程において、「リスク」とは、「当社グループにおける事業目的の達成を阻害する要因すべて」と定義しております。これらのリスクを適切に認識し、発生の可能性や影響度の評価を行い、優先度を定め、リスクへの対処を決定したうえで、リスク顕在化の可能性をできるだけ低減するための活動を行っております。同時に、その活動をモニタリングすることにより、継続的に活動内容の改善に努めております。併せて、リスクが顕在化した場合には、発生する障害・事故へ迅速な対応を行い、人びとや社会をはじめとするステークホルダーへの影響を最小限に留めるべく、リスク管理を推進しております。

(1) リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制は、「リスク管理統括責任者（代表取締役社長執行役員）」、「企業倫理・リスク管理委員会の委員長（代表取締役副社長執行役員）」を基軸として、下図のとおり、「企業倫理・リスク管理委員会（委員長が指名する委員による構成）」、また、企業倫理・リスク管理委員会の下部組織として、全社横断的な重要課題について活動方針策定やモニタリングを行う「リスク主管部署」及び「リスク対応部会（企業倫理・リスク管理委員会が決定/設置）」、さらに、企業倫理・リスク管理委員会が定めるリスク管理（抽出、評価、対応、モニタリング）を行う「リスク管理組織」及び「リスク管理責任者」によって構成されております。

「企業倫理・リスク管理委員会」では、それぞれの「リスク管理組織」から抽出されたリスクについて、発生の可能性と影響度の観点から評価を実施し、当社グループの経営に重大な影響が想定されると評価したリスク項目を、毎年、取締役会に上程し「グループ重要リスク」としての決定を踏まえております。その後、「グループ重要リスク」の項目ごとに、「リスク主管部署」、あるいは「リスク対応部会」を通してリスクを軽減化する対応策への取り組みを進め、併せて、「企業倫理・リスク管理委員会」を定期的（四半期ごと）及び必要に応じて臨時に開催し「リスク管理体制」が有効に機能しているかどうかのモニタリングを行っております。



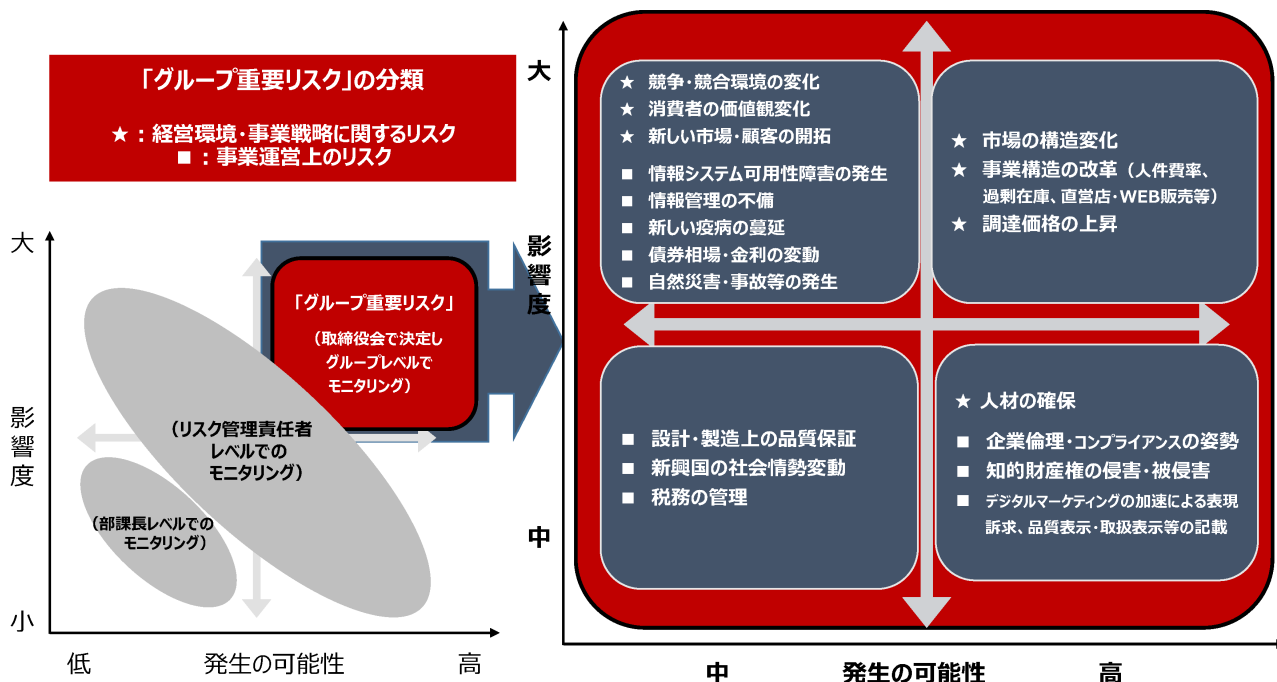


(2) 事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に、重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとその対策は後述のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

“企業倫理・リスク管理委員会”が当社グループの経営に重大な影響が想定されると評価・選定したリスク項目を、取締役会で討議し「グループ重要リスク」を定めております。なお、★印は「経営環境・事業戦略」に関するリスク、■印は「事業運営上」のリスクであります。



(2) - 1 経営環境・事業戦略に関するリスク

市場の構造変化	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>百貨店・量販店をはじめとする大規模小売店や商業施設の減少は、百貨店・量販店の売上シェアが高い当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。また、消費者接点（店舗）の減少はブランド認知率の低下、顧客の購入意欲の低下に波及するなど、この市場構造の変化は、既存業態の再編、営業政策の変更等をもたらし、グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>小売市場の構造変化（オンラインモールやフリマアプリの市場拡大）が進んでおり、旧来の百貨店、量販店及び専門店といった卸売店舗の売上シェアは漸減していくと予測しています。</p> <p>国内ではブランドや流通チャネル業態を横断したエリア販売・マーケティング体制へ移行を進め、顧客データの一元管理を実現すると同時に、いろいろな流通チャネル業態を活用いただくことによって、それぞれのお客さまの求めに応じたLTV（ライフタイムバリュー）としての顧客体験価値を高めるCX戦略を推進しています。今後も、実店舗でのパーソナルサービスの強化と、WEB販売でのストレスフリーなパーソナル情報の連携の強化に、バランスよく取り組んでいきます。</p> <p>また、海外では、オフラインとオンラインを融合した独自のサービスの展開によって、引き続き、個々の国や地域でブランド認知度を向上させる取り組みに注力する一方、競合他社には真似できないフィッティングにおける顧客体験の向上を目指しています。当社グループのグローバル展開におけるミレニアル世代の獲得、EC事業での成長機会創出・競争力強化をねらいに買収した米国のIntimates Online, Inc.をはじめとして、各々の国・地域でDXを加速させ、お客さまのLTVの向上を実現し2030年度にはEC売上比率を50%超に導くよう進めています。</p>	

事業構造の改革（人件費率、過剰在庫、直営店・WEB販売等）	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>卸売中心の事業構造の変革途上において、人件費比率が高止まりする、また、SKUの増大や総在庫総販売総生産管理の失敗による在庫の増大が、物流コストの増加や値引き評価替えを誘発するなど、収益業績に悪影響を与える可能性があります。一方、直営店やWEB販売での成長戦略を、エリア販売力の強化と併せて、迅速かつ効果的に進められないでいると流通チャネル構造の変化に抗えず、業績が低迷する可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>急速に進む市場の構造変化に中長期の経営戦略を重ねて、適正な人員体制を実現するための要員計画・組織改革を推進しています。当連結会計年度においては、(株)ワコールでフレックス定年制度の特別運用を実施し、人員及び人員構成の早期適正化、国内事業の収益力向上と事業構造改革のスピードアップ、また、従業員の今後のキャリア形成の支援を進めました。引き続き、従業員一人ひとりの会社への貢献度が見える化できる成果評価の制度整備を行い、自分たちが会社の未来を創っていることが実感できる組織風土づくりに取り組んでいきます。</p> <p>他方、従前のブランド戦略は流通チャネル業態の特性に沿って、細やかな対応を進めてきた結果、近年、約60ものブランド（サブブランド含む）を展開するまでに至りました。現在、お客さまの購買行動（カスタマージャーニー）はオンライン・オフラインを問わないシームレスなものに変化し、加えてグローバルSPA型のブランドとの競争が激しさを増しています。ブランド編成を大胆に見直し、9つの基幹ブランドに集約すると同時に、その下に30程度の構成ブランドを配置する「基幹ブランド戦略」を定めました。ブランドや商品に重複がないかなど、顧客視点で全体最適に向けた整理に取り組んでいます。顧客中心の価値創造プロセスを構築し、顧客視点で発想し「必要とされる」・「期待を超える」商品とサービスが提供できるよう、加えて、基幹ブランド戦略のベースとなるファンづくりにつながるよう、成長戦略を描き、投資領域を絞り込んでいきます。</p>	

調達価格の上昇	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>サプライチェーンの構造変化が進行し、原材料の値上がりや生産地の人件費高騰、輸送コストの上昇等により仕入価格が上昇した結果、業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>材料の調達や製品の生産においては、適切に品質とコストの両面を照合しながら、アジアの国々や地域での調達・生産の比重を増やしています。また、近年では、社会・労働環境の変化に対応し、海外生産の軸足は中国からベトナムをはじめとするASEANに移行しています。併せて、製品の企画・設計段階から、可能な限り、材料品種を増やさない集約化の取り組み、材料調達先を国内から海外に求める取り組み、廃棄に至る製品・材料の最少化への取り組みなども進めています。</p> <p>他方、当社グループでは、国内の縫製会社3社を2022年4月から1社に統合しました。国内の高い縫製技術を継承しつつ、外部環境の変化に応じた柔軟な生産管理体制を構築することにより、競争優位性強化と事業効率向上の両立を目指します。同時に、製品の研究・開発を担う部門と縫製現場の連携を、統合した縫製会社の下で一元化し、短納期・高難度・小ロット生産に対応できる生産体制を高め、事業効果の強化に取り組んでいます。</p>	

競争・競合環境の変化	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>国内外の市場において、競合会社、低価格品、また、異業種からの新規参入者などにより、市場競争が激化し、販売シェアが奪われ、長期的に業績が低下する可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>競争激化は、価格の下落、広告宣伝費の増加、売上高及び市場シェアの減少等につながり、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な影響を及ぼします。</p> <p>㈱ワコールの収益力の改善と成長軌道への回帰を実現するためには、「顧客中心戦略」を軸に、競争優位性の強化に照準を絞った取り組みが欠かせないと考えています。デジタル技術を用いてパーソナライズされた情報を顧客に提供し、流通チャネル業態やブランドを横断してお客さま一人ひとりとのつながりをさらに深める「CX戦略」を推進することによって、一層の「顧客起点」を実現いたします。また、パーソナライズアプリ「Wacoal Carnet」や、「Wacoal 3D smart & try」を通して、お客さまに、科学的に先進的に、そして、わかりやすく情報をお届けすることで、ブランドへの信頼感を高め、ロイヤルカスタマーとして「深く・広く・長く」関わっていただける絆づくりに努めています。</p> <p>さらに、米国・欧州・中国の主要3法人では、グループ独自の特徴あるブランド展開・商品戦略を高めることによって、他社との差別化を実現すべく事業への成長投資を継続しています。併せて、新興国においては先駆的な利点を獲得すべく、インド市場での出店加速と積極的な広告宣伝投資を進めています。</p>	

消費者の価値観変化	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>ブランド戦略、商品、サービスが消費者の価値観変化に合わずに、顧客を獲得できず、もしくは顧客を失って経営が悪化する可能性があります。また、ブランドマネジメント、マーケティングミックスの失敗により、若年層顧客の囲い込みが適わず、一方で既存顧客の離反が進み、ブランド価値を毀損する可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>顧客にとっての価値を創造する活動すべてを「マーケティング」と位置づけ、一連の顧客体験を描き、顧客に選ばれるための必然を創造する取り組みを高めています。商品を購入いただくといった旧来型の志向から脱却し、オンラインとオフラインのすべての顧客との接点において、顧客情報が連携され、ブランドとのつながりが生まれる仕組みを築き、お客さまの一連の行動フローに対して価値を提供し、長い関係づくり、生涯顧客づくりに変えていく取り組みをスタートしました。ブランドマネジメントの面では9つの基幹ブランドへの整理・集約、これと連動した、ブランドコミュニケーション、マーケティングコストの集中と選択を実施することで、お客さまに向けたメッセージの質と量、双方の拡充を進めています。併せて、サステナビリティ活動への取り組みを強化し、社会をはじめステークホルダーからのレピュテーション向上と確立にも力を入れています。</p>	

新しい市場・顧客の開拓	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>日本の人口減少や少子高齢化による国内市場の縮小に向けて、当社グループは、海外市場の開拓や新業態・新分野への進出等、新規市場の開拓に取り組んでいますが、一方、多様化する消費者の価値観に応えきれず、計画した成果が出せないとグループ業績に影響を与える可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>国内では、当社ブランドとの接点が少ない潜在顧客に対し、購入意欲を喚起できる商品・マーケティング施策が打ち出せず、新規の顧客獲得に苦慮しています。一連の顧客体験や購買行動（カスタマージャーニー）を見極め、顧客に選ばれる必然の創出について、改めて見直す取り組みを進めています。他方、既存の愛用者に向けたリテンションマーケティング強化の取り組みは着実に成果に結びついており、ロイヤルカスタマーとして、これまで以上に太い絆を築くことができている。ロイヤルカスタマーに対するワードローブの品揃えを拡充するなど、当社グループの提供価値として実現できるLTVの最大化に向けて、より一層、優先的に力を注いでいきます。</p> <p>一方、米国では、引き続き、デジタルマーケティングへの投資を積極的に実施することで、EC事業主体の成長を目指しています。自社EC事業強化の一環として導入したデジタルフィッティングアプリ「Wacoal-mybraFit」の利便性を向上することなどによって、現状は46%程度のEC売上比率を長期的には70%程度まで高めたいと取り組んでいます。加えて、物流インフラなど今後のEC成長を支える体制についても強化を行っています。中国では、感染症の影響からの回復を加速すべく、商品開発とWEB販売の組織体制強化を図りました。百貨店において20%程度のシェアを持つものの、下着市場全体では1%未満に留まっているため、中間層が購買の中心であるEC市場において、オフラインとオンラインの連携やCRM戦略の強化に取り組みながら、新規顧客の獲得と既存顧客のロイヤルカスタマー化を進めていきます。これらのほか、消費者に中間所得者層が多いにも関わらず、当社グループの事業規模がまだ小さいドイツやインドなどは、今後の拡大余地が大きい市場と捉えて戦略的な投資を進めています。</p>	

人材の確保	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>特に、ものづくり（企画力・技術力）、IT・デジタル、販売員、海外経営において人材の確保、育成ができないと、今後の成長や競合会社に対する優位性を作り出せず、グループの業績が低迷する可能性があります。また、販売員、退職後再雇用者の効率的配置ができないと、人件費効率の低下やモチベーションの低下が起り業績の低迷を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>当社グループではジョブ型採用をはじめ、新しい採用手段の導入による人材確保に併せて、集団型講義やオンラインでの専門知識研修の実施やOJT、海外研修制度、他社と合同で実施する異業種クロスラーニングの開催などといった、実地研修機会の充実によって人材の育成を行っています。また、キャリア採用の比重を拡大するほか、リファラル採用にも注力し多様な人材の確保による活性化も進めています。</p> <p>一方、市場の構造変化を受けて、販売員の評価については、接客人数や顧客視点での満足度（LTV=生涯顧客価値）といった成果へ見直しを進めています。また、退職後再雇用者は、再契約に際して責任と役割を高める職群を増やし、適材適所の異動を進めると同時に、目標管理評価を運用した成果配分給の採用によってモチベーション向上を図っています。</p>	

(2)－2 事業運営上のリスク

情報システム可用性障害の発生	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>システム開発のミスや遅延、また、重要なシステムに障害が発生することで、事業継続が困難になってしまうと、得意先・顧客はじめ、すべてのステークホルダーからの信頼を失う可能性があります。外部からの悪意ある攻撃、あるいは天災被害等により、基幹システムやWEB販売サイト等の稼働が不可能となった場合、ファイルサーバや従業員のPCから機密情報が流出した場合、事業への悪影響が出る可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>当社では「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ関連組織と責任に関する規程」を定め、すべての従業員に対して情報保護の必要性と責任についての理解促進を図っています。“企業倫理・リスク管理委員会”の傘下に「情報セキュリティ部会」を設置し、現状の管理体制の把握と改善、また、顧客情報や重要技術情報にかかる不正なアクセスによるデータの破壊や漏えい、ウイルスやランサムウェアによる事業運営そのものの阻害を狙ったサイバー攻撃などについて、情報の収集、現状の調査、分析等を実施しています。同時に、当社グループの活動方針や具体的対策の立案、関連規程の制定・改廃、戦略的な投資案件の討議を行い、情報セキュリティリスクの低減に努めています。具体的には、不慮のシステム障害・誤作動に備えて、システムやデバイスをリアルタイムで監視するセキュリティツールの導入と運用を開始する一方、重要なシステムは適切なハードウェアやネットワーク構成、クラウド化の選択ができていないか、また、IT資産の適切なメンテナンスが実施されているかなど、適宜モニタリングを行っています。さらに、国内連結子会社を対象に、定期的な標的型メール訓練の実施や、昨今報道されているような情報事故事例などを用いた注意喚起を行うなど、従業員の意識向上と仕組みの構築による両面からリスクの軽減を行っています。</p>	

情報管理の不備	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>情報管理の不備により、機密情報や個人情報の漏えいや紛失が発生すると、活動上、不利益を被るばかりか、社会的信用の失墜、事業運営の停止といった重大な損失影響が出る可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>当社では「情報分類規程」、「秘密情報取扱規程」、「個人情報保護規程」を定め、取り扱うすべての情報を、機密性、一貫性及び可用性の観点から適切に分類するとともに、保護・漏えい防止を図っています。また、重要情報の保護・管理の徹底をねらいに、当社グループの重要情報一覧表を整備し、経営、事業・販売戦略、製品開発、自社ノウハウ、個人情報、情報システム等の区分から、具体的なインサイダー情報事例を挙げて対策に取り組んでいます。</p> <p>とりわけ、当社グループは事業活動上、多数の顧客に関わる個人情報を有しています。将来を見据え、(株)ワコールでは「CX戦略」を成長の柱と位置付け、収集した個人情報を含めたデジタルデータを基盤としたビジネスモデルの再構築を進めています。また、海外では顧客の個人情報を直接取得するEC事業を強化し、成長の柱とする計画を進めています。国内における改正個人情報保護法の施行対応に止まることなく、個人情報保護は当社グループ事業活動上の重要性が増しています。</p> <p>“企業倫理・リスク管理委員会”の傘下に設置した「情報セキュリティ部会」では個人情報の保護・管理の強化、関連法規制への対応、従業員への教育等を含め、個人情報を外部の脅威から守るために、国内外の関係会社を対象に管理状況の調査と対策指導・助言等を進めています。</p>	

新しい疫病の蔓延	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>新疫病の蔓延による、政府・地方自治体からの外出自粛要請や店舗休業要請等を受けて、売上が低下しグループ業績に大きな影響を与える可能性があります。また、事業所内で感染者が拡大することで、従業員の出勤停止や事業所閉鎖により事業運営に支障をきたす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、顧客・取引先及び当社従業員の安全確保を第一に考え、いかに合理的に事業活動を継続すべきか、“企業倫理・リスク管理委員会”の下に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：代表取締役副社長執行役員）を設置し、国内外の感染状況を注視しながら対策を講じました。具体的には、感染状況に応じて、店頭販売員の勤務やサービスの方法、店舗の営業体制を決定するほか、内勤者には国や地域状況にあわせた勤務体制（リモート会議や在宅勤務の推進、出張・会議等の制限や緩和など）を臨機応変に示してきました。こうした対応を踏まえて、新しい疫病の蔓延に備えた指針、行動計画の見直しを進めております。</p> <p>また、感染症と共生する個人消費行動の変化を見通し、通販サイトの利便性向上や感染の予防をしながら行動範囲を広げるワードローブの提案など、お客さまが求めるサービスの強化や新たな商品の開発を行い、競争優位の確保に努めます。</p> <p>生活必需品を扱う企業として衛生的で快適な生活を守り、お客さまに安心を提供し続ける責任を果たします。</p>	

債券相場・金利の変動	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>保有する上場株式や債券等の市場価値が下落し、減損が発生する可能性があります。他方、年金資産の評価減・積立不足は追加拠出や引当が必要となりグループ業績に影響を与える可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>当社及び当社の特定完全子会社の㈱ワコールが保有している株式の状況は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (5) 株式の保有状況」を参照ください。</p> <p>当連結会計年度を初年度とする中期経営計画では、2025年3月期末までに保有する政策保有株式を150億円以上縮減する方針を示しています。当連結会計年度は、取締役会にて、個別の銘柄ごとに保有によって実現している収益が当社資本コストを上回っているか、当社の企業価値向上につながっているかを検証した結果、保有意義が希薄化した7銘柄・約40億円の処分・縮減を進めました。</p> <p>他方、退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の仮定に基づき算出していますが、有価証券の相場並びに金利環境の変化等により、実際の結果が仮定と異なる場合、または仮定に変化があった場合には、退職給付費用及び債務が増加するリスクがあります。当社は国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しています。割引率については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 21. 従業員給付」を参照ください。</p> <p>企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、財務・人事・経理等の部門長らで構成する年金委員会を設置し、四半期単位で資産運用方針や政策的資産構成割合等を検討すると同時に、外部の運用コンサルティング会社を起用し専門能力・知見を補完しています。</p>	

自然災害・事故等の発生	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：大
<p>● リスクの内容</p> <p>地震などの自然災害や火災・爆発等が発生し事業所・生産拠点が被害を受ける、あるいは、従業員が被災する可能性があります。また、交通網の遮断や電力供給の停止、通信回線の不通等、大型小売店や直営店舗、通販サイトや物流網の被災により事業活動に支障が出る可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>首都直下型地震をはじめとする大規模事故の緊急事態に備え、“企業倫理・リスク管理委員会”の傘下に設置した「BCP・災害対策部会」では、主要な事業拠点が被災した際のBCP策定を順次整備するなど、予防・減災、応急・初動、復旧・復興の観点で事業継続マネジメントに取り組んでいます。</p> <p>具体的には建物の耐震化、データ関連サーバのクラウド化、災害発生時の従業員安否確認システム、モバイルワークなどといった環境整備に加え、社会的責任を踏まえて、緊急時においてもサービスや製品の安定供給ができるよう、販売事業所の業務バックアップ体制の確立や生産拠点の分散化配置によって、リスクの低減を図っています。また、当連結会計年度においては、首都直下型地震による被災を想定したBCPが合理的に機能するかを検証訓練を行いました。</p>	

企業倫理・コンプライアンスの姿勢	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>第三者から、サプライチェーンにおける人権、労働、環境問題等を指摘・公表され、事業活動に影響を与える、企業価値を毀損する可能性があります。また、企業倫理・コンプライアンスに反する行為が増加する、あるいは、ソーシャルメディアやブログ等のWEBサイト上を含めた広告表現や発言に問題が発生することによって、社会的な信頼を失い、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>当社グループを取り巻く国内外の法令や規制等への違反、社会的要請に反する行為等があった場合は、処罰や社会的な信用の低下などにより、経済的・社会的な影響を受けるリスクがあります。「企業倫理・ワコールの行動指針」を定め、従業員に頒布し周知徹底を図るだけでなく、“企業倫理・リスク管理委員会”の下に設置した「コンプライアンス部会」の活動を通じて、従業員への啓発活動、内部通報制度、外部専門機関による法令ヘルスチェックなどの施策を拡充し、法令順守の強化に努めています。</p> <p>また、当社グループの事業領域において特に注力すべき点として、サプライチェーンでの労務・人権問題が挙げられます。過去には人権NPOから連結子会社の発注先である海外縫製工場における労務・人権問題について指摘を受けたことや、国内において二次製造委託先の外国人技能実習生に対する超過勤務手当の未払いが発覚したことがありました。2018年4月に立ち上げた「CSR調達部会」を、現在は“サステナビリティ委員会”の傘下に移管し、人権の尊重、環境・社会との調和、法令の順守、労働慣行、事業慣行の観点などから、製造委託先等の工場ごとに自己評価と現地監査を行い、是正・改善計画の策定とモニタリングを行う取り組みを高めています。併せて、CSR調達活動の対象先を、製造委託先を超えて漸次拡大を図るとともに、仕入先一覧を開示しています。</p>	

知的財産権の侵害・被侵害	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>知的財産権を侵害されたり侵害したりすることで、訴訟や経済的損失が起きる可能性があります。また、近年、インターネット上で当社ブランドを詐称した「なりすまし広告・偽サイトへの誘導」が拡がっています。注意喚起や排除措置といった適切な対策を怠れば、消費者や市場からの信頼失墜を招きかねず、戦略的な知的財産権の保護や活用ができないと、事業に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>当社グループは知的財産権があらゆる事業活動に関わり、競争優位性を確保する重要な資産であると認識しています。</p> <p>ブランドや、独自の技術、デザイン、サービス等を、自社の競争力の源泉として知的財産権で保護・活用できるよう、一方で他社の知的財産権を尊重し侵害しないよう、従業員に対しセミナーによる教育や業界知財動向の共有を行い、正しい理解を促しています。また、外部専門家との連携を強化するなど、知的財産担当部門の知見を高めDXやCX戦略、新規事業における知的財産権の保護、活用を進めています。</p> <p>また、国内外における模倣商品の出現や、他社による商標、特許等の無断使用といった知的財産権の侵害には、侵害者に対して権利主張を行い、厳格に対応を行うこととしております。最近では、EC事業のボーダーレス化に伴ったブランド価値の毀損、とりわけ、SNSを中心とした当社ブランドを騙る「なりすまし」の広告・販売の出現については、消費者への注意喚起の実施、販路の追跡と監視、排除措置の実施等に力を注ぐとともに、日本国内に留まらない消費者保護、ブランド保護対策に努めています。</p>	

デジタルマーケティングの加速による表現訴求、品質表示・取扱表示等の記載	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：高	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>主流になりつつあるデジタルマーケティングにおいて、従業員参加型を含むSNS上の発信内容、サステナビリティを巡る国際基準に逆らう概念での訴求表現によって、ネガティブキャンペーンや発信者への誹謗中傷をはじめとする社会問題を招き、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。他方、品質表示等の法令違反や機能性表示における不適切な表現は社会的な信用を損なう可能性があります。また、商品の回収・表示変更のコスト発生、販売中止によって損失影響が出る可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>消費者が適正に商品を選択し使用するための品質表示については、商品そのものに付帯させる法定表示に始まり、店頭やメディアでの広告・宣伝での訴求、販促表現、知的財産保護表示など多岐にわたっており、リスクが顕在化しやすい事案だと認識しています。また、インフルエンサーや従業員参加型の積極的なデジタルマーケティング活動を通じた、当社の発信や参加者の言動に対する社会的な批判が、昨今においては、その内容の真偽に関わらず拡散されるリスクも認識しています。</p> <p>“企業倫理・リスク管理委員会”傘下の「品質保証審議会」、「品質管理委員会」の活動を通して、表示内容を決定する部門でのダブルチェックを前提にした表示確認体制の整備、表示決定のプロセスにおける可能な限りのシステム化、表示ミス発生時の迅速な対応、問題発生後の再発防止のための徹底的な原因究明と対策の実施といった、一連のサイクルをルール化し運用しています。また、品質表示に関わる社内啓発活動と担当者教育を、定期的実施しています。</p> <p>併せて、国内外の関係会社ごとの事業環境に照らしたSNS運用規程を定めて周知徹底を行うとともに、マーケティングやコミュニケーション部門の従業員を対象に、訴求表現内容の事前確認・適否判断を行うための教育を推進しています。</p> <p>このほか、独禁法、景表法、薬機法などと絡めたガイドライン各種の制定と改訂、e-ラーニングによる従業員を対象にした教育の実施などによって、リスクの軽減を図っています。また、機能・効能表現においては、商品化計画部門と研究部門、品質保証部門間の連携フローと併せて表記ルールの再整備を行い、外部の機関を交えたエビデンスデータの確認体制を整えています。</p>	

設計・製造上の品質保証	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>不良品を販売することや商品が人体へ危害を及ぼすこと等により、商品回収等のコストが発生する、当社が高品質の商品を提供するというレピュテーションが損なわれ社会的信用を失うといった、業績への悪影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>高品質な商品をグローバルに提供できることが、当社グループの強みの一つです。“企業倫理・リスク管理委員会”の下に「品質保証審議会」を設置し、安全性ガイドラインを整備すると同時に、製品企画・設計・開発時点での安全性確認ルールの順守、製造時の検査の徹底、問題発生時の原因追及と再発防止策の策定に取り組んでいます。併せて、こうした活動・情報内容については、グループの国内外関係会社へ水平展開・共有化を図ることによって、品質意識の高揚、全体での管理体制の底上げを行っています。また、「品質保証審議会」の傘下では、商品化計画を担う部門ごとのメンバー選出による「品質管理委員会」を運営し、個別課題への対策フォローアップ、品質管理全般に対する社内教育を実施しています。</p> <p>他方、生産拠点の現場では、定めた品質管理・検査の徹底のみならず、製品受入ロックシステム（材料基準達成製品のみ受け入れ）の運用による基準未達品の排除、検査人員の技量の標準化、品質優秀表彰制度による従業員のモチベーションアップに取り組んでいます。</p>	

新興国の社会情勢変動	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>新興国に生産拠点を構える当社グループは、政治的不安定状態、法改正や制度変更、ストライキの発生、人材の確保難などによって材料調達や生産が滞り、業績に影響を与える可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>各国・地域の法律・規制の動向には常に十分な注意を払い、現地情報の収集・分析に努めています。現地の“リスク管理責任者”と連携し、地域の実情を把握し、必要に応じ外部の弁護士、コンサルタントなど、専門機関の協力を得て対応を行うよう整備と運用を図っています。軍事政権による掌握が続くミャンマーでは法律・規制の動向に加え、人権課題への対応についても注視しています。地政学的なリスクも見据え、適切な生産拠点の分散を行いリスクの軽減化に努めています。</p>	

税務の管理	
<input type="checkbox"/> 発生の可能性：中	<input type="checkbox"/> 影響度：中
<p>● リスクの内容</p> <p>税制改正や移転価格の調査等による多額の課税がなされた場合には、風評被害の他、当社グループの財政状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>● 対応策</p> <p>繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得を合理的に見積もったうえで計上しています。将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼすリスクがあります。これを踏まえて、当社では、適宜、経営環境の変化等に照らし、将来の課税所得の見積もりに関する見直しを行い、回収可能性を合理的に判断しています。</p> <p>2021年1月には、事業を展開する国・地域の法令、国際税務関連法規を順守し、透明性の高い税務管理を行い、ステークホルダーからの信頼を得ることをねらいに「税務行動指針」を策定し開示しました。この指針では、国内外の連結子会社を対象に、税務の最新情報入手や研修による啓発活動を含めたグループ税務体制の構築をはじめ、不確実な税務ポジションへの対応、優遇税制の適用、グループ会社間取引、租税回避行為の禁止、税務に関するディスクロージャー等のガイドラインを示しています。加えて、当連結会計年度より、国内連結子会社を対象にした定期的な税務研修会を運営しています。当該研修会では、インボイス制度など、時事の税制改正に適切な対応を進める確認を行う一方、「税務行動指針」の周知・徹底を行っています。また、同指針に記載したガイドラインの運用状況については、IFRIC23の指針に基づいた対応状況と併せて、国内外の連結子会社から、事業年度末に報告書を受けることによってモニタリングを行っています。このほか、BEPSをはじめ国際税務に関する動向を把握し、適宜、海外連結子会社と最新情報を共有するなど、当社グループにおける税務体制の整備に努めています。</p>	

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

また、当社グループは当連結会計年度から従来の米国会計基準に替えてIFRSを適用しており、前連結会計年度の数値もIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

（単位：百万円）

	2022年3月期 実績	2023年3月期 実績	前期比	
			増減額	増減率
売上収益	172,072	188,592	+16,520	+9.6%
売上原価	76,248	82,189	+5,941	+7.8%
売上総利益	95,824	106,403	+10,579	+11.0%
販売費及び一般管理費	95,330	102,301	+6,971	+7.3%
その他の収益	3,749	5,254	+1,505	+40.1%
その他の費用	952	12,846	+11,894	—
営業利益（△損失）	3,291	△3,490	△6,781	—
金融収益	1,930	1,517	△413	△21.4%
金融費用	232	795	+563	+242.7%
持分法による投資損益	△906	2,069	+2,975	—
税引前利益（△損失）	4,083	△699	△4,782	—
親会社の所有者に帰属する当期利益（△損失）	1,732	△1,776	△3,508	—

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）における当社グループの経営環境は、主要国において主力商品であるインナーウェアの販売が苦戦したことから、厳しい結果となりました。国内は、経済活動に対する制限の緩和が進み、個人消費の回復の兆しが見られたものの、当社店舗への来店客数が伸び悩んだことに加え、物価上昇を受けた買い控えの影響もあり、当初の想定を下回る水準で推移しました。米国は、個人消費の減速や取引先の仕入抑制を受けて低調に推移したほか、中国も新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）に対する厳格な行動制限が長期化したことから苦戦しました。一方、欧州は主力ブランドが好調に推移したことにより成長基調を維持したほか、アジア各国についても行動制限の緩和を受けて回復しました。

このような状況のもと、当社グループは、2022年6月に中長期経営戦略フレーム「VISION 2030」、及び当連結会計年度を初年度とする3か年の中期経営計画を公表し、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。国内事業においては、引き続き、「顧客データの活用」、「オンラインとオフラインの融合」等による顧客体験価値の向上に向けた独自のCX戦略を推進するとともに、収益力の向上に向けた取り組みを強化し、「レジリエントな企業体質への転換」を進めました。海外事業においては、既存進出エリアでの堅実な売上拡大に加え、EC事業の拡大など、さらなる成長に向けた取り組みを進めました。また、財務戦略については、収益力の向上と資本効率の改善に向けた諸施策を進め、ROEの向上に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上収益は1,885億92百万円（前期比9.6%増）となりました。営業損益は、旧大阪事業所の固定資産売却益（30億24百万円）などがあった一方で、ワコールインターナショナル（米国）に係るのれんや無形資産などの減損損失（100億33百万円）やワコールでのフレックス定年制度の特別運用の実施に伴う費用計上（7億45百万円）などにより、34億90百万円の営業損失（前期は32億91百万円の営業利益）となりました。税引前損益は、持分法による投資利益の計上がありました。営業損失が響き、6億99百万円の損失（前期は40億83百万円の税引前利益）、親会社の所有者に帰属する当期損益は17億76百万円の損失（前期は17億32百万円の当期利益）となりました。

なお、当該期間の為替換算レートは、1米ドル＝135.47円（前期112.38円）、1英ポンド＝163.15円（同153.56円）、1中国元＝19.75円（同17.51円）であります。

報告セグメントの経営成績を示すと次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2022年3月期		2023年3月期		前期比	
	実績	構成比	実績	構成比	増減額	増減率
売上収益合計	172,072	100.0%	188,592	100.0%	+16,520	+9.6%
ワコール事業（国内）	88,128	51.2%	96,746	51.3%	+8,618	+9.8%
ワコール事業（海外）	59,214	34.4%	66,732	35.4%	+7,518	+12.7%
ピーチ・ジョン事業	12,200	7.1%	11,918	6.3%	△282	△2.3%
その他	12,530	7.3%	13,196	7.0%	+666	+5.3%

(単位：百万円)

	2022年3月期		2023年3月期		前期比	
	実績	売上比	実績	売上比	増減額	増減率
営業利益（△損失）	3,291	1.9%	△3,490	—	△6,781	—
ワコール事業（国内）	604	0.7%	2,862	3.0%	+2,258	+373.8%
ワコール事業（海外）	2,055	3.5%	△7,397	—	△9,452	—
ピーチ・ジョン事業	1,650	13.5%	915	7.7%	△735	△44.5%
その他	△1,018	—	130	1.0%	+1,148	—

① ワコール事業（国内）

ワコール事業（国内）については、中期経営計画のコア戦略で掲げる「レジリエントな企業体質への転換」の実現に向けて、顧客体験価値の向上に向けた独自の戦略を推進するとともに、収益力の改善に向けて事業構造改革の取り組みを進めました。

当期については経済活動に対する制限の緩和が進んだものの、話題性のある商材の不足などを背景に当社店舗への来店客数が伸び悩んだことに加え、物価上昇を受けた買い控えや、取引先の仕入抑制などの影響もあり、当初の想定を大幅に下回る結果となりました。再成長に向けて注力するCX戦略については、顧客データの統合を通じたリテンションマーケティングの強化などが奏功し、会員顧客による購買は計画通りに推移しましたが、新規を含む非会員顧客による購買については、来店や顧客獲得に繋がる効果的なプロモーション施策を打ち出せなかったことから低調な推移となりました。

これらの結果、当該セグメントの売上収益は967億46百万円（前期比9.8%増）となりました。営業利益は、急激な円安に伴う原価の高騰や店頭売上の苦戦に伴う返品増加などの影響を受けたものの、増収効果に加え、コストコントロールの徹底や固定資産（旧大阪事業所など）の売却益の寄与などもあり、28億62百万円（前期比373.8%増）となりました。

なお、当期から、ワコールにおける百貨店等との消化取引については、売上を店頭価格ベースに変更しておりますが、遡及修正はしておりません。当該変更により、売上収益と販売費及び一般管理費がそれぞれ同額（54億15百万円）増加しているため、営業利益に影響はありません。

② ワコール事業（海外）

ワコール事業（海外）については、中期経営計画のコア戦略で掲げる「グローバル成長の加速」の実現に向けて、デジタルマーケティングの強化による新規顧客の獲得と、データ活用やCRMの強化による既存顧客のロイヤルカスタマー化に取り組みました。

ワコールヨーロッパは、ボディポジティブのトレンドの高まりを背景に「Elomi」ブランドが伸長したことに加え、スィムウェアも好調な推移となりました。これを受けて百貨店や専門店、ECの売上が堅調に推移した結果、成長トレンドを維持しました。ワコールインターナショナル（米国）は、急激な物価上昇などに伴う個人消費の減速の影響を受け、低調に推移しました。米国ワコールは、店頭売上の低迷や取引先の仕入抑制、主力商品の生産遅延などの影響による実店舗チャネルの苦戦が響き、現地通貨ベースで減収となりました。「LIVELY」ブランドを展開するIntimates Online, Inc.は、足元のマーケティング環境の悪化を受け、2022年8月に経営体制を刷新して収益性の改善に取り組みましたが、広告宣伝費を大幅に抑制したことで訪問客数が落ち込み、大幅な減収となりました。中国ワコールは、ゼロコロナ政策下での厳格な行動制限による商業施設の休業や来店客数の減少に加え、ECの苦戦が響き、大幅な減収となりました。

これらの結果に加えて、主要通貨が円安に推移したことから、邦貨換算後の当該セグメントの売上収益は667億

32百万円（前期比12.7%増）となりました。営業損益は、売上低迷による中国ワコールの営業損失やワコールインターナショナル（米国）における減損損失の計上が響き、73億97百万円の営業損失（前期は20億55百万円の営業利益）となりました。

③ ピーチ・ジョン事業

ピーチ・ジョン事業については、消費者のニーズを捉える商品開発を進めるとともに、効果的なマーケティング戦略の展開によって高い利益水準の獲得を目指し取り組みました。

当期においては、前期の感染症影響の裏返しに加え、主力の「ナイスバディシリーズ」の店頭売上が好調に推移したことなどから直営店の売上は前期を上回りました。一方、自社ECの売上は、新たなミューズや新商品を活用したコンテンツマーケティング施策を実施して訪問者の増加を図りましたが、効果を得ることができず、前期の水準を下回りました。また、2022年12月をもって中国子会社の事業活動を終了しております。

これらの結果、当該セグメントの売上収益は119億18百万円（前期比2.3%減）となりました。営業利益は、広告宣伝費の抑制に努めたものの、減収影響に加え、円安に伴う原価上昇、中国子会社の事業活動の終了に伴う損失などが響き、9億15百万円（前期比44.5%減）となりました。

④ その他

その他については、中期経営計画のコア戦略で掲げる「レジリエントな企業体質への転換」に向けて、不採算事業の対処や固定費の見直し等、確実に利益を出し続けることができる体制の構築を進めました。

当期については、ルシアンは自社ブランドの売上が回復したものの、大手衣料品チェーン向けのプライベートブランド商品の販売が不調に終わった結果、減収となりました。七彩及びAiにつきましては、行動制限の緩和に伴う需要の回復から増収となりました。

これらの結果、当該セグメントの売上収益は131億96百万円（前期比5.3%増）、営業利益は1億30百万円（前期は10億18百万円の営業損失）となりました。各社の売上水準は感染症拡大前を下回る水準に留まっておりますが、オペレーション見直しの進展による収益構造の改善に加え、ルシアン子会社の工場用地の退去に伴う補償金の計上などから、黒字を確保しました。

(参考) 主要子会社の売上収益・営業利益（△損失）

(単位：百万円)

売上収益	2022年3月期		2023年3月期		前期比	
	実績	構成比	実績	構成比	増減額	増減率
ワコール	81,184	47.2%	90,948	48.2%	+9,764	+12.0%
ワコールインターナショナル(米国)	25,282	14.7%	28,014	14.9%	+2,732	+10.8%
ワコールヨーロッパ	16,305	9.5%	19,184	10.2%	+2,879	+17.7%
中国ワコール	11,734	6.8%	10,365	5.5%	△1,369	△11.7%
ピーチ・ジョン	12,200	7.1%	11,918	6.3%	△282	△2.3%
ルシアン	3,475	2.0%	3,189	1.7%	△286	△8.2%
七彩	6,042	3.5%	6,196	3.3%	+154	+2.5%

※外部売上収益のみを記載しております。

(単位：百万円)

営業利益（△損失）	2022年3月期		2023年3月期		前期比	
	実績	売上比	実績	売上比	増減額	増減率
ワコール	1,733	2.1%	2,753	3.0%	+1,020	+58.9%
ワコールインターナショナル(米国)	490	1.9%	△9,448	—	△9,938	—
ワコールヨーロッパ	1,945	11.9%	1,680	8.8%	△265	△13.6%
中国ワコール	△166	—	△698	—	△532	—
ピーチ・ジョン	1,650	13.5%	915	7.7%	△735	△44.5%
ルシアン	△593	—	111	3.5%	+704	—
七彩	△145	—	9	0.1%	+154	—

(2) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、自己株式の取得や借入金の返済による現金及び現金同等物の減少に加え、のれんや無形資産の減損などにより、前連結会計年度末に比して138億81百万円減少し、2,852億96百万円となりました。

負債は、借入金やリース負債が減少したことなどにより、前連結会計年度末に比して61億32百万円減少し、721億77百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する持分は、利益剰余金の減少や自己株式の増加などにより、前連結会計年度末に比して81億56百万円減少し、2,098億34百万円となりました。

以上の結果により、当連結会計年度末における親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末に比して0.6ポイント増加し、73.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比し107億4百万円減少し、267億81百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、当期損失17億34百万円に減損損失などによる調整を加えた金額に対して、資産及び負債の増減などによる調整を行った結果、73億34百万円の収入（前期に比し92億88百万円の収入減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券及び有形固定資産の売却などにより、39億2百万円の収入（前期は30億42百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得や借入金の返済、配当金の支払などにより、225億41百万円の支出（前期に比して184億66百万円の支出減）となりました。

(4) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当連結会計年度の生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、ピーチ・ジョン事業については、すべて販売会社のため該当事項はありません。また、その他のセグメントについては、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載していません。

報告セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
ワコール事業（国内）	40,284	116.8
ワコール事業（海外）	17,510	120.0
合計	57,794	117.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 生産実績の金額は製造原価によっております。

②受注実績

その他のうち(株)七彩の店舗内装工事部門については受注生産形態をとっております。

当連結会計年度におけるその他の受注実績を示すと、次のとおりであります。

報告セグメントの名称	受注高（百万円）	前期比（％）	受注残高(百万円)	前期比（％）
その他	4,134	106.4	188	151.6

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

③販売実績

当連結会計年度の販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

報告セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
ワコール事業（国内）	96,746	109.8
ワコール事業（海外）	66,732	112.7
ピーチ・ジョン事業	11,918	97.7
その他	13,196	105.3
合計	188,592	109.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金の流動性は、主に営業活動による純現金収入によります。営業活動による純現金収入により、外部からの多額の借入や、その他の資金調達手段に頼らずに、大部分の運転資金の確保や設備投資、配当金の支払が可能となっております。ただし、金融機関に借入枠は設けており、2023年3月31日現在の借入枠の合計は551億22百万円、借入枠を設けている借入金の残高は80億84百万円となっており、主な残高の内訳としては当社が50億円、WACOAL INTERNATIONAL CORP.が28億4百万円、㈱トリーカが2億80百万円となっております。

これらの借入枠の期限は、ほとんどが自動的に更新されるものであり、現状更新を妨げるような事象は発生していないと考えております。仮にいずれかの子会社において借入が不可能になったとしても、グループの各社から資金を供給することが可能であると考えております。また、資金需要について大きな季節変動はありません。

また、子会社からの親会社への配当に係る規制は特に無いと考えております。

なお、感染症による影響の度合い、期間が不透明であったため、当社は2020年4月以降に金融機関に追加の借入枠を設け、手元流動資金を確保するため最大400億円の借入を行いました。当期までに350億円を返済しております。今後も目的や収益性を厳格に見積もることで、資金の流動性を確保していきます。

①設備投資

「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」に記載しております。

②キャッシュ・フロー

「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成されております。これらの連結財務諸表の作成にあたっては、当社グループは重要な見積りや仮定を行う必要があります。

なお、重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、人体と衣服の調和を実現し、よりよい製品づくりを支えるため、人間科学研究開発センターを中心として研究開発に取り組んでおります。

当社グループは、1964年以降日本人女性の体型を正確に把握するため、女性の体型調査を継続して実施してきました。シルエット分析システムの開発や三次元計測システムの導入、更により高度な人間の感覚計測にも取り組み、人間の形態・生理・心理の三側面からの研究開発を行っております。研究成果として、1995年～1998年に通産省（現経済産業省）プロジェクトへの参加を通じて、感覚生理研究を強化充実し、「加圧生理」、「温熱生理」、「皮膚生理」面での基礎研究をもとにして、着心地が良いだけでなく生理的にも効果のある新製品の開発を行ってきました。2005年には、日常歩行をエクササイズ歩行に変え、健康で美しいからだづくりをサポートする画期的なスタイルサイエンス商品を開発し、世の中に新しい商品市場を開拓しました。また、2010年には同一人物の20代から50代に至る体型変化を分析し、加齢によるからだの変化（エイジング）の原則を発表し、エイジングに対応した新製品開発を強化するとともに、加齢による体型変化の小さい人の生活習慣をヒントにした新機能製品の開発、2020年には「重力によるバスタの動きと皮膚研究」の研究報告をもとに「重力からバスタを守る」ことの大切さの研究発表カンファレンスを実施し、同研究をもとにした「重力に負けないブラ」や「重力に負けないボトム」等の新機能製品の開発、2021年には大学や他社との共創型「からだ文化研究プロジェクト」を発足させ、からだ文化市場の創造活動を開始、2022年3月には関係者を対象に「からだ文化シンポジウム」を東京青山スパイラルホールで開催。2022年6月には人間科学研究開発センターが監修開発したサイズ判定アルゴリズムを搭載した3Dボディスキャナー Samrt&Try Pocketの運用を開始しました。

当連結会計年度は、からだ文化市場の醸成のため、「からだ文化研究プロジェクト」を推進し、多くの研究及び情報発信を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費に598百万円計上しました。

なお、当社グループの研究開発活動は、主にレディスインナーウェア等の基礎研究から商品開発に及ぶさまざまな研究を行っており、特定のセグメントに関連付けることが困難であるため、セグメントごとに記載しておりません。

今後も、「ひとりひとりが自分らしく美しくいられるように」、「美」「快適」「健康」の3領域を基軸に、顧客満足及び企業価値の増大に貢献し得る研究開発の充実を図り、商品力の強化とお客様に納得と満足を感じていただける新製品や新サービスの開発に邁進する所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、5,048百万円であります。主な内容は、子会社における情報システム投資及び所有不動産の設備維持補修工事等に関するものであります。

ワコール事業（国内）については3,258百万円、ワコール事業（海外）については1,412百万円、ピーチ・ジョン事業については331百万円、その他については47百万円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
本社 (京都市南区)他	ワコール事業 (国内)	管理業務設備他	19,363	1,212	16,412 (268,587)	36,988	112 [-]

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置・ 車両運搬具 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
㈱ワコール本社 (京都市南区) 他京都地区2事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	43	144	-	188	1,740 [55]
㈱ワコール東京店 (東京都千代田区) 他東京地区1事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	35	25	-	60	1,303 [29]
㈱ワコールスパイラル営業部 (東京都港区)	ワコール事業 (国内)	営業設備	91	25	-	117	- [-]
ワコール流通㈱ 守山流通センター (滋賀県守山市)	ワコール事業 (国内)	商品管理設備	26	317	-	343	327 [-]
㈱ワコールマニュファクチャリ ングジャパン 長崎工場 (長崎県雲仙市)	ワコール事業 (国内)	生産設備	-	58	-	58	288 [-]
㈱トリーカ (鳥取県西伯郡南部町) 他3工場	ワコール事業 (国内)	生産設備	444	41	180 (40,840)	665	147 [53]
㈱七彩 大阪商品センター (大阪市淀川区)	その他	生産設備	146	18	150 (2,790)	314	17 [-]

(3) 海外子会社

2023年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置・ 車両運搬具 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
WACOAL AMERICA, INC. (米国 ニュージャージー州)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 商品管理設備	924	728	322 (32,300)	1,974	203 [-]
WACOAL DOMINICANA CORP. (ドミニカ共和国 サントドミンゴ市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	1,339	424	225 (34,356)	1,988	2,174 [-]
WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD. (シンガポール)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	10	16	248 (235)	274	37 [4]
WACOAL HONG KONG CO., LTD. (香港)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	293	-	-	293	126 [22]
華歌爾 (中国) 時装有限公司 (中国 北京市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 生産設備	169	20	- (-) [11,871]	189	506 [-]
廣東華歌爾時装有限公司 (中国 広州市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	89	118	- (-) [11,224]	207	421 [-]
VIETNAM WACOAL CORP. (ベトナム ビエンホア市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 生産設備	36	156	- (-) [25,195]	192	1,977 [66]
大連華歌爾時装有限公司 (中国 大連市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	142	215	- (-) [27,543]	357	570 [6]
A TECH TEXTILE CO., LTD. (タイ ガビンブリ市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	63	224	253 (48,889)	540	246 [-]

(注) 1. 賃借している土地の面積については、[] で外書きしております。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記(2)の一部国内子会社の建物及び土地は、当社から賃借しております。建物及び土地の簿価は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	
			建物及び構築物	土地 (㎡)
㈱ワコール本社 (京都市南区) 他京都地区2事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	9,706	1,885 (11,208)
㈱ワコール東京店 (東京都千代田区) 他東京地区1事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	992	1,945 (1,471)
㈱ワコールスパイラル営業部 (東京都港区)	ワコール事業 (国内)	営業設備	780	3,972 (1,739)
ワコール流通㈱ 守山流通センター (滋賀県守山市)	ワコール事業 (国内)	商品管理設備	5,322	1,419 (38,923)
㈱ワコールマニュファクチャ リングジャパン 長崎工場 (長崎県雲仙市)	ワコール事業 (国内)	生産設備	210	52 (19,369)

4. 従業員数は、[] 内に年間の平均臨時従業員数を外書きで記載しております。

5. 上記の他の連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

(1) 国内子会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物 (㎡)	土地 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
㈱ピーチ・ジョン本社 (東京都港区)	ピーチ・ジョン事業	管理業務設備	1,554	—	104

(2) 海外子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物 (㎡)	土地 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
WACOAL AMERICA, INC. (米国 ニューヨーク州)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	4,772	—	400

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	64,500,000	61,000,000	東京証券取引所 プライム市場	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は100株であり ます。
計	64,500,000	61,000,000	—	—

(注) 2023年5月12日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、2023年5月26日付で自己株式3,500,000株の消却を実施しております。これにより、発行済株式総数は、61,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

(第1・2回新株予約権)

決議年月日	2008年7月30日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数(個)※	19(注)1	4(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 9,500(注)2	普通株式 2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間※	自 2008年9月2日 至 2028年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格	2,275
	資本組入額	1,138
新株予約権の行使の条件※	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4	

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2027年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2027年9月2日から2028年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

（第3・4回新株予約権）

決議年月日	2009年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	20（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2009年9月2日 至 2029年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	2,169
	資本組入額	1,085
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2028年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2028年9月2日から2029年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

（第5・6回新株予約権）

決議年月日	2010年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 3
新株予約権の数（個）※	21（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2010年9月2日 至 2030年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	2,163
	資本組入額	1,082
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2029年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2029年9月2日から2030年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

（第7・8回新株予約権）

決議年月日	2011年7月29日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	31（注）1	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,500（注）2	—
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2011年9月2日 至 2031年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,757
	資本組入額	879
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2030年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2030年9月2日から2031年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第9・10回新株予約権)

決議年月日	2012年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	35（注）1	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,500（注）2	—
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年9月4日 至 2032年9月3日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,599
	資本組入額	800
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2031年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2031年9月2日から2032年9月3日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第11・12回新株予約権)

決議年月日	2013年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	34（注）1	3（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,000（注）2	普通株式 1,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年9月3日 至 2033年9月2日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,837
	資本組入額	919
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2032年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2032年9月2日から2033年9月2日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合）は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第13・14回新株予約権)

決議年月日	2014年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	30（注）1	6（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,000（注）2	普通株式 3,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年9月2日 至 2034年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,875
	資本組入額	938
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2033年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年9月2日から2034年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第15・16回新株予約権)

決議年月日	2015年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	25（注）1	6（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,500（注）2	普通株式 3,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年9月2日 至 2035年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	2,839
	資本組入額	1,420
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2034年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年9月2日から2035年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合）は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第17・18回新株予約権)

決議年月日	2016年7月29日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	32（注）1	15（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 16,000（注）2	普通株式 7,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年9月2日 至 2036年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	2,089
	資本組入額	1,045
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2035年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年9月2日から2036年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第19・20回新株予約権)

決議年月日	2017年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 7
新株予約権の数（個）※	20（注）1	9（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000（注）2	普通株式 4,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年9月2日 至 2037年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	2,919
	資本組入額	1,460
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2036年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年9月2日から2037年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する

(第21・22回新株予約権)

決議年月日	2018年7月20日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	126（注）1	55（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,600（注）2	普通株式 5,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月18日 至 2038年8月17日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	3,006
	資本組入額	1,503
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2037年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年8月18日から2038年8月17日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第23・24回新株予約権)

決議年月日	2019年6月27日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	172（注）1	113（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,200（注）2	普通株式 11,300（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月23日 至 2039年7月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	2,517
	資本組入額	1,259
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2038年7月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月23日から2039年7月22日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。

(第25・26回新株予約権)

決議年月日	2020年6月26日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	245（注）1	112（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 24,500（注）2	普通株式 11,200（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月18日 至 2040年7月17日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,769
	資本組入額	885
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2039年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月18日から2040年7月17日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年5月25日 (注) 1	△1,000	70,689	—	13,260	—	29,294
2019年5月24日 (注) 1	△2,100	68,589	—	13,260	—	29,294
2020年5月25日 (注) 1	△3,000	65,589	—	13,260	—	29,294
2022年5月23日 (注) 1	△1,089	64,500	—	13,260	—	29,294

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 2023年5月12日開催の取締役会決議により、2023年5月26日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が3,500,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	41	26	179	180	18	16,347	16,792	—
所有株式数 (単元)	10	255,725	7,040	91,259	108,342	55	181,324	643,755	124,500
所有株式数の 割合 (%)	0.00	39.72	1.09	14.18	16.83	0.01	28.17	100	—

(注) 1. 自己株式6,487,185株のうち64,871単元は「個人その他」の欄に、単元未満株式85株は「単元未満株式の状況」の欄に含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び27株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	5,509	9.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,720	6.41
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	3,050	5.26
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,986	5.15
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	2,352	4.06
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	1,751	3.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	1,569	2.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,525	2.63
旭化成株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	1,241	2.14
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・東レ株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,205	2.08
計	—————	24,910	42.94

(注) 1. 上記のほか、自己株式が6,487千株あります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、株式会社日本カストディ銀行(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・東レ株式会社退職給付信託口)の所有株式数は、すべて各行の信託業務に係るものであります。

3. 2022年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2022年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	33	0.05
ノムラ インターナショナル ピー エルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	111	0.17
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	2,588	4.01
計		2,732	4.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,487,100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 57,888,400	578,884	同上
単元未満株式	普通株式 124,500	—	同上
発行済株式総数	64,500,000	—	—
総株主の議決権	—	578,884	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院 中島町29番地	6,487,100	—	6,487,100	10.06
計	—	6,487,100	—	6,487,100	10.06

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2022年5月13日) での決議状況 (取得期間 2022年6月4日～2023年3月24日)	5,500,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	3,498,900	8,033,937,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,001,100	1,966,062,400
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	36.4	19.7
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	36.4	19.7

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2023年5月12日) での決議状況 (取得期間 2023年5月22日～2024年3月22日)	3,800,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	288	651,750
当期間における取得自己株式	127	327,550

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	3,966	—
当期間における取得自己株式	2,450	—

(注) 1. 譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出までの譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	1,089,042	2,862,702,160	3,500,000	8,572,208,212
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	20,600	51,043,400	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬)	37,100	94,901,800	—	—
保有自己株式数	6,487,185	—	2,989,762	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取り及び買増し請求による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資によって企業価値を高め、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当に関して、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回実施することを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金を1株当たり40円としております。これにより、中間配当金(1株当たり40円)と合わせて年間配当金は1株当たり80円となります。

内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆様への還元を図らせていただきたいと考えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年11月11日 取締役会決議	2,399	40.00
2023年5月12日 取締役会決議	2,321	40.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くため、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

この基本的な考え方を含み、当社の「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を当社企業情報サイトに掲載しております。

<https://www.wacoalholdings.jp/group/governance/>

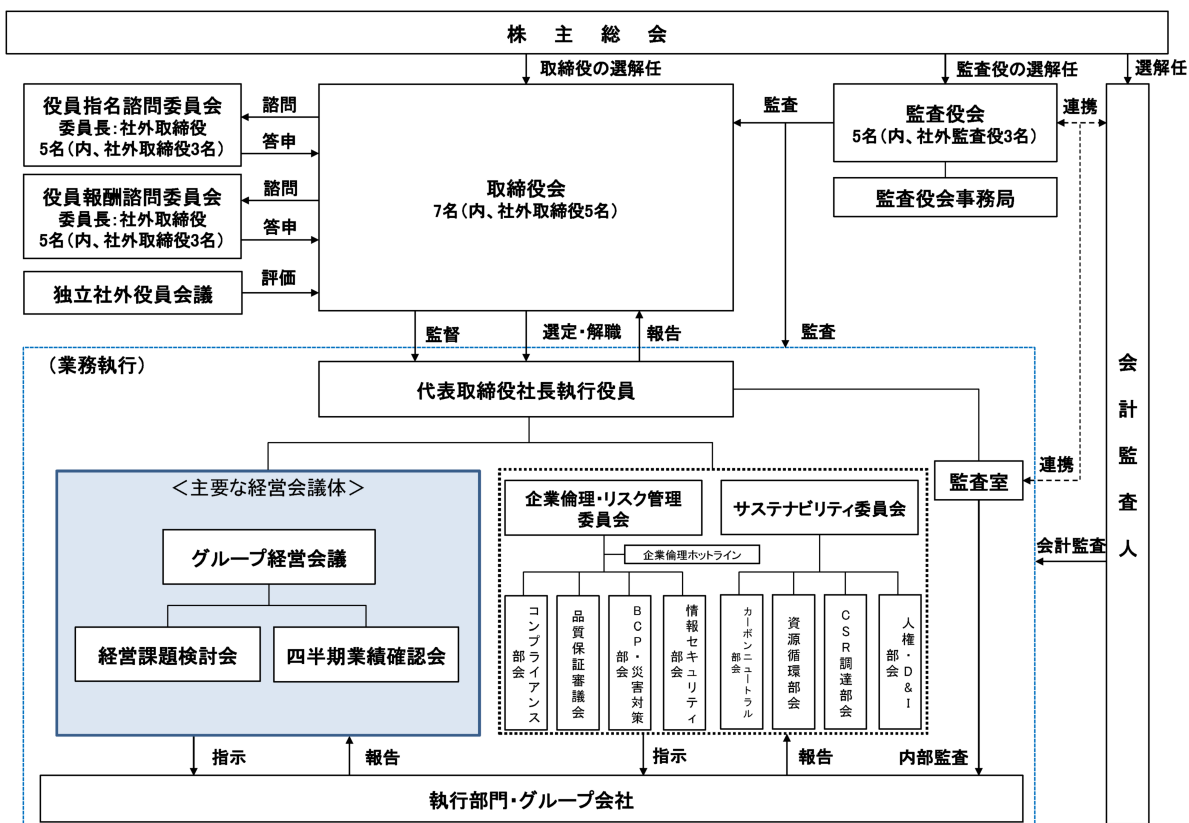
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、持株会社としてグループ会社におけるコーポレート・ガバナンスの確保のため、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監査を行っております。

また、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役で構成する役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会を任意に設置しております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図（2023年6月28日現在）は、以下のとおりであります。



取締役会、監査役会、任意設置の委員会等の構成員及び議長は、以下のとおりであります。グループ経営会議、企業倫理・リスク管理委員会、サステナビリティ委員会の構成員には、当社の従業員及び国内外のグループ会社の取締役や従業員も含まれますが、以下の表では当社の取締役、監査役及び執行役員のみを記載しております。（2023年6月28日現在）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	役員指名 諮問委員会	役員報酬 諮問委員会	独立社外 役員会議	グループ 経営会議	企業倫理・リス ク管理委員会	サステナビ リティ委員会
代表取締役 社長執行役員	矢島 昌明	◎		○			○	☆	☆ ◎
代表取締役 副社長執行役員	宮城 晃	○		○	○	◎	◎	◎	○
社外取締役	齋藤 茂	○		○	○	○			△
社外取締役	岩井 恒彦	○		◎	◎	○			△
社外取締役	山内 千鶴	○		○	○	○			△
社外取締役	佐藤 久恵	○				○			△
社外取締役	日戸 興史	○				○			△
常勤監査役	北川 真一	□	◎			○	○	△	△
常勤監査役	岡本 克弘	□	○			○	○	△	△
社外監査役	浜本 光浩	□	○			○			△
社外監査役	鈴木 人司	□	○	△	△	○			△
社外監査役	田中 素子	□	○			○			△
執行役員	廣岡 勝也	△				○	○	○	○
執行役員	篠塚 厚子	△					○	○	○
執行役員	深沢 信介	△			○	△	○	○	
執行役員	吉富 拓也						●	●	
執行役員	福本 輝夫						○	○	

（☆：統括責任者、◎：議長又は委員長、○：構成員、□：出席者、△：オブザーバー、●：非常任構成員）

取締役会、監査役会、任意設置の委員会等の概要は、以下のとおりであります。

機関	概要	
取締役会	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7名（うち社外取締役5名）（及び監査役5名（うち社外監査役3名）） ・ 議長は代表取締役社長執行役員の矢島昌明が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主からの委託を受け、公正な判断によって最善の意思決定を行い、併せて、その業務執行に対する監督機能を発揮し、企業価値の最大化を目指します ・ 法令や定款に定める重要な事項の意思決定の他、中長期的な経営戦略や社会的課題の検討を行います。当社のサステナビリティを巡る課題に対し、当社の基本的な方針を決定するとともに、持続的な成長に資するよう、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を監督します
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款で定めた取締役の員数に従い、事業のポートフォリオや規模などを勘案し、最も効果的・効率的に取締役会の機能が発揮できる、適正な取締役の人数により取締役会を構成しております ・ 取締役会は、経営戦略に照らした知識、経験、専門能力などの、取締役が有すべきスキルバランスが満たされる一方、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえて、多様な取締役で構成します ・ 独立社外取締役は他社での経営経験を有する者を含むものとし、かつ、取締役の3分の1以上を独立社外取締役としております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて適宜開催します

機関	概要	
役員指名 諮問委員会	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5名（うち社外取締役3名） ・ 委員長は社外取締役の岩井恒彦が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の評価及び選解任、昇任候補者に関する事項、また、取締役の規程、内規の制定及び改定に関する事項について検討し、取締役会に答申することを目的としております ・ 委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議としております
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は、次の5名の委員で構成します。独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務めることにより、独立性、客観性を高めております 「代表取締役社長、管理担当取締役、独立社外取締役（3名）」 ・ また、独立社外監査役1名がオブザーバーとして参加するものとしております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として7月、11月、1月の取締役会開催日に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します

機関	概要	
役員報酬 諮問委員会	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5名（うち社外取締役3名） ・ 委員長は社外取締役の岩井恒彦が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の業績評価、報酬に関する事項、また、取締役の報酬制度に関する事項について検討し、取締役会に答申することを目的としております ・ 委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議としております
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は、次の5名の委員で構成します。独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務めることにより、独立性、客観性を高めます 「管理担当取締役、人事担当取締役（もしくは執行役員）、独立社外取締役（3名）」 ・ また、独立社外監査役1名がオブザーバーとして参加するものとしております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として4月、7月、2月の取締役会開催日に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します

機関	概要	
独立社外 役員会議	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12名（うち社外取締役5名、社外監査役3名） ・ 議長はグループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員である宮城晃が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立社外役員を中心にコーポレート・ガバナンスや取締役会に関する意見収集を行い、取締役会の実効性分析・評価を実施し、課題を抽出したうえで改善策をまとめ、取締役会に答申します
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての社外役員（8名・社外取締役及び社外監査役）及び、管理担当取締役、常勤監査役（2名）並びに経営企画部長で構成しております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも年に1回以上、取締役会の実効性向上をねらいに課題と対策を協議すべく開催します

機関	概要	
監査役会	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5名（うち社外監査役3名） ・ 議長は常勤監査役の北川真一が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主からの委託を受け、監査に関する重要な事項について協議または決議し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立します ・ 監査役会は、各監査役による監査の実効性を高めるための体制を整備します
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役には、監査機能を遂行するうえでの、適切な経験・能力及び必要な知識を有する者を選任しております。また特に財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任します ・ 監査役の過半数を社外監査役とすることとしております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として定時取締役会に先立ち月次で開催するほか、必要に応じて臨時に開催します

機関	概要	
グループ 経営会議	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8名（注：当社の従業員及び国内外のグループ会社の取締役や従業員を除く） ・ 議長はグループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員である宮城晃が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ経営戦略に関する事項や重要な経営課題に関する事項の検討を行います ・ また、主に業務執行に関する重要事項について、その適法性、客観性、合理性の観点から取締役会での決議に先立ち事前審議を行っております
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役社長執行役員以下の業務執行取締役、及び常勤監査役、並びに議長が任命した執行役員や、執行責任を担う当社の従業員及び国内外のグループ会社の取締役や従業員により構成しております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として毎月2回（初旬と下旬）に開催します

機関	概要	
企業倫理・ リスク管理 委員会	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11名（委員長及び常任委員）（このほか、7名は非常任委員） （注：当社従業員及びグループ会社の取締役や従業員を含む） ・ 委員長はグループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員である宮城晃が務めております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化します ・ 企業倫理・リスク管理委員会は、取締役会の承認を踏まえて「リスク管理基本規程」を定めております。同規程をもとにリスクカテゴリーごとの責任体制を明らかにし、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理するリスク管理体制を構築しております ・ 企業倫理・リスク管理委員会は、リスクを軽減化する取り組みを進め、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、リスク管理体制の運営状況を定期的に取り締り会へ報告しております
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、業務執行取締役、及び委員長が任命した執行役員や当社の従業員、並びにグループ会社の取締役や従業員により構成しております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として四半期ごとに1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します

機関	概要	
サステナ ビリティ 委員会	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6名（注：グループ会社の取締役含む） ・ 委員長は代表取締役社長執行役員（統括責任者）の矢島昌明が兼務しております
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を通じた「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を実現する取り組みを加速すべく、気候変動・地球環境問題、人権の尊重をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対する基本的な方針を踏まえて、具体的な取り組み施策の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行っております ・ また、取締役会では、サステナビリティ委員会の取り組みが、持続的な成長に資するよう、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を監督しております
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、業務執行取締役、及び委員長が任命した執行役員やグループ会社の取締役により構成しております
	開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティを巡る課題を大別し、原則として取締役会と同日に、四半期ごとに1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、事業に精通した社内取締役と多様なキャリアを有する社外取締役で構成する取締役会と、社外監査役を含む監査役会によるガバナンス体制を採用しております。当社は、このガバナンス体制が持株会社としてグループ会社各社における業務執行の監督・監査を実施し、より良質な経営を実現・維持するために有効であると考えております。

また、取締役会の諮問機関として役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会を設置、両委員会ともに独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務めることにより、公正性、独立性、客観性を高めております。

以上が、現状のガバナンス体制を採用している理由であります。

c. 取締役会の実効性分析・評価

当社は、毎年、取締役会の実効性について評価を行い、継続的に取締役会の機能を高め、実効性を向上するべく努めております。評価によって抽出された課題に対する改善施策に取り組み、次の事業年度の取締役会評価の際に、改善状況を確認すると同時に、現状の課題を確かめる運用を継続しております。

イ 評価プロセス

前事業年度（2022年3月期）から、第三者機関の評価設計を活用（アンケート調査内容作成・分析・他社比較・課題抽出・アクションプラン起案など）した取締役会の実効性分析・評価手法に変更しております。

「ステークホルダーからの信頼感の向上（社会的価値創造）」と「組織のパフォーマンス向上（企業価値向上）」という2つの観点から、更なる取締役会の実効性向上を目的に、取締役及び監査役全員を対象にアンケート調査を行い、その後、社外取締役・社外監査役へは、第三者機関によるインタビューを介しての回答内容やフリーコメントに記された課題意識の深堀り等を実施しております。こうして回答内容の分析と課題の抽出を踏まえたうえで、改善策をとりまとめております。改善策については、独立社外役員会議で討議を行い、取締役会に答申しております。

アンケート調査の評価項目は以下のとおりであります。

- i) 取締役会の役割・責務
- ii) 取締役会の構成
- iii) 議論の質（議題、資料内容等）
- iv) ステークホルダーとの建設的な対話

なお、第三者機関の評価設計を活用したアンケート調査とインタビュー結果に基づく分析・評価は隔年実施とし、そのインターバル年度においては、アンケート調査から抽出された課題を改善する取り組みに注力すると同時に、独立社外役員会議でのモニタリングや意見収集を通して評価を行っております。

ロ 実効性の評価結果と改善に向けた取り組みの状況

前事業年度（2022年3月期）に実施したアンケート調査への回答を分析した結果、評価項目ごとに基準点を上回る評点となり、第三者機関から、当社の取締役会は概ね適切に機能し、実効性確保が確認できるとする旨の評価を受けております。

	評価結果（課題・指摘事項）	改善に向けた取り組みの状況/計画
前事業年度 (2022年 3月期)	<ul style="list-style-type: none"> i) 議題内容の拡充 (中長期戦略の検討過程、決議事項の事後的報告等) ii) 社外取締役に対する期待役割の共通認識・平準化 iii) 役員指名諮問委員会の役割の明確化、後継者・取締役選解任の検討過程の透明性向上 iv) 店舗視察、従業員との接点拡大、トレーニング等による社外取締役へのインプットの充実 	<ul style="list-style-type: none"> i) 業務執行に関する意思決定を委譲する範囲を拡大し、取締役会運営の効率化を図る一方、中長期戦略・投資案件の進捗確認、グループ会社の経営状況把握やプロモーション施策の共有時間を拡大。また会議資料の早期事前提供に努め、グループ経営会議での議論も事前に共有するなど、より効率的な運営に注力 ii) 当事業年度（2023年3月期）を初年度とする新しい中期経営計画の重点戦略も踏まえた期待役割の整理とスキルマトリックスの見直しを実施。また期待役割、取締役個々が有するスキル活用の観点から、関連性のある会議やプロジェクトへの参画を推進 iii) 役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会ともに、委員会規程の改定及び運用ガイドラインの制定を行い、その役割を明確化。また期初には、その事業年度に検討すべき内容やスケジュールを含めた年間活動計画を取締役に答申を行い、その後も定期的に取締役会へ進捗状況の報告を行うなど、透明性の向上に尽力 iv) 事業内容の理解を深め必要な現状認識の更新を行うことを目的に、店舗や事業所の視察を実施。また取締役会メンバーのコミュニケーションを増やし相互理解を深めるために、感染症対策を実施のうえ、取締役同士が自由闊達に話をするランチミーティングを定期的実施

	評価結果（課題・指摘事項）	改善に向けた取り組みの状況/計画
当事業年度 (2023年 3月期)	<p>i) 中長期戦略の検討など、重要業務に関する事項の検討時間を多く割り、併せて、社外取締役の知見の活用、より活発な取締役会の議論を促し導く運営</p> <p>ii) 事業の状況やリスクと機会の実態把握を目的とした、従業員とのコミュニケーション、現地事業所の視察等を踏まえた一層の審議の質の向上</p>	<p>i) 中長期的な事業課題の検討、重要なブランド戦略やプロモーション戦略の報告・共有など、業務執行に関する意思決定案件以外の議題をさらに増加させるとともに、活発な議論に導く事前準備や環境整備の推進に着手</p> <p>ii) 執行役員や部課長とのコミュニケーション機会のほか、海外拠点を含めた、計画的な店舗、工場、事業所等の訪問・視察機会を設定</p> <p>以上の取り組みを継続的に行い、社外取締役の知見を一層活用しながら、取締役会の監督・助言機能をさらに強化する計画</p>

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

会社法第362条（取締役会の権限等）第4項第6号の定めに従い、当社取締役の職務の執行が法令、及び定款に適合することを確保するための体制、並びに、当社、及び当社子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定められた体制について、以下のとおり、整備しております。

また、この内部統制システムについては、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものであります。

<業務の適正を確保するための体制>

（取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制）

- ・ 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・ コンプライアンス体制を整備し、また、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、グループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。
- ・ ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制を整えています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部及び外部法律事務所が窓口）を含み、報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・ 当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- ・ 取締役会の承認を踏まえ、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとし、以下、同じ。）を関連資料とともに保存しています。
株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書
- ・ 前項に定める文書の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるものの、保管期間は少なくとも10年間としています。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- ・ ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、グループ管理統括担当の代表取締役副社長執行役員を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。
- ・ リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認を踏まえて、「リスク管理基本規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。

- ・ 企業倫理・リスク管理委員会は、ワコールグループのリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行います。
- ・ ワコールグループを取り巻くサステナビリティを巡る課題に対し、当社の基本的な方針を策定するため、代表取締役社長執行役員を統括責任者とし、サステナビリティ担当の執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。
- ・ サステナビリティ委員会は、定期的に取締役会と同日に開催し、気候変動・地球環境問題、人権の尊重をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対する基本的な方針を踏まえて、具体的な取り組み施策の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行います。
- ・ 取締役会はサステナビリティ委員会の取り組みが、持続的な成長に資するよう、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を監督します。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役会は、経営戦略に照らした知識、経験、専門能力などの、取締役が有すべきスキルバランスが満たされる一方、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえて、多様な取締役で構成します。
- ・ 独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含むものとし、また取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち1/3以上は独立社外取締役とします。
- ・ 取締役会は、法令や定款に定める重要な事項の意思決定の他、中長期的な経営戦略や社会的課題の検討を踏まえて、取締役・使用人が共有するワコールグループの横断的な経営計画を決定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、実行の進捗を監督します。
- ・ 取締役会で定めた中長期的な経営戦略の下、グループ経営戦略に関する事項や重要な経営課題に関する事項の検討はグループ経営会議で行います。
- ・ ワコールグループ各社の業績は、月次単位で把握し取締役会へ報告されます。また、経営課題検討会では事業計画を審議し、四半期業績確認会では四半期毎の業績及び施策の実施進捗状況を確認し、必要な改善策を検討します。
- ・ グループの特定完全子会社では、執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。

(当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・ グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・ 監査室は、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてワコールグループの業務監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。
- ・ 海外の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制を築くものとします。

(監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項)

- ・ 監査役は、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
- ・ 監査役補助者については専任とします。また監査役補助者の実効性と独立性を確保するため、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とします。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- ・ ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
- ・ ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けません。
- ・ ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。

グループ経営会議に付議された事項
 月次、四半期のグループ経営状況
 業務監査結果
 内部通報制度への通報の状況
 上記の他重要な事項

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)

- ・ 監査役の過半数は独立社外監査役とし、監査の透明性・中立性を高めます。

- ・ 監査役は、監査室所属の使用人に対して、その職務に必要な事項を要求することができます。また、監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
- ・ 監査役は、取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
- ・ 監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
- ・ 監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができます。

<「業務の適正を確保するための体制」にかかる運用状況の概要>

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・ コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス部会を企業倫理・リスク管理委員会の傘下に設置しています。コンプライアンス部会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しています。
- ・ 法務・コンプライアンス部では、使用人へのコンプライアンス啓発活動として階層別の集合教育やeラーニング等を継続して実施しているほか、2023年3月期から、グループコンプライアンス通信の定期的な発行を開始しています。また、海外子会社を対象にした啓発活動や外部機関による法令遵守ヘルスチェック、企業倫理ホットラインの運用拡大に順次取り組んでいます。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・ 「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・ 企業倫理・リスク管理委員会では、「リスク管理基本規程」に基づき、委員会が定めるそれぞれのリスク管理組織から抽出されたリスクを、「ビジネスリスク評価シート」を用いて発生可能性と影響度の観点からスコアリング評価を実施し、ワコールグループの経営に重大な影響が想定されると評価したリスク項目については、年度毎に取締役会へ上程し「グループ重要リスク」としての決定を踏まえています。
- ・ その後、企業倫理・リスク管理委員会では、リスクを軽減化する取り組みを進め、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎及び必要に応じて臨時に取締役会へ報告しています。2023年3月期は、6月、7月、9月、12月、1月、3月の6回実施しました。
- ・ 2023年3月期から、新しくサステナビリティ委員会を設置し、事業を通じた「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を実現する取り組みを加速させています。定期的にと取締役会と同日に委員会を開催し、サステナビリティを巡る課題に対する具体的な取り組みのモニタリング、評価を行っています。2023年3月期は、5月、8月、9月、11月、12月、2月、3月の7回開催しました。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役7名のうち5名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。
- ・ ワコールグループの中長期的経営戦略を踏まえて、業務執行責任者（社内取締役や執行役員）が経営課題検討会やグループ経営会議を介して、重要な経営課題に対し十分な審議を尽くしたうえで、その後の取締役会における2024年3月期のワコールグループ経営計画の検討、意思決定につなげています。
- ・ 四半期業績確認会を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、必要な改善策を実施しています。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
- ・ 監査室は、年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象にした、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

(監査役を補助すべき使用人に関する体制)

- ・ 監査室は、監査役の求めに応じて適宜その職務の補助を行っています。なお、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められていませんので、監査役補助者は任命されていません。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- ・ 監査役は、主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。
- ・ また監査役は、監査室による業務監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)

- ・ 監査役5名のうち3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めています。
- ・ 会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しています。
- ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、取締役へのヒアリング、子会社往査などを行っています。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けています。

- ・ 監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しています。
- b. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する事項
当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度に負担する契約を締結しております。
- c. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員全員（取締役・監査役）、㈱ワコールを含む国内連結子会社役員全員、海外子会社・関連会社の日本人出向役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- d. 取締役の定数
当社の取締役の定数は8名以内とする旨を定款で定めております。
- e. 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- f. 取締役会にて決議できる株主総会決議事項
 - イ 自己株式の取得
当社は、機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。
 - ロ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、株主への機動的な利益還元ができることを目的として、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。
- g. 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

④ 取締役会、役員指名諮問委員会、及び役員報酬諮問委員会の活動状況（2023年3月期）

2023年3月期における、取締役会、役員指名諮問委員会、及び役員報酬諮問委員会の構成員及び議長、並びに開催・出席状況は、以下のとおりであります。

役職	氏名	取締役会	開催・出席状況	役員指名諮問委員会	開催・出席状況	役員報酬諮問委員会	開催・出席状況
代表取締役 社長執行役員	安原弘展	◎	100% 17/17回	○	100% 8/8回		
代表取締役 副社長執行役員	宮城晃	○	100% 17/17回	○	100% 8/8回	○	100% 7/7回
取締役 常務執行役員	矢島昌明	○	100% 13/13回				
社外取締役	黛まどか	○	94% 16/17回	○	88% 7/8回	○	71% 5/7回
社外取締役	斎藤茂	○	100% 17/17回	○	75% 6/8回	○	71% 5/7回
社外取締役	岩井恒彦	○	100% 17/17回	◎	100% 8/8回	◎	100% 7/7回
常勤監査役	北川真一	□	100% 17/17回				
常勤監査役	岡本克弘	□	100% 17/17回				
社外監査役	白井弘	□	100% 17/17回				
社外監査役	浜本光浩	□	100% 17/17回				
社外監査役	島田稔	□	100% 17/17回	△		△	
執行役員	廣岡勝也	△					
執行役員	長谷川貴彦	△				○	100% 7/7回
執行役員	加茂下泰生	△					
執行役員	芝原和宏	△					
執行役員	今井浩						
執行役員	森本秀治						
執行役員	篠塚厚子						

(◎：議長又は委員長、○：構成員、□：出席者、△：オブザーバー)

a. 取締役会の活動状況

機関	審議事項・検討内容	開催状況
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や定款に定められた事項のほか、重要な業務に関する事項はすべて付議されています ・2023年3月期は、主に以下の点についての審議・検討を行いました <p>イ) コーポレート・ガバナンス</p> <p>取締役会の実効性向上のための課題のひとつに掲げた、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の役割の明確化に向け、両委員会から答申された委員会規程の改正、運営ガイドラインの制定内容を審議しました。役員指名諮問委員会の運営ガイドラインに設けた取締役会の構成及びスキルマトリックスの策定をはじめ、年間活動計画に沿って運営が適切に行われるよう監督していきます</p> <p>ロ) サステナビリティ</p> <p>気候変動による事業のリスクと機会（TCFDへの対応）、また、CSR調達や女性の活躍促進を含む多様性の確保などといったサステナビリティを巡る課題、及び当社グループにおける取り組みの計画について、サステナビリティ委員会から報告を受けると同時に、定期的な進捗状況について確認を踏まえました。引き続き、具体的な成果目標の実現に向けて、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を監督していきます</p> <p>ハ) 企業倫理・リスク管理</p> <p>企業倫理・リスク管理委員会は、経営環境・事業戦略に関するリスク、及び事業運営上のリスクに関して、発生可能性と影響度の観点からスコアリング評価を行います。当社グループの経営に重大な影響が想定されると評価された項目は、毎年、同委員会からの答申を受けて検討を行い、グループ重要リスクとして決定しています。その後、当事業年度内に突発的に発生した事業運営上のリスク事案への対応を含めて、リスクを軽減化する取り組みが適切に実施されているか、定期的な報告を受け、再発防止策のモニタリングを行いました</p> <p>ニ) 中長期事業戦略</p> <p>事業環境や競争優位性を踏まえたうえで、新規事業の参入戦略・計画、国内外事業の非連続成長の実現に向けた方向性、基幹ブランドのブランド戦略、社会的な課題への対応を含めた経営戦略が、適切に策定・実行されているか議論を行いました。今後も企業価値の最大化を目指し、戦略の有効性と計画の進捗状況を確認し、持続的な成長を果たすための抜本的な取り組みについての議論を深めていきます</p> <p>ホ) 資本効率</p> <p>当社の事業ポートフォリオを見つめ直し、経営資源の適切な再配分を実現すべく、国内事業所の再編や、中国市場からの不採算事業の撤退等を意思決定しました。今後も、資本収益性向上の課題に対し、引き続き検討を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほか、毎月、取締役執行役員からの執行状況及びグループ経営会議での審議状況の報告を行っています 	17回

b. 役員指名諮問委員会の活動状況

機関	審議事項・検討内容	開催状況
役員指名諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役への期待役割を議論し、それに基づくスキルマトリックスを策定、人材要件を確認したうえで、5月の取締役会に答申しました ・取締役に関連する内規の改定、当該委員会規程の改定、及び当該委員会の運用ガイドラインの制定を行い、5月の取締役会に答申しました。併せて、年間活動計画（初案・継続検討）を同月に答申しました ・2023年6月までを見据えた、当該委員会の年間活動計画を討議し、8月の取締役会に答申しました ・取締役の評価体系について、複数回の討議を踏まえた後、11月の取締役会に答申しました ・取締役の異動と業務委嘱について審議し、11月の取締役会に答申しました ・2023年6月以降の取締役体制について、マトリックスを活用したスキルバランスや多様性確保の妥当性、候補者の略歴、選定理由等を照らしながら、複数回の討議を行い、2月の取締役会に答申しました ・取締役等に関連する内規の見直しについて審議し、3月の取締役会に答申しました 	8回

c. 役員報酬諮問委員会の活動状況

機関	審議事項・検討内容	開催状況
役員報酬諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業年度（2022年3月期）の業績に基づいた、業績賞与（業績連動報酬）額を5月の取締役会に答申しました。併せて、取締役の報酬体系全般に係る現状の課題と見直しの方向性について討議し、同月に答申しました ・当該委員会規程の改定、及び当該委員会の運用ガイドラインの制定を行い、5月の取締役会に答申しました。併せて、年間活動計画（初案・継続検討）を同月に答申しました ・2023年6月までを見据えた、当該委員会の年間活動計画を討議し、8月の取締役会に答申しました ・取締役の報酬制度における現状の課題や改善点について複数回の意見交換や継続的な議論を行い、取締役の評価体系の再構築と連動した2024年3月期の報酬案を審議し、11月の取締役会に答申しました ・当事業年度（2023年3月期）の業績見込みに基づいた、業績賞与額の方向性を確認しました 	7回

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員	矢島昌明	1960年9月30日	1984年3月 当社入社 2004年6月 株式会社ワコールインターナショナルホンコン取締役 社長 2007年4月 株式会社ワコール国際本部営業グループ長 2008年9月 華歌爾(中国)時装有限公司董事副総経理 2009年4月 同社董事総経理 2011年4月 株式会社ワコール執行役員 2015年4月 同社執行役員 技術・生産本部長 2016年4月 同社取締役執行役員 技術・生産本部長 2018年4月 同社取締役常務執行役員 卸売事業本部長 2021年4月 同社取締役常務執行役員 グローバル本部長 2022年4月 同社取締役常務執行役員 〃 当社グローバル本部長 2022年6月 取締役常務執行役員 グローバル本部長 2023年4月 取締役常務執行役員 事業担当 2023年5月 取締役常務執行役員 事業担当 兼 グローバル本部長 2023年6月 代表取締役社長執行役員 兼 グローバル本部長 (現任)	注1	81
代表取締役 副社長執行役員	宮城 晃	1960年10月18日	1984年3月 当社入社 2007年10月 株式会社ワコールワコールブランド事業本部事業統括 部事業管理部長 2011年4月 華歌爾(中国)時装有限公司董事副総経理 2014年4月 当社経営企画部長 2017年4月 株式会社ワコール執行役員 2018年6月 当社取締役 経営企画部長 2019年6月 常務取締役 経営企画部長 2020年4月 取締役常務執行役員 グループ財務担当 2021年6月 取締役常務執行役員 グループ管理統括担当 2022年6月 取締役副社長執行役員 グループ管理統括担当 2022年12月 代表取締役副社長執行役員 グループ管理統括担当 (現任)	注1	109
取締役	齋藤 茂	1957年1月26日	1979年11月 株式会社トーセ入社 〃 同社開発本部長 1985年10月 同社取締役 1987年2月 同社代表取締役社長 2004年9月 同社代表取締役社長 兼 CEO 2015年12月 同社代表取締役会長 兼 CEO (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任)	注1	22
取締役	岩井恒彦	1953年5月28日	1979年4月 株式会社資生堂入社 2002年4月 同社研究所製品化計画部長 2008年4月 同社執行役員技術部長 2014年6月 同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当 2016年1月 同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション 本部長 2018年3月 同社シニアアドバイザー 2018年6月 当社取締役 (現任)	注1	-
取締役	山内千鶴	1957年2月25日	1975年4月 日本生命保険相互会社入社 2009年3月 同社輝き推進室長 2014年3月 同社サービス企画部担当部長 2015年3月 同社執行役員CSR推進部長 (ダイバーシティ推進担 当) 2019年3月 同社常務執行役員健康経営推進本部長 2019年7月 同社取締役常務執行役員 (オリンピック・パラリンピ ック推進部、企画総務部、CSR推進部、健康経営推 進部担当) 健康経営推進本部長 2021年5月 公益社団法人 関西経済連合会 労働政策委員会D&I 専門委員長 2022年3月 同社取締役 2023年6月 当社取締役 (現任)	注1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	佐藤久恵	1961年10月16日	1985年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1997年9月 ワトソンワイアット株式会社(現 タワーズワトソン・インベストメント・サービス株式会社)入社 2004年2月 AIG投信投資顧問株式会社(現 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社)入社 機関投資家本部副部長 2005年9月 日産自動車株式会社入社 財務部主管チーフインベストメントオフィサー 2008年4月 年金積立管理運用独立行政法人 運用委員会委員 2016年6月 学校法人国際基督教大学評議員(現任) 2017年6月 学校法人国際基督教大学理事 2021年4月 内閣府総合科学技術・イノベーション会議大学フェンド資金運用ワーキンググループ構成員 2022年2月 内閣府総合科学技術・イノベーション会議専門委員 2023年6月 当社取締役(現任)	注1	—
取締役	日戸興史	1961年2月1日	1983年4月 立石電機株式会社(現 オムロン株式会社)入社 2011年6月 同社執行役員グローバルリソースマネジメント本部長 2013年4月 同社執行役員常務グローバルリソースマネジメント本部長 兼 グローバルS C M & I T革新本部長 2014年4月 同社執行役員専務グローバル戦略本部長 2014年6月 同社取締役執行役員専務グローバル戦略本部長 2017年4月 同社取締役執行役員専務C F Oグローバル戦略本部長 2023年4月 同社取締役 2023年6月 当社取締役(現任)	注1	—
常勤監査役	北川真一	1962年12月29日	1985年3月 当社入社 2008年4月 株式会社スタジオファイブ取締役経理総務部長 2009年4月 同社取締役事業管理部長 2013年4月 当社I R・広報室長 2018年4月 経理部長 2020年6月 監査役(現任) 2021年6月 株式会社ワコール監査役(現任)	注3	15
常勤監査役	岡本克弘	1963年10月20日	1986年3月 当社入社 2010年4月 株式会社ワコール 技術・生産本部材料管理部長 2012年5月 北陸ワコール縫製株式会社代表取締役社長 2014年4月 九州ワコール製造株式会社代表取締役社長 2016年4月 株式会社ワコール ワコールブランド事業本部商品統括部インナーウェア商品営業部長 2018年4月 同社執行役員 卸売事業本部ワコールブランドインナーウェア商品統括部長 2021年6月 同社監査役(現任) " 当社監査役(現任)	注4	4
監査役	浜本光浩	1970年4月18日	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 山田忠史法律事務所入所 2004年10月 きっかわ法律事務所入所 2008年4月 同所パートナー弁護士 2017年6月 当社監査役(現任) 2019年2月 浜本総合法律事務所代表弁護士(現任)	注4	45
監査役	鈴木人司	1954年1月8日	1977年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2002年5月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)市場企画室長 2005年6月 同行執行役員市場企画室長 2008年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)常務取締役市場部門長 2011年5月 同行専務取締役市場部門長 2012年6月 同行副頭取 2014年6月 同行常勤監査役 2016年6月 同行取締役常勤監査等委員 2017年6月 同行顧問 2017年7月 日本銀行政策委員会審議委員 2023年6月 当社監査役(現任)	注5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役	田中素子	1959年12月13日	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1993年3月 公認会計士登録 1995年10月 米国 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所 2003年7月 有限責任監査法人トーマツパートナー 2020年7月 田中公認会計士事務所所長（現任） 2023年6月 当社監査役（現任）	注5	—
計					276

- (注) 1. 取締役の任期は2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
2. 取締役齋藤茂、岩井恒彦、山内千鶴、佐藤久恵及び日戸興史の5氏は、社外取締役であります。
3. 監査役の任期は2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
4. 監査役の任期は2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
5. 監査役の任期は2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
6. 監査役浜本光浩、鈴木人司及び田中素子の3氏は、社外監査役であります。
7. 当社は、執行責任を明確化するとともに、業務遂行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

役職名		氏名
執行役員	経営企画部長、(株)ワコール取締役執行役員	廣岡勝也
執行役員	グループDXマーケティング担当、(株)ワコール取締役執行役員	篠塚厚子
執行役員	グループ人事担当	深沢信介
執行役員	グループIT推進担当	吉富拓也
執行役員	グループ技術生産担当	福本輝夫

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役は、経営者として豊富な知見と経験を有する者及び投資、金融資本市場に関する知見、見識を有する者等が就任しており、各分野での豊富なキャリアと専門的な知識に基づいた客観的、中立的な助言によって取締役会の意思決定の適正性を向上させる役割を担っております。また、当社の社外監査役は、当社から独立した弁護士、金融業界での勤務及び日本銀行政策委員会審議委員の経験による高い見識を有する者、及び財務・会計に関する高い知見を有する公認会計士が就任しており、高い独立性を保持しつつ、専門的見地より取締役の意思決定、業務執行の適法性について、厳正な監査を行っております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための「役員の選解任基準」ならびに「社外役員の独立性基準」を定めております。

社外取締役を選解任するにあたっては、役員指名諮問委員会が以下の選解任基準に従って候補者を取締役会へ答申し、また、社外監査役を選任するにあたっては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で候補者を指名し、株主総会の議案として提出します。

<選任基準>

- ・ 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
- ・ 遵法精神に富んでいること。
- ・ 事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また、再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
- ・ 当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
- ・ 現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
- ・ 当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえた多様性が確保されること。

<解任基準>

- ・ 公序良俗に反する行為を行った場合。
- ・ 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

また、社外取締役および社外監査役は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1. 当社グループに過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで5%以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者

3. 次のいずれかに該当する者
 - ・当社グループの主要な取引先、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - ・当社グループの主要な借入先。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - ・当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
 - ・当社グループが議決権ベースで5%以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 5. 当社グループから多額の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家
 6. 当社グループから多額の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
 8. 上記1から7のいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者または2親等以内の親族
 9. 最近3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
 10. その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者
- なお、上記2から9までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

社外取締役に対しては経営企画部より、社外監査役に対しては社内監査役より、取締役会議案の事前配布及び重要項目の事前説明を実施しております。

なお、当社の社外取締役1名及び社外監査役1名は、当社普通株式をそれぞれ22百株及び45百株を保有しております。社外取締役及び社外監査役と当社との間に、それ以外の特別な利害関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役の選任に関する考え方は以下のとおりであります。

<社外取締役>

氏名	重要な兼職の状況等	当該社外取締役を選任している理由
齋藤 茂	株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO	同氏は、グローバルに展開するソフトウェア開発企業の代表取締役会長や他社の社外取締役を務めておられ企業経営者として培われた知見と見識をもって当社の経営に貢献していただいております。また、IT分野に関する専門知識を有しておられ、当社のDX戦略に対しても有益な意見や提言をいただいております。今後も企業価値の向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任いたしております。 また、同氏は当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
岩井恒彦	クロスプラス株式会社社外取締役	同氏は、グローバルに展開する化粧品製造販売企業の代表取締役を務めておられました。企業経営者として培われた知見と見識に加えて研究、生産、技術に関する専門知識を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。また、コンプライアンスやサステナブル経営に関する知見、当社と同じく「美を追求する」企業で培われた知見も有しておられ、それらに関する有益な意見と提言もいただいております。併せて、当社役員指名及び報酬の両委員会では委員長を担っていただいております。今後も企業価値の向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任いたしております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
山内千鶴	日本生命保険相互会社顧問	同氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、ダイバーシティ&インクルージョンに関する専門知識を有しておられます。同氏には、当社の女性活躍や人材育成など人材戦略に対する助言、加えて企業価値向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任いたしております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。 なお、同氏は当社の株主である日本生命保険相互会社の顧問ですが、同社の持分比率は議決権ベースで2.7%であり、同氏の独立性に問題はございません。

氏名	重要な兼職の状況等	当該社外取締役を選任している理由
佐藤久恵	学校法人国際基督教大学評議員 地方公務員共済資金運用委員会委員 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会委員 国立研究開発法人科学技術振興機構運用・監視委員会委員 厚生労働省社会保障審議会臨時委員（年金数理部会所属）	同氏は、外資系組織・人事・資産運用コンサルティングファームでの資産運用コンサルタントや、グローバルに事業を展開している自動車製造販売企業の年金のチーフインベストメントオフィサー（運用最高責任者）として、グローバルレベルでの年金運用資産を統括した経験を有しておられます。また、日本の公的年金の官公庁における運用関連の諸委員会の委員を務められる等、特に投資、金融資本市場に関する知見、見識が豊富であります。それらを当社の企業価値向上に活かしていただくこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献していただくことを期待し、社外取締役に選任いたしております。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、学校法人の理事・評議員として経営に関与されているご経験と上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
日戸興史	公益社団法人 京都大学IPS細胞研究財団理事	同氏は、制御機器事業、ヘルスケア事業等をグローバルに展開する電子機器製造販売企業において、CFO及びグローバル戦略本部長を務められる等、財務を経営戦略に取り込める経営者としての豊富な経験を有しておられます。特に、複数の事業ポートフォリオを持つ同社で「ROIC経営」を主導された経験に基づく知見、見識は、当社の収益力・資本効率等の改善に資するものと考えております。それらを当社の企業価値の向上に活かしていただくこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献していただくことを期待し、社外取締役に選任いたしております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

<社外監査役>

氏名	重要な兼職の状況等	当該社外監査役を選任している理由
浜本光浩	浜本総合法律事務所代表弁護士 株式会社TVE社外取締役 大阪兵庫生コンクリート工業組合員外監事	同氏は、弁護士としての法的な知識、専門とするビジネス法務分野全般の案件で蓄積した経験等をもって、当社の監査を行っていただいております。今後もそれらを当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役に選任いたしております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
鈴木人司	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社顧問	同氏は、大手金融機関において海外拠点や市場部門で職責を果たされたのち、日本銀行の最高決定機関である政策委員会の審議委員として金融政策の審議等を担った経験を有されており、それらを当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役に選任いたしております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。 なお、同氏は2014年6月まで、当社の株主であり借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でありましたが、同行の業務執行者を退任して9年が経過しており、同氏の独立性に問題はございません。
田中素子	田中公認会計士事務所所長 TOWA株式会社社外取締役監査等委員	同氏は、公認会計士、米国公認会計士として大手監査法人での豊富な経験と、財務・会計に関する高度な専門性を有されており、それらを当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役に選任いたしております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。 なお、同氏は2020年6月まで、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、その間、当社の監査業務に関与されたことはなく、同氏の独立性に問題はございません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、事前に取り締役会議題等に関する資料提供と説明を受けた上で、取締役会の場で豊富な経験と見識からの提言を行うとともに、役員指名諮問委員会・役員報酬諮問委員会の委員長又は委員としての役割等を通じて、経営の監督機能を担っております。また、内部監査部門（監査室）からの各種報告を受け、内部統制システムの構築・維持に貢献しております。

社外監査役は、監査役会に出席し、常勤監査役から業務監査の状況、重要会議の内容その他の報告を受けるなど常勤監査役と十分な意思疎通を図って連携するとともに、会計監査人及び内部監査部門（監査室）からの各種報告を受け、財務報告の適正性を含めた内部統制システムの監査を実施しております。また、監査役会での議論を踏まえた上で取締役会その他重要な会議に出席するとともに、子会社への往査・ヒアリング等を通じて監査の実効性を高めております。

これらに加えて、社外取締役と社外監査役は、独立社外役員会議において取締役会運営上の課題等について意見交換をしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

提出日における当社の監査役監査の体制は、次のとおりであります。

当社の監査役は、常勤監査役2名と独立社外役員である社外監査役3名の5名で構成されており、監査役会の女性比率は20%です。北川真一常勤監査役が監査役会議長を務めております。当社経理部長の職務経験を有する北川真一常勤監査役と公認会計士でもある田中素子社外監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であり、岡本克弘常勤監査役は、主たる事業会社である㈱ワコール及び海外子会社等での豊富な知識や経験に基づいて、浜本光浩社外監査役は、弁護士としての法律的な知識と専門とするビジネス法務分野の経験に基づいて、鈴木人司社外監査役は、金融業界での勤務及び日本銀行政策委員会審議委員の経験による高い見識に基づいて、其々監査・提言を行うことを期待されており、これに応えることで監査役監査の実効性を高めております。これらに加えて、監査役職務を補佐する監査役会事務局として専任スタッフを1名配置するとともに、監査室が監査役の求めに応じて適宜その職務を補助する体制を執っております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として取締役会に先立ち月次で開催する他、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度は18回開催いたしました。開催1回あたりの報告・審議に要した時間は約80分でした。各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	北川 真一	18回／18回（100%）
常勤監査役	岡本 克弘	18回／18回（100%）
社外監査役	白井 弘	18回／18回（100%）
社外監査役	浜本 光浩	18回／18回（100%）
社外監査役	島田 稔	18回／18回（100%）

監査役会は、会社法に準拠して、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項の決定を行うとともに、会計監査人の選解任または不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意、監査役の選任に関する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。また取締役会の議題の事前検討や常勤監査役が出席した重要な会議の議事共有を含め監査に関わる事項の情報・意見の交換、代表取締役との意見交換や業務執行取締役及び重要な子会社である㈱ワコールの取締役に対する職務執行状況のヒアリングを実施しております。さらに会計監査人からは、各四半期のレビュー結果及び期末の会計監査の状況や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制、内部統制監査の結果等を適宜聴取することで、会計監査人の監査の状況を監視及び検証しております。加えて、金融商品取引法監査が適用される会社に対して要求される「監査上の主要な検討事項（KAM）」の監査報告書への記載内容について、会計監査人との間で協議を行うとともに、必要に応じて説明を求めました。

当事業年度の財務諸表監査等における会計監査人との間でなされた主な報告・検討事項は以下のとおりであります。

主な報告・検討事項	月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
監査計画説明 (方針・報酬含む)				◆	◆							◆	
会社法監査結果報告		◆											
四半期レビュー報告					◆			◆				◆	
金融商品取引法監査及び 内部統制監査結果報告			◆										
その他の情報交換				◆※1	◆※1		◆※2	◆※1 ※3		◆※2	◆※1 ※2	◆※2	

※1：監査上の主要な検討事項（KAM）に関する検討

※2：会計監査人等の非保証業務提供に関する事前了解手続き

※3：不正リスクに関するディスカッション

c. 監査役の活動状況

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠して、取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取し、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行の適法性・妥当性の観点から監査を実施しております。また常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、主要な事業所及び財産の状況を監査し、監査室からも内部監査に関するトピックスについて月次で報告を受け、その情報を社外監査役と共有しております。また、年1回、グループ監査役会議を開催して国内各子会社監査役からの報告を聴取する一方、可能な限り社外監査役とともに子会社への往査を実施し、経営者へのヒアリングを通じて経営状況の把握に努めております。さらに、主要海外子会社については、月次でグローバル本部から経営状況の報告を受けております。

当事業年度において設定した重点監査項目と、これらに対応する主要な監査活動の実績は以下のとおりであります。

重点監査項目	主要な監査活動の状況
取締役会の実効性向上によるコーポレートガバナンス改善	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会については、提出議題についての事前確認を踏まえ、全監査役が出席した ・任意の諮問委員会（役員指名・報酬）を社外監査役の代表がオブザーブし、監査役会にその審議過程をフィードバックした ・全監査役が「独立社外役員会議」による「取締役会実効性評価」の結果をレビューし、取締役会事務局による改善活動をモニタリングした
企業集団の内部統制システムの整備と運用	<ul style="list-style-type: none"> ・全監査役が「企業倫理・リスク管理委員会」から報告を受領し、同委員会に提示された「事業上のリスク」の再評価にあたって当期における事業環境変化が合理的に反映されていることを確認した ・常勤監査役が監査室からJ-SOX監査、テーマ監査において発見された事項について適宜報告を受け、監査役会にその内容をフィードバックした ・業務プロセス等についての従業員からの改善要望収集や新たなコンプライアンス研修など会社の取り組み事項につき、閲覧やオブザーブ等の方法で常勤監査役がモニタリングし、監査役会にその内容をフィードバックした
中長期戦略フレーム及び中期経営計画の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全監査役が業務執行取締役及び主要子会社たる㈱ワコールの取締役等から職務の執行状況、KPIの到達度について聴取した。両社の執行役員に対しては常勤監査役による聴取を実施し、監査役会にその内容をフィードバックした ・全監査役が取締役会に、常勤監査役がその他の重要な会議に出席し、当該方針に沿った意思決定がなされ、目標達成に向けた努力が払われているかを確認した ・全監査役が「サステナビリティ委員会」に、常勤監査役がその傘下各部会に出席し、当該方針に沿って社内外の利害調整、課題解決が図られているかを確認した

② 内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査部門である監査室が「内部監査規程」に準拠し、当社及び国内外の子会社を対象に、業務遂行の適法性・妥当性等を監査するとともに内部統制の有効性を評価しております。当連結会計年度においては、財務報告に係る内部統制活動として、グループ全体の仕組み・取り組みに関し9部門、日常に行われる管理業務に関し46拠点、また業務監査として購買活動に関し6部門の監査を実施しました。

また、財務報告に関する内部統制が有効に機能し、当該部門が主体的に改善・推進することを目的に、内部統制推進責任者を任命、半期毎に会議を開催し、内部統制に関する情報を共有できる体制を整えております。

なお、内部監査部門（監査室）の2023年3月末における人員数は7名です。

監査役と内部監査部門（監査室）は、毎月1回の頻度で定期的な報告確認会を実施しております。主な内容は、監査役の出席している主な会議内容の報告や、監査室の活動計画や活動実績の報告等です。また、監査に必要な文書等の情報は共有できる体制を整えており、監査調査についても相互に交換・確認を行うなど、両者が連携して、より効率的・効果的な監査を実施できる運営を行っております。

内部監査部門（監査室）からのレポーティングラインについては、上記「内部監査規程」に準拠した半期毎の代表取締役社長およびグループ管理統括担当取締役への報告のみならず、取締役会並びに監査役および監査役会への報告経路を確保しております。当連結会計年度における内部統制の監査結果については、2023年4月開催の取締役会および監査役会において報告を行いました。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は有限責任監査法人トーマツとの間に、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しております。

b. 継続監査期間

55年間

c. 業務を執行した公認会計士

当事業年度に業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員：佃弘一郎、辻知美

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は以下のとおりであります。

公認会計士15名、公認会計士試験合格者10名、その他24名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会では、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当せず、また、監査公認会計士等の適格性、独立性を害する事由がないことに基づき、監査公認会計士等を選定しております。

有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、求められる独立性、専門性及び監査活動の適切性、妥当性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

2022年4月27日の監査役会にて、有限責任監査法人トーマツの再任及び不再任の検討及び決議に際して、(1)コンプライアンス体制の整備・運用状況、(2)独立性の確保・モニタリングの実施状況、(3)監査の品質水準を確保するための体制、(4)監査・会計に係る高度な専門性、(5)監査役等とのコミュニケーションの実施状況、(6)監査時間の十分性及び監査報酬水準の妥当性等の6項目の観点から評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	220	35	166	18
連結子会社	13	—	13	—
計	233	35	179	18

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際会計基準(IFRS)に関するアドバイザー業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	15	—	32
連結子会社	107	47	137	45
計	107	62	137	77

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに税務に関するコンサルティング業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに税務に関するコンサルティング業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数と体制、当社業務の特性等を勘案して監査公認会計士等と折衝し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、会計監査人の前事業年度における監査の内容及び当事業年度の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認しました。その結果、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかという観点から、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、本決定方針）を定めております。当社の役員報酬制度では、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「譲渡制限付株式報酬」により構成されております。業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしております。

<基本報酬>

基本報酬については、同一役位であれば同一報酬である、いわゆるシングルレートの報酬体系としております。報酬水準については、毎年、外部機関による報酬調査結果をもとに、同業種あるいは同規模の他企業の報酬水準レンジとの妥当性の検証を行い、当社の業績や規模に見合った水準を設定しております。

取締役の基本報酬については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される役員報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会がその具体的内容を決定し、監査役の基本報酬は、監査役の協議により決定しております。

<業績賞与（業績連動報酬）>

業績賞与は、連結業績との連動度合いを高めるため、単年度の連結営業利益の基準値に対する達成率を基本とした上で、その他の業績等（連結売上高、連結税引前当期純利益等）を加味し賞与総額を決定しております。その支払いは当該年度の株主総会で総額を承認されたのちの当月1回としております。

取締役の業績賞与の額については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会にて確定し、総額を株主総会決議にて決定しております。

<譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）>

譲渡制限付株式報酬は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される役員報酬諮問委員会の答申に基づいて決定された基本報酬月額及び株式公正価値を基に、取締役会の決議にて定め、年1回決議された株数の割当としております。割当を受けた株式は交付日から当社で定める取締役、監査役、執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間は譲渡を制限し、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する株主総会の開始日以降、最初に到来する株主総会の開催日まで継続して取締役、監査役、執行役員のいずれかの地位にあったことを条件に、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した場合に譲渡制限を解除します。ただし、譲渡制限付株式割当契約書の規程に違反した場合など譲渡制限が解除されていない株式の全部について無償で取得する場合があります。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬諮問委員会が原案について本決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し本決定方針に沿うものと判断しております。

基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人給与を含まない）は年額3億500万円以内、監査役の報酬額は年額750万円以内と定めております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名でした。

業績賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において、各事業年度の業績に応じて決定した支給額の決議をいただいております。また、譲渡制限付株式報酬の額については、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会の決議により、年額700万円を上限としております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名でした。

基本報酬、業績賞与、譲渡制限付株式報酬の比率は業績賞与の算定結果が基準値どおりの場合下記のとおりとなります。

基本報酬60～68%：業績賞与18%：譲渡制限付株式報酬14～22%

（業績賞与の算定結果が基準値どおりの場合、上位の役位ほど基本報酬比率が低い）

また、役員退職慰労金制度は、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の日をもって廃止しました。

<役員報酬諮問委員会の役割と活動内容>

取締役会の諮問機関として、独立かつ客観的立場から取締役報酬やその制度にかかる審議、決議を行っております。役員報酬諮問委員会のメンバーは独立社外取締役である岩井 恒彦氏を委員長とし過半数を独立社外取締役で構成し、さらに透明性を確保するために社外監査役がオブザーバーとして参加しております。

当該事業年度の役員報酬については、下記のとおり審議、決議いたしました。

- 2022年8月10日：役員報酬制度の見直し案について
- 2022年9月29日：役員賞与算定方式案について
- 2023年2月24日：第76期役員報酬（月額報酬）について
- 2023年3月29日：第75期業績連動賞与について
- 2023年4月28日：第75期業績連動賞与について

<取締役会の役割・内容>

役員報酬諮問委員会からの答申を受けて、役員報酬にかかる審議・決定を行っております。

当該事業年度の役員報酬については、下記のとおり審議、決定いたしました。

- 2022年5月12日：譲渡制限付株式付与総額見直しについて
- 2023年5月12日：第75期業績連動賞与について
- 2023年5月31日：第76期役員報酬（月額報酬）について

役員報酬諮問委員会では、役員報酬制度全体の見直しに継続的に取り組んでおり、主な検討項目は下記のとおりであります。

- ・基本報酬、業績賞与及び中長期インセンティブの構成（金額、比率の見直し）
- ・業績賞与の算定方式（中期経営計画の目標値との連動強化）

※なお、2022年7月より、基本報酬、業績賞与、株式報酬の構成を一部見直しました。基本報酬と株式報酬の比率を見直し、上位者ほど株式報酬の割合が高い構成に変更しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	216	172	—	44	44	5
監査役 (社外監査役を除く。)	40	40	—	—	—	2
社外役員	50	50	—	—	—	6

- (注) 1. なお、当事業年度末現在の取締役は3名、監査役は2名、社外役員は6名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2022年6月29日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2022年11月30日をもって辞任により退任した取締役1名が含まれているためであります。
2. 取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含めております。
3. 取締役（社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、株式報酬44百万円であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、資産運用の一環として純投資目的での株式は保有しておらず、取引関係の維持・強化、事業展開における協力・取引関係の構築・維持・強化、安定的な金融取引の維持を目的として、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を持つ政策保有株式を保有しております。

② (株)ワコールにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である(株)ワコールについては以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか、具体的には取引に伴う利益や受取配当金の利回り等を検証し、定期的に取り締役に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	26	1,305
非上場株式以外の株式	33	42,687

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	1	得意先持株会により増加しました。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	7	4,116

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果(注)2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
KDDI(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	通信機器や通信インフラの取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	1,520,500	1,520,500		
イオン(株)	株式数(株)	株式数(株)	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。また、持株会に加入しているため、株式数が増加しております。	有
	6,223	6,089		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
	1,545,985	1,545,427		
	株式数(株)	株式数(株)		
	3,966	4,032		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
㈱京都銀行	569,997	569,997	地元の主要金融機関として金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	3,562	3,049		
京セラ㈱	445,900	445,900	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	3,071	3,068		
㈱SCREEN ホールディングス	217,179	217,179	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,530	2,684		
㈱三菱UFJフ ィナンシャル・ グループ	2,885,850	2,885,850	主要金融機関として総合的な金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有 （注）3
	2,446	2,194		
東京海上ホール ディングス㈱ （注）4	822,000	274,000	各種損害保険商品を採用し、事業上のリスク低減を図っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有 （注）3
	2,093	1,953		
Saha Pathana Inter-Holding PLC	7,606,666	7,606,666	タイ王国における事業展開で密接な協力関係にあり、同国における企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	2,044	1,791		
㈱島津製作所	453,300	520,200	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,876	2,203		
㈱堀場製作所	230,000	230,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,819	1,541		
コクヨ㈱	754,700	1,509,400	オフィス家具や文具の主要なサプライヤーとして密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,417	2,437		
蝶理㈱	548,890	548,890	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,376	965		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
凸版印刷(株)	426,000	426,000	カタログを中心とした広告販促物作成 において密接な関係にあり、企業価値 向上の観点から同社との良好な関係の 維持・強化を図るため、継続して保有 しております。	有
	1,135	922		
(株)滋賀銀行	398,000	398,000	地元の主要金融機関として金融取引を 行っており、企業価値向上の観点から 同社との良好な関係の維持・強化を図 るため、継続して保有しております。	有
	1,066	879		
(株)平和堂	517,531	517,531	婦人肌着の取引を行っており、企業価 値向上の観点から同社との良好な関係 の維持・強化を図るため、継続して保 有しております。	有
	1,053	981		
宝ホールディ ングス(株)	1,000,000	1,000,000	地元の企業として、情報の共有をはじ めとして密接な関係にあり、事業戦略 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	1,022	1,101		
(株)セブン&ア イ・ホールディ ングス	154,969	154,969	婦人肌着の取引を行っており、企業価 値向上の観点から同社との良好な関係 の維持・強化を図るため、継続して保 有しております。	無
	925	900		
イオンフィナン シャルサービス (株)	687,300	687,300	婦人肌着の取引を行っているイオン(株) のグループ会社であり、事業戦略の観 点から同社グループとの良好な関係の 維持・強化を図るため、継続して保有 しております。	無
	848	836		
大正製薬ホール ディングス(株)	132,000	132,000	事業展開における協力を進める等密接 な関係にあり、企業価値向上の観点か ら同社との良好な関係の維持・強化を 図るため、継続して保有してございま す。	有
	728	749		
福山通運(株)	187,500	187,500	物流取引において密接な関係にあり、 企業価値向上の観点から同社との良好 な関係の維持・強化を図るため、継続 して保有しております。	有
	673	684		
旭化成(株)	598,195	598,195	繊維製品の主要仕入先として、今後も 安定的な仕入を通じ、企業価値向上と 同社との良好な関係の維持・強化を図 るため、継続して保有しております。	有
	554	635		
I. C. C INTERNATIONAL PLC	2,677,300	2,677,300	タイ王国における事業展開で密接な協 力関係にあり、同国における企業価値 向上の観点から同社との良好な関係の 維持・強化を図るため、継続して保有 しております。	有
	363	293		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
久光製薬(株)	90,000	90,000	事業展開における協力、取引関係の構築を目的に密接な関係にあり、同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	340	329		
(株)丸井グループ	151,487	151,487	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	306	340		
(株)近鉄百貨店	100,000	100,000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	244	255		
(株)松屋	205,000	205,000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	226	157		
(株)中央倉庫	190,700	381,300	物流取引において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	206	377		
(株)イズミ	45,648	45,648	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	143	146		
(株)フジ・リテイリング	62,600	62,600	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	108	144		
小田急電鉄(株)	58,200	197,500	子会社である(株)小田急百貨店と婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	100	402		
(株)キング	168,000	168,000	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	84	90		
東レ(株)	100,000	100,000	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	75	63		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三共生興(株)	94,380	94,380	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	51	49		
日本新薬(株)	—	175,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	1,457		
養命酒製造(株)	—	170,500	事業展開における協力、取引関係の構築を目的に密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	有
	—	299		
セイノーホールディングス(株)	—	214,000	物流取引において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	238		

(注) 1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることであるため記載が困難であります。

3. 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

4. 東京海上ホールディングス(株)は、2022年10月1日付で、普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
KDDI(株)	2,544,000	2,544,000	通信機器や通信インフラの取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。現在は退職給付信託に拠出しており、議決権行使については指図権を留保しております。	無
	10,412	10,189		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,365,000	3,365,000	主要金融機関として総合的な金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。現在は退職給付信託に拠出しており、議決権行使については指図権を留保しております。	有 (注) 3
	2,853	2,558		

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. 定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることであるため記載が困難であります。

3. 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

- ニ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- ホ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。
- ヘ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか、具体的には取引に伴う利益や受取配当金の利回り等を検証し、定期的に取り締役に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

なお、定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることであり、開示を省略いたします。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	1
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

ニ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ホ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

ヘ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

科目	注記	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	7	63,987	37,485	26,781
営業債権及びその他の債権	8,34	18,657	20,706	20,215
その他の金融資産	9,34	2,238	1,795	1,804
棚卸資産	10	43,402	45,926	53,720
その他の流動資産	11	7,067	2,923	3,100
流動資産合計		135,351	108,835	105,620
非流動資産				
有形固定資産	12	44,973	48,602	46,702
使用権資産	18	12,967	13,986	12,260
のれん	13	21,169	22,945	16,256
無形資産	13	15,343	15,666	13,043
投資不動産	14	3,126	2,725	2,957
持分法で会計処理されている投資	15	17,898	18,239	20,499
その他の金融資産	9,34	56,334	52,249	50,195
退職給付に係る資産	21	9,434	13,280	13,978
繰延税金資産	16	1,641	1,680	2,953
その他の非流動資産	11	979	970	833
非流動資産合計		183,864	190,342	179,676
資産合計		319,215	299,177	285,296

(単位：百万円)

科目	注記	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
借入金	17, 34	40, 707	10, 227	5, 000
リース負債	18, 34	3, 657	5, 197	4, 661
営業債務及びその他の債務	19, 34	15, 058	16, 738	17, 535
その他の金融負債	20, 34	2, 365	1, 661	1, 172
未払法人所得税		879	1, 363	1, 683
その他の流動負債	23	14, 132	14, 080	13, 791
流動負債合計		76, 798	49, 266	43, 842
非流動負債				
借入金	17, 34	1, 498	1, 626	3, 084
リース負債	18, 34	8, 676	8, 254	7, 670
その他の金融負債	20, 34	1, 639	820	—
退職給付に係る負債	21	2, 089	3, 466	2, 470
繰延税金負債	16	12, 065	13, 607	13, 886
その他の非流動負債	22, 23	1, 516	1, 270	1, 225
非流動負債合計		27, 483	29, 043	28, 335
負債合計		104, 281	78, 309	72, 177
資本				
資本金	24	13, 260	13, 260	13, 260
資本剰余金	24	29, 120	29, 077	29, 029
利益剰余金	24	156, 143	158, 940	151, 418
その他の資本の構成要素	24	22, 381	27, 571	32, 021
自己株式	24	△8, 876	△10, 858	△15, 894
親会社の所有者に帰属する持分合計		212, 028	217, 990	209, 834
非支配持分		2, 906	2, 878	3, 285
資本合計		214, 934	220, 868	213, 119
負債及び資本合計		319, 215	299, 177	285, 296

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

科目	注記	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上収益	26	172,072	188,592
売上原価		△76,248	△82,189
販売費及び一般管理費	27	△95,330	△102,301
その他の収益	28	3,749	5,254
その他の費用	28	△952	△12,846
営業利益 (△損失)		3,291	△3,490
金融収益	29	1,930	1,517
金融費用	29	△232	△795
持分法による投資損益	15	579	2,223
持分法による投資の減損損失	15	△1,485	△154
税引前利益 (△損失)		4,083	△699
法人所得税費用	16	△2,498	△1,035
当期利益 (△損失)		1,585	△1,734
当期利益 (△損失) の帰属			
親会社の所有者		1,732	△1,776
非支配持分		△147	42
当期利益 (△損失)		1,585	△1,734
1株当たり当期利益 (△損失)	31		
基本的1株当たり当期利益 (△損失) (円)		27.83	△29.66
希薄化後1株当たり当期利益 (△損失) (円)		27.71	△29.66

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

科目	注記	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益 (△損失)		1,585	△1,734
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	30	△538	1,826
確定給付制度の再測定	30	2,769	△251
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	15,30	297	430
純損益に振り替えられることのない項目 合計		2,528	2,005
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	30	5,811	3,553
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	15,30	494	309
純損益に振り替えられる可能性のある項目 合計		6,305	3,862
その他の包括利益合計		8,833	5,867
当期包括利益		10,418	4,133
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		10,476	4,034
非支配持分		△58	99
当期包括利益		10,418	4,133

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

項目	注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	自己株式	合計		
2021年4月1日残高		13,260	29,120	156,143	22,381	△8,876	212,028	2,906	214,934
当期利益（△損失）				1,732			1,732	△147	1,585
その他の包括利益	30				8,744		8,744	89	8,833
当期包括利益合計		—	—	1,732	8,744	—	10,476	△58	10,418
自己株式の取得	24					△2,089	△2,089		△2,089
自己株式の処分	24		△0			1	1		1
株式報酬取引	33		△43			106	63		63
配当金	25			△2,498			△2,498	△82	△2,580
非支配持分との資本取引							—	112	112
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	24			3,554	△3,554		—		—
その他				9			9		9
所有者との取引額合計		—	△43	1,065	△3,554	△1,982	△4,514	30	△4,484
2022年3月31日残高		13,260	29,077	158,940	27,571	△10,858	217,990	2,878	220,868

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

項目	注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	自己株式	合計		
2022年4月1日残高		13,260	29,077	158,940	27,571	△10,858	217,990	2,878	220,868
当期利益（△損失）				△1,776			△1,776	42	△1,734
その他の包括利益	30				5,810		5,810	57	5,867
当期包括利益合計		—	—	△1,776	5,810	—	4,034	99	4,133
自己株式の取得	24					△8,035	△8,035		△8,035
自己株式の消却	24			△2,863		2,863	—		—
株式報酬取引	33		△48			136	88		88
配当金	25			△4,243			△4,243	△95	△4,338
非支配持分との資本取引							—	403	403
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	24			1,360	△1,360		—		—
所有者との取引額合計		—	△48	△5,746	△1,360	△5,036	△12,190	308	△11,882
2023年3月31日残高		13,260	29,029	151,418	32,021	△15,894	209,834	3,285	213,119

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

科目	注記	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益 (△損失)		1,585	△1,734
減価償却費及び償却費		10,689	12,364
減損損失		211	10,136
金融収益		△1,930	△1,517
金融費用		232	795
持分法による投資損益 (△は益)		△579	△2,223
持分法による投資の減損損失		1,485	154
法人所得税費用		2,498	1,035
固定資産除売却損益 (△は益)		△1,960	△2,650
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△1,035	1,053
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△644	△6,692
その他の資産の増減額 (△は増加)		△194	185
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		1,499	480
退職給付に係る資産及び負債の増減額		721	△1,714
その他の負債の増減額 (△は減少)		△1,673	△1,255
その他		1,466	△1,018
小計		12,371	7,399
利息の受取額		62	115
配当金の受取額		1,489	1,932
利息の支払額		△226	△270
法人所得税の支払額又は還付額 (△は支払)		2,926	△1,842
営業活動によるキャッシュ・フロー		16,622	7,334
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入		531	289
定期預金の預入による支出		△361	△178
有形固定資産の取得による支出		△6,621	△2,879
有形固定資産の売却による収入		2,799	4,468
無形資産の取得による支出		△3,172	△2,169
貸付金の回収による収入		321	3
その他の金融資産の取得による支出		△4	△135
その他の金融資産の売却及び償還による収入		3,410	4,372
その他		55	131
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,042	3,902
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	32	△30,460	△5,230
長期借入れによる収入	32	—	1,355
長期借入金の返済による支出	32	△35	—
リース負債の返済による支出	32	△4,658	△5,981
非支配持分からの払込による収入		112	403
自己株式の取得による支出		△2,089	△8,035
自己株式の売却による収入		1	0
親会社の所有者への配当金の支払額	25	△2,498	△4,243
非支配持分への配当金の支払額		△82	△95
条件付対価の支払額		△1,298	△715
財務活動によるキャッシュ・フロー		△41,007	△22,541
現金及び現金同等物に係る換算差額		925	601
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△26,502	△10,704
現金及び現金同等物の期首残高	7	63,987	37,485
現金及び現金同等物の期末残高	7	37,485	26,781

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ワコールホールディングス（以下、「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL <https://www.wacoalholdings.jp/>）で開示しております。

当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容は、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品等の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売であります。各事業の内容については注記「6. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、2023年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日（以下、移行日）は2021年4月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「38. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2023年3月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「38. 初度適用」に記載しております。

(2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載がある場合を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を用いております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループがその財務及び営業方針に重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配は有していない事業体をいいます。当社グループは投資先の議決権の20%以上50%以下を直接または間接的に保有する場合、重要な影響力がないことが明確に証明できない限り、投資先に対して重要な影響力を有していると推定しております。

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が共同支配の取決めにに基づき、それぞれの当事者が投資先の純資産に対する権利を有している場合の当該投資先をいいます。共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に支配を有している当事者全員の一致した合意を必要とする場合をいいます。

関連会社及び共同支配企業に対する投資は、投資先が関連会社または共同支配企業に該当すると判定された日から該当しないと判定された日まで、持分法で会計処理しております。関連会社または共同支配企業に該当しなくなり、持分法の適用を中止した場合には、連結子会社に該当することとなる場合を除き、残存する持分を公正価値で測定した上で、持分法の適用中止から生じた利得及び損失を純損益として認識しております。

また、関連会社及び共同支配企業に対する投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合には、当該関連会社または共同支配企業に対する投資全体を単一の資産として、減損テストを実施しております。

(2) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(4) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原材料については先入先出法による低価法で、製品・商品及び仕掛品については総平均法による低価法で評価しております。また、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(5) 有形固定資産

取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

当初認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2－50年（主として38年）
- ・機械装置及び運搬具、工具器具及び備品 2－20年（主として5年）

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めております。

(6) リース

リース契約の借手となる場合、リース開始日において使用権資産を取得原価で測定しております。使用権資産の取得原価はリース負債の当初測定金額に開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの、当初直接コスト、棚卸資産の製造のために生じるものを除く原状回復コストで構成されております。使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース負債の当初測定は開始日現在で支払われていないリース料総額の現在価値で測定しております。リース料はリース期間中に原資産を使用する権利に対する固定リース料、変動リース料等の支払のうち、開始日に支払われていない金額で構成されております。

リース料総額の現在価値を算定するにあたり、リースの計算利率が容易に入手できない場合は、当社の追加借入利率を使用しております。

追加借入利率は、期間、通貨、リースの開始日によって変わり、国債に基づくリスクフリー・レート、コントリブリスクの調整、社債のイールドに基づく信用リスクの調整及び企業のリスクプロファイルがグループのリスクプロファイルと異なる場合には企業特有の調整を含んだ様々なインプットに基づき決定されます。

開始日後における使用権資産は原価モデルを適用し測定しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定を調整した金額で測定しております。使用権資産の減価償却費は、連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費に計上しております。リース負債はリース負債に係る金利を増額し、支払われたリース料を減額し、条件変更等が生じた場合に再測定を実施した結果を反映しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

リース契約の貸手となる場合、リースのそれぞれをリスクと経済価値の移転がどの程度かによってオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に、正味リース投資未回収額を債権として計上しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、少なくとも年1回及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

当初認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法により償却を行っております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ブランド 20年及び25年（主として25年）
- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産は商標権、絵画等であり、事業が継続する限りは継続的に使用可能であることから耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数が確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

耐用年数が確定できない無形資産については、償却を行わず、少なくとも年1回又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

(8) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。

投資不動産の認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

投資不動産とそれ以外の部分との区分処理が不可能な場合には、自己使用部分の重要性が低い場合に限り、全体を投資不動産として処理しております。

土地以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時または、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。（正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される）不動産の認識の中止により生じる利得または損失は、不動産の認識を中止する年度において損益で認識されます。

(9) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産について、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値で認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、すべて、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接起因する増分コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しております。

なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

(10) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割引いて算定しております。

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出年金制度の退職後給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

(11) 法人所得税

法人所得税費用は、当期法人所得税と繰延法人所得税の合計として表示しております。

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。当期法人所得税は、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金を除き、費用として認識しております。

繰延法人所得税は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しております。繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれかの損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識にかかる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率を見積り、算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

法人所得税の不確実な税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

また、当社グループは、「国際的な税制改革―第2の柱モデルルール（IAS第12号の改訂）」の例外規定を適用しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(13) 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識しております。収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、過年度の実績等を考慮して予想される返品を見積り、収益から控除しております。

(14) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に、公正価値で認識しております。

資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

費用に関する政府補助金は、補助金で補償することを意図している費用が発生した期間において純損益に認識しております。

政府補助金に付随する未履行の条件もしくはその他の偶発事象について、重要なものはありません。

(15) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を導入していましたが、譲渡制限付株式報酬制度を導入したことに伴い、ストック・オプション制度は、既に付与されているものを除いて廃止しております。

当社は、2022年3月期より、持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(16) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが増減した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して算定しております。

(18) 企業結合

被取得企業における識別可能資産及び負債は、原則として取得日の公正価値で認識しております。

企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にはその超過額をのれんとして認識し、下回る場合には純利益として認識しております。移転された対価は、移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計で算定され、条件付対価の取決めから生じた資産または負債の公正価値も含まれております。取得費用は、発生した期間において費用として認識しております。非支配持分は、個々の企業結合取引ごとに、公正価値または被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定しております。

(19) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。

(20) 売却目的で保有する資産

非流動資産（又は処分グループ）の帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合には、当該非流動資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類しております。売却目的保有へ分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なることを条件としており、当社グループの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られております。

売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っておりません。

(21) 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直され、会計上の見積りの見直しによる影響は、当該見直しを行った会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下の事項です。

(1) のれんの減損

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
WACOAL EUROPE LTD. グループに関するのれん	9,932	10,221
WACOAL INTERNATIONAL CORP. グループに関するのれん	13,013	6,035

のれんの減損テストは、資金生成単位グループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その下回る額について減損損失を認識することとなります。回収可能価額は、資金生成単位グループの処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。

回収可能価額の算定にあたっては、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画や経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの回収可能価額の算定方法については、注記「13. のれん及び無形資産」に記載しております。

5. 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。これらの新設又は改訂の適用による当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は調査中であり、現時点では見積ることができません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ の適用時期	新設・改訂の概要
IAS第12号	法人所得税	2023年1月1日	2024年3月期	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、ワコール事業（国内）、ワコール事業（海外）及びピーチ・ジョン事業であります。当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、各報告セグメントは、以下の製造・販売を行っております。

報告セグメント	主要な製品
ワコール事業（国内）	インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア他
ワコール事業（海外）	インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他
ピーチ・ジョン事業	インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

(2) 報告セグメントに関する情報

報告セグメントの会計方針は、注記「3. 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一であります。

移行日（2021年4月1日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 3	連結
	ワコール 事業 (国内)	ワコール 事業 (海外)	ピーチ・ ジョン 事業	計			
セグメント資産	281,969	87,453	10,872	380,294	15,833	△76,912	319,215

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 3	連結
	ワコール 事業 (国内)	ワコール 事業 (海外)	ピーチ・ ジョン 事業	計			
売上収益							
外部顧客に対する売上収益 (注) 2	88,128	59,214	12,200	159,542	12,530	—	172,072
セグメント間の内部売上収益	844	8,425	363	9,632	3,694	△13,326	—
合計	88,972	67,639	12,563	169,174	16,224	△13,326	172,072
セグメント利益（△損失） (注) 4	604	2,055	1,650	4,309	△1,018	—	3,291
セグメント資産	255,053	96,293	11,360	362,706	14,457	△77,986	299,177
その他の項目							
減価償却費及び償却費	5,808	3,767	881	10,456	233	—	10,689
減損損失	211	—	—	211	—	—	211
持分法による投資の減損損失	1,485	—	—	1,485	—	—	1,485
資本的支出	7,409	2,053	255	9,717	76	—	9,793

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 3	連結
	ワコール 事業 (国内)	ワコール 事業 (海外)	ピーチ・ ジョン 事業	計			
売上収益							
外部顧客に対する売上収益 (注) 2	96,746	66,732	11,918	175,396	13,196	—	188,592
セグメント間の内部売上収益	1,048	13,725	248	15,021	4,434	△19,455	—
合計	97,794	80,457	12,166	190,417	17,630	△19,455	188,592
セグメント利益（△損失） (注) 4	2,862	△7,397	915	△3,620	130	—	△3,490
セグメント資産	244,528	91,944	11,948	348,420	15,316	△78,440	285,296
その他の項目							
減価償却費及び償却費	6,457	4,341	1,187	11,985	379	—	12,364
減損損失	103	10,033	—	10,136	—	—	10,136
持分法による投資の減損損失	154	—	—	154	—	—	154
資本的支出	3,258	1,412	331	5,001	47	—	5,048

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ルシアン事業、七彩事業等を含みます。主な収益は、インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー）、その他繊維関連製品、マネキン人形、店舗設計・施工他であります。

2. 外部顧客に対する売上収益には、顧客との契約から生じた収益及びその他の源泉から生じた収益が含まれております。その他の源泉から生じた収益は、主にリースに関する収益であります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去金額であります。

4. セグメント利益（△損失）の合計については、連結損益計算書の営業利益（△損失）と一致しております。なお、営業利益（△損失）から税引前利益（△損失）までの調整については、連結損益計算書に記載のとおりであります。

5. セグメント間取引は、原価に利益を加算した金額で行われております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
インナーウェア		
ファンデーション・ランジェリー	139,462	151,715
ナイトウェア	6,688	6,833
リトルインナー	789	931
小計	146,939	159,479
アウターウェア・スポーツウェア等	10,777	12,815
レッグニット	974	1,366
その他の繊維製品及び関連製品	5,359	6,530
その他	8,023	8,402
合計	172,072	188,592

(4) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

外部顧客への売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
日本	111,623	120,712
アジア・オセアニア	20,295	22,316
欧米	40,154	45,564
合計	172,072	188,592

(注) 1. 売上収益は連結会社の所在地を基礎とし分類したものであります。

2. 欧米のうち、米国における前連結会計年度及び当連結会計年度の売上収益は、それぞれ30,113百万円及び33,046百万円であります。

非流動資産

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
日本	56,882	60,106	56,425
アジア・オセアニア	5,968	6,410	5,501
欧米	35,707	38,378	30,125
合計	98,557	104,894	92,051

(注) 1. 非流動資産は、資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を含んでおりません。

2. 欧米のうち、米国における移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度の非流動資産は、それぞれ19,778百万円、21,773百万円及び12,059百万円であり、英国における移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度の非流動資産は、それぞれ14,245百万円、14,684百万円及び14,757百万円であります。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	63,955	37,219	26,774
短期投資	32	266	7
合計	63,987	37,485	26,781

連結財政状態計算書における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受取手形	1,148	943	955
売掛金	16,903	18,804	18,458
未収金	941	1,241	1,009
貸倒引当金	△335	△282	△207
合計	18,657	20,706	20,215

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

9. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
償却原価で測定する金融資産			
定期預金	1,462	1,341	1,247
債券	222	—	96
敷金	4,091	4,132	4,025
その他	1,015	548	762
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
投資信託	122	137	175
株式	1,865	2,032	1,616
デリバティブ	42	97	7
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	49,647	45,575	44,040
その他	106	182	31
合計	58,572	54,044	51,999
流動資産	2,238	1,795	1,804
非流動資産	56,334	52,249	50,195
合計	58,572	54,044	51,999

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

銘柄	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
KDD I 株式会社	5,162	6,090	6,223
イオン株式会社	5,097	4,033	3,967
株式会社京都銀行	3,882	3,049	3,562
京セラ株式会社	3,132	3,069	3,071
株式会社SCREENホールディングス	2,115	2,684	2,530

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

当社グループは、資産の効率化や取引関係の見直し等を目的として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の一部を売却することにより、認識を中止しております。

各連結会計年度における売却時の公正価値及びその他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
3,185	1,020	4,131	2,640

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失を利益剰余金に振り替えております。利益剰余金に振り替えたその他の包括利益の累積利得又は損失(税引後)は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ708百万円及び1,472百万円であります。

なお、資本金性金融商品から認識された受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
当期中に認識の中止を行った投資	期末日現在で保有している投資	当期中に認識の中止を行った投資	期末日現在で保有している投資
33	930	61	1,104

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
商品及び製品	37,274	38,159	45,711
仕掛品	3,859	4,177	4,638
原材料	2,269	3,590	3,371
合計	43,402	45,926	53,720

費用として認識された棚卸資産の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ75,014百万円及び80,845百万円であります。

また、費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,642百万円及び2,231百万円であります。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
その他の流動資産			
未収還付法人税等	4,672	401	174
返品資産	605	658	708
その他	1,790	1,864	2,218
合計	7,067	2,923	3,100
その他の非流動資産			
長期前払費用	139	152	119
その他	840	818	714
合計	979	970	833

12. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2021年4月1日	71,045	10,147	8,856	17,647	1,264	108,959
取得	597	429	211	133	5,316	6,686
売却又は処分	△744	△240	△290	△289	—	△1,563
科目振替	4,476	133	351	98	△5,395	△337
在外営業活動体の換算差額	1,042	638	371	86	82	2,219
その他	—	△17	△3	80	—	60
2022年3月31日	76,416	11,090	9,496	17,755	1,267	116,024
取得	575	427	314	—	1,693	3,009
売却又は処分	△3,395	△464	△477	△985	—	△5,321
科目振替	1,065	651	445	△239	△2,542	△619
在外営業活動体の換算差額	670	418	311	92	15	1,506
その他	67	—	—	1	—	67
2023年3月31日	75,398	12,122	10,089	16,624	433	114,666

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2021年4月1日	△47,913	△8,558	△7,444	△71	—	△63,986
減価償却費	△1,880	△473	△599	—	—	△2,952
減損損失	△188	—	△15	—	—	△203
売却又は処分	689	220	285	8	—	1,202
在外営業活動体の換算差額	△675	△534	△297	—	—	△1,506
その他	7	16	—	—	—	23
2022年3月31日	△49,960	△9,329	△8,070	△63	—	△67,422
減価償却費	△1,993	△542	△607	—	—	△3,142
減損損失	△76	—	△11	—	—	△87
売却又は処分	2,890	373	444	—	—	3,707
在外営業活動体の換算差額	△353	△345	△252	—	—	△950
その他	△69	△1	—	—	—	△70
2023年3月31日	△49,561	△9,844	△8,496	△63	—	△67,964

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2021年4月1日	23,132	1,589	1,412	17,576	1,264	44,973
2022年3月31日	26,456	1,761	1,426	17,692	1,267	48,602
2023年3月31日	25,837	2,278	1,593	16,561	433	46,702

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

前連結会計年度において認識した減損損失は以下のとおりであります。

ワコール事業（国内）セグメントの建物及び構築物について、処分コスト控除後の公正価値まで減額し、減損損失24百万円認識しております。これは、所有する一部の資産グループについて、子会社の清算意思決定に伴い固定資産の減損の要否を判定した結果、処分コスト控除後の公正価値が帳簿価額を下回っていると判断されたことが要因となっております。公正価値の測定にあたっては、同種の資産の売買事例などに基づき、独立した鑑定機関により評価された公正価値により測定しており、公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

ワコール事業（国内）セグメントの帳簿価額164百万円の建物及び構築物、帳簿価額15百万円の工具器具及び備品、帳簿価額8百万円の使用権資産について、全額減損しております。これは、売上の低迷が続いたことが主な要因となっております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度において認識した減損損失は以下のとおりであります。

ワコール事業（国内）セグメントの帳簿価額76百万円の建物及び構築物、帳簿価額11百万円の工具器具及び備品、帳簿価額16百万円の使用権資産について、全額減損しております。これは、売上の低迷が続いたことが主な要因となっております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	ブランド	商標権	その他	合計
2021年4月1日	35,743	17,221	7,479	5,316	2,199	32,215
取得	—	3,181	—	—	1	3,182
売却又は処分	—	△1,173	—	—	△31	△1,204
在外営業活動体の換算差額	1,960	256	479	—	113	848
その他	—	△96	—	—	—	△96
2022年3月31日	37,703	19,389	7,958	5,316	2,282	34,945
取得	—	1,963	—	—	4	1,967
売却又は処分	—	△1,920	—	—	△20	△1,940
在外営業活動体の換算差額	1,592	169	309	—	91	569
その他	—	△17	—	—	△67	△84
2023年3月31日	39,295	19,584	8,267	5,316	2,290	35,457

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	ブランド	商標権	その他	合計
2021年4月1日	△14,574	△8,747	△2,748	△4,827	△550	△16,872
償却費	—	△2,509	△401	—	△171	△3,081
減損損失	—	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	1,092	—	—	2	1,094
在外営業活動体の換算差額	△184	△214	△190	—	△69	△473
その他	—	52	—	—	1	53
2022年3月31日	△14,758	△10,326	△3,339	△4,827	△787	△19,279
償却費	—	△2,869	△408	—	△158	△3,435
減損損失	△8,281	—	△901	—	△326	△1,227
売却又は処分	—	1,732	—	—	13	1,745
在外営業活動体の換算差額	—	△129	△107	—	△44	△280
その他	—	△2	—	—	64	62
2023年3月31日	△23,039	△11,594	△4,755	△4,827	△1,238	△22,414

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				合計
		ソフト ウェア	ブランド	商標権	その他	
2021年4月1日	21,169	8,474	4,731	489	1,649	15,343
2022年3月31日	22,945	9,063	4,619	489	1,495	15,666
2023年3月31日	16,256	7,990	3,512	489	1,052	13,043

当社グループの前連結会計年度及び当連結会計年度における期中に費用として認識された研究開発活動による支出は449百万円及び598百万円であり、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

(2) 耐用年数が確定できない無形資産

上記の無形資産のうち耐用年数を確定できない資産は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,568百万円、1,539百万円及び1,532百万円であります。このうち、主なものは企業結合時に取得した(株)ピーチ・ジョンの商標権であり、事業が継続する限り存続するため、耐用年数を確定できないものと判断しております。

(3) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損

企業結合で生じたのれん及び無形資産は、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しております。

資金生成単位グループ別ののれんの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	のれん		
		移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
ワコール事業（海外）	WACOAL EUROPE LTD. グループ	9,398	9,932	10,221
	WACOAL INTERNATIONAL CORP. グループ	11,771	13,013	6,035
合計		21,169	22,945	16,256

資金生成単位グループ別の耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	耐用年数が確定できない無形資産		
		移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
ピーチ・ジョン事業	ピーチ・ジョングループ	489	489	489
合計		489	489	489

当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、少なくとも年1回及び減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損損失は、連結損益計算書の「その他費用」に計上しております。

回収可能価額は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後5年度分の事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位グループの税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率18.8～19.6%（移行日16.0～22.3%、前連結会計年度18.2～20.2%）により現在価値に割引いて算定しております。事業計画には、販売数量拡大施策の達成可能性や展開地域での市場成長率などの重要な仮定が含まれております。事業計画の期間を超える成長率は、資金生成単位グループの属する産業もしくは国における長期の平均成長率を勘案して2.0～3.0%（移行日2.0～3.0%、前連結会計年度2.0～3.0%）と決定しており、市場の長期の平均成長率を超過していません。

WACOAL EUROPE LTD. グループにおいては、回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。仮に税引前割引率が約6.0%（前連結会計年度は約3.9%）上昇又は売上が約4.1%（前連結会計年度は約2.7%）下落した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなる可能性があります。

WACOAL INTERNATIONAL CORP. グループにおいては、回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しており、当該回収可能価額はレベル3の公正価値により測定しております。当連結会計年度に実施した減損テストの結果、減損損失を10,033百万円（のれん8,281百万円、ブランド901百万円、その他326百万円、使用権資産525百万円）計上しました。これは、主にデジタルマーケティングに関するプライバシー規制の強化や足元の個人消費の減速など外部環境の変化を踏まえ事業計画を見直したことが要因となっております。

上記以外の資金生成単位グループについては、回収可能価額は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、回収可能価額に用いた税引前割引率及び売上について合理的な範囲で変動があった場合にも、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

14. 投資不動産

(1) 増減表

投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	6,573	5,678
売却又は処分	△895	—
科目振替	—	239
期末残高	5,678	5,917

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	△3,447	△2,953
減価償却費	△7	△7
売却又は処分	501	—
期末残高	△2,953	△2,960

投資不動産の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)		前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
投資不動産	3,126	9,309	2,725	6,906	2,957	7,779

投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、観察可能でないインプットを含むことからレベル3に分類しております。なお、公正価値ヒエラルキーについては注記「34. 金融商品」に記載しております。

(2) 投資不動産からの収益及び費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
賃貸料収入	213	215
直接営業費	△46	△51

投資不動産からの賃貸料収入及びそれに伴って発生する直接営業費の金額は、それぞれ連結損益計算書の「その他の収益」及び「その他の費用」に含まれております。

また、賃貸料収益を生み出さなかった投資不動産から生じた直接営業費については、重要性はありません。

15. 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
帳簿価額合計	4,857	5,241	6,034

個々には重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益に対する持分取込額	110	870
その他の包括利益に対する持分取込額	331	128
当期包括利益に対する持分取込額	441	998

当社グループは、当連結会計年度において、ワコール事業（国内）に含まれる一部の投資先について株価の下落により減損の客観的な証拠が存在すると判断したため、持分法で会計処理されている投資の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。当該回収可能価額は、レベル1の公正価値により測定しております。その結果、減損損失154百万円を計上しております。

(2) 共同支配企業に対する投資

個々には重要性のない共同支配企業に対する投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
帳簿価額合計	13,041	12,998	14,465

個々には重要性のない共同支配企業の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益に対する持分取込額	469	1,353
その他の包括利益に対する持分取込額	460	611
当期包括利益に対する持分取込額	929	1,964

当社グループは、前連結会計年度において、ワコール事業（海外）に含まれる一部の投資先について株価の下落により減損の客観的な証拠が存在すると判断したため、持分法で会計処理されている投資の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。当該回収可能価額は、レベル1の公正価値により測定しております。その結果、減損損失1,485百万円を計上しております。

当社グループにとって個々に重要性のある関連会社及び共同支配企業はありません。

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	2021年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の包括利 益において認識	その他	2022年 3月31日
繰延税金資産					
未払賞与	702	△134	—	—	568
未払費用	575	△57	—	—	518
棚卸資産の評価減	1,183	190	—	—	1,373
返金負債	598	△61	—	—	537
未払有給休暇	774	△109	—	—	665
退職給付に係る負債	421	262	△11	—	672
減価償却超過額及び減損損失	1,654	△23	—	—	1,631
税務上の繰越欠損金	416	137	—	—	553
その他	1,363	△296	—	—	1,067
合計	7,686	△91	△11	—	7,584
繰延税金負債					
関係会社の未処分利益	2,559	△10	207	—	2,756
その他の金融資産	9,548	51	△198	△312	9,089
固定資産圧縮積立金	1,979	410	—	—	2,389
無形資産	1,213	164	—	—	1,377
退職給付に係る資産	2,151	9	1,211	—	3,371
その他	660	△131	—	—	529
合計	18,110	493	1,220	△312	19,511

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	2022年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の包括利 益において認識	その他	2023年 3月31日
繰延税金資産					
未払賞与	568	93	—	—	661
未払費用	518	△42	—	—	476
棚卸資産の評価減	1,373	△14	—	—	1,359
返金負債	537	△102	—	—	435
未払有給休暇	665	10	—	—	675
退職給付に係る負債	672	△273	4	—	403
減価償却超過額及び減損損失	1,631	△39	—	—	1,592
税務上の繰越欠損金	553	268	—	—	821
子会社に対する投資	—	858	87	—	945
その他	1,067	22	—	—	1,089
合計	7,584	781	91	—	8,456
繰延税金負債					
関係会社の未処分利益	2,756	23	136	—	2,915
その他の金融資産	9,089	△4	605	△650	9,040
固定資産圧縮積立金	2,389	△184	—	—	2,205
無形資産	1,377	△340	—	—	1,037
退職給付に係る資産	3,371	311	△99	—	3,583
その他	529	80	—	—	609
合計	19,511	△114	642	△650	19,389

（注）繰延法人所得税費用と損益で認識された金額との差額は、在外営業活動体の換算差額であります。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
将来減算一時差異	26,362	27,026	23,161
税務上の繰越欠損金	8,645	10,738	11,969
合計	35,007	37,764	35,130

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年目	396	562	408
2年目	540	374	816
3年目	361	1,000	1,171
4年目	737	1,464	1,085
5年目以降	6,611	7,338	8,489
合計	8,645	10,738	11,969

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ15,318百万円、14,967百万円及び16,483百万円であります。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

当社グループにおいて、損失を生じている納税主体に帰属している繰延税金資産は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ1,012百万円、1,291百万円及び1,856百万円です。これは、欠損金が発生した要因は、再発が予期されない一過性のものであり、取締役会において承認された事業計画を基礎とした将来課税所得の予測額に基づき、税務便益が実現する可能性が高いとの判断によるものであります。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期税金費用	1,834	1,916
繰延税金費用	664	△881
合計	2,498	1,035

従前は税効果未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、繰延税金費用の減額のために使用した額は、当連結会計年度において863百万円であります。なお、前連結会計年度においてはありませぬ。これらは繰延税金費用に含めております。

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
損金不算入費用	1.7	△10.6
未認識の繰延税金資産の変動	30.4	52.4
関係会社の未処分利益	△0.1	△3.3
海外子会社の税率差異	△6.2	△74.1
税額控除	△2.6	17.4
持分法投資損益	△5.7	81.1
のれんの減損損失	—	△248.8
その他	13.1	7.2
平均実際負担税率	61.2	△148.1

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当連結会計年度においていずれも30.6%であります。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

17. 借入金

(1) 借入金の内訳

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40,672	10,227	5,000	0.12	
1年内返済予定長期借入金	35	—	—	—	
長期借入金	1,498	1,626	3,084	2.91	2024年～ 2025年
合計	42,205	11,853	8,084	—	—
流動負債	40,707	10,227	5,000	—	—
非流動負債	1,498	1,626	3,084	—	—
合計	42,205	11,853	8,084	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 「借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(2) 担保に供している資産

借入金の担保に供している資産は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
土地	150	—	—
建物及び構築物	124	—	—
合計	274	—	—

対応する債務は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	15	—	—
長期借入金	—	—	—
合計	15	—	—

18. リース

(1) 借手のリース

当社グループは、契約開始時に契約にリースが含まれるか否かを判定しております。当社グループは、直営店舗、倉庫、事務所用の建物、従業員社宅、車両、その他設備や機器等をリースにより賃借しております。一部のリース契約には、リース期間の延長又は解約オプションが含まれております。当社グループは、これらのオプションの行使が合理的に確実である場合、行使による延長後の期間又は解約日を考慮してリース期間を判定しております。

当社グループのリース契約には、重要な残価保証又はリース契約により課される重要な制限又は契約条項はありません。一部のリース契約には、リース要素と非リース要素を含むものがあります。土地、建物及び構築物のリース契約については、それぞれを区分し、独立販売価格の比率に基づき契約対価を按分しております。ただし、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品のリース契約については、リース要素と非リース要素を区分しない実務上の便法を適用しております。

リースに係る損益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物及び構築物	4,563	5,798
土地	55	63
その他	122	164
合計	4,740	6,025
リース負債に係る金利費用	164	176
短期リース費用	1,353	162
少額資産リース費用	14	23
変動リース料 (注)	794	1,134

(注) リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。一部のリース契約では、変動リース料の支払が発生するものがあります。変動リース料の大部分は、直営店舗の売上に連動する歩合家賃であり、発生した期間の費用として計上しております。

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
使用権資産			
建物及び構築物	11,879	12,860	11,195
土地	905	889	854
その他	183	237	211
合計	12,967	13,986	12,260

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、それぞれ6,041百万円及び6,138百万円であります。

使用権資産の増加額については、注記「32. キャッシュ・フロー情報」に記載しております。

リース負債の満期分析については、注記「34. 金融商品 (4) 流動性リスク管理」に記載しております。

(2) 貸手のリース

当社グループは、主にマネキン、ボディ、陳列什器のレンタルや保有不動産の賃貸によるリース収益を得ております。これらの取引は、オペレーティング・リースとして会計処理し、リース期間にわたって均等に認識しております。一部のリース契約には、リース期間の延長又は解約オプションが含まれております。これらのオプションの行使が合理的に確実である場合、行使による延長後の期間又は解約日を考慮してリース期間を判定しております。

当社グループのリース契約の大部分は、変動リース料が発生するものではなく、また、借手が原資産を購入するオプションを含んでおりません。一部のリース契約には、リース要素と非リース要素を含むものがあり、独立販売価格の比率に基づき契約対価を按分しております。なお、リース契約の条件として、残価保証の条件はありません。

リース収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
リース収益	1,865	1,893

オペレーティング・リース契約に基づくリース料（割引前）の満期分析は以下のとおりであります。

なお、当社グループのリース収益の大部分を占めるマネキン、ボディ、陳列什器のレンタルについては、契約期間が極めて短いため、以下の満期分析には含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	236	221
1年超2年以内	188	156
2年超3年以内	128	109
3年超4年以内	86	100
4年超5年以内	76	100
5年超	1,076	1,000
合計	1,790	1,686

19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
支払手形	712	558	774
買掛金	8,791	10,079	10,297
未払金	5,555	6,101	6,464
合計	15,058	16,738	17,535

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

20. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
償却原価で測定する金融負債			
預り保証金	779	800	818
その他	315	188	336
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
条件付対価	2,901	1,493	—
デリバティブ	9	—	18
合計	4,004	2,481	1,172
流動負債	2,365	1,661	1,172
非流動負債	1,639	820	—
合計	4,004	2,481	1,172

21. 従業員給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度並びに確定拠出制度を採用しており、ほぼすべての従業員が対象となっております。これらの制度の給付額は従業員の勤続年数、会社での職責及び成果等に基づいて決められております。

これらの制度は、最低積立要件が設けられており、制度に積立不足が存在する場合には、定められた期間内に掛金の追加拠出を行い、最低積立要件を満たすことが要求されます。

確定給付制度は、当社グループと法的に分離された年金基金により運用されております。年金基金の理事会及び年金運用受託機関は、制度加入者の利益を最優先にして行動することが法令により求められており、所定の方針に基づき制度資産の運用を行う責任を負っております。

なお、これらの年金制度は、一般的な投資リスク、利率リスク、インフレリスク等にさらされておりますが、重要性はないものと判断しております。

(1) 確定給付制度

① 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債及び資産の純額との関係は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値	35,771	35,115	31,802
制度資産の公正価値	△43,215	△45,060	△43,748
資産上限額の影響	99	131	438
確定給付負債及び資産の純額 (△資産)	△7,345	△9,814	△11,508
連結財政状態計算書上の金額			
退職給付に係る負債	2,089	3,466	2,470
退職給付に係る資産	△9,434	△13,280	△13,978
連結財政状態計算書に計上された確定給付負債及び資産の純額 (△資産)	△7,345	△9,814	△11,508

② 確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値の期首残高	35,771	35,115
当期勤務費用	1,129	973
利息費用	193	226
再測定		
人口統計上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	△510	△43
財務上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	△436	△1,152
実績の修正により生じた数理計算上の差異	△9	1,384
過去勤務費用	1,432	△1,780
給付支払額	△2,487	△3,002
在外営業活動体の換算差額	32	32
その他	—	49
確定給付制度債務の現在価値の期末残高	35,115	31,802

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ9.9年、9.6年及び9.7年であります。

③ 制度資産の公正価値の調整表

制度資産の公正価値の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
制度資産の公正価値の期首残高	43,215	45,060
利息収益	248	315
再測定		
制度資産に係る収益	3,022	141
事業主からの拠出金	597	563
従業員からの拠出金	58	57
給付支払額	△2,079	△2,401
在外営業活動体の換算差額	11	13
その他	△12	—
制度資産の公正価値の期末残高	45,060	43,748

当社グループは、翌連結会計年度（2024年3月期）に556百万円の掛金を拠出する予定であります。

④ 制度資産の項目ごとの内訳

制度資産の主な項目ごとの内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)			前連結会計年度 (2022年3月31日)			当連結会計年度 (2023年3月31日)		
	活発な 市場価格 のある 資産	活発な 市場価格 のない 資産	合計	活発な 市場価格 のある 資産	活発な 市場価格 のない 資産	合計	活発な 市場価格 のある 資産	活発な 市場価格 のない 資産	合計
資本性金融商品	10,934	7,084	18,018	13,122	5,031	18,153	13,692	4,345	18,037
国内株式	10,934	—	10,934	13,122	—	13,122	13,692	—	13,692
合同運用信託 (国内)	—	3,577	3,577	—	1,692	1,692	—	1,457	1,457
合同運用信託 (海外)	—	3,507	3,507	—	3,339	3,339	—	2,888	2,888
負債性金融商品	193	7,526	7,719	217	7,496	7,713	180	5,690	5,870
外国債券	193	—	193	217	—	217	180	—	180
合同運用信託 (国内)	—	30	30	—	33	33	—	398	398
合同運用信託 (海外)	—	7,496	7,496	—	7,463	7,463	—	5,292	5,292
生保一般勘定	—	3,255	3,255	—	2,200	2,200	—	1,658	1,658
ヘッジ・ファンド	—	3,671	3,671	—	3,512	3,512	—	3,383	3,383
その他 短期資金	—	10,552	10,552	—	13,482	13,482	—	14,800	14,800
合計	11,127	32,088	43,215	13,339	31,721	45,060	13,872	29,876	43,748

当社グループの制度資産の運用方針は、社内規程に従い、将来にわたる確定給付制度債務の支払を確実にを行うために、中長期的に安定的な収益を確保することを目的としております。具体的には、毎年度定める許容リスクの範囲内で目標収益率及び投資資産別の資産構成割合を設定し、その割合を維持することにより運用を行います。資産構成割合の見直し時には、確定給付制度債務の変動と連動性が高い制度資産の導入について都度検討を行っております。

また、確定給付企業年金法に基づき、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年ごとに掛金の再計算を行うなど定期的に拠出額の見直しを行っております。

⑤ 資産上限額の影響の調整表

資産上限額の影響の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
資産上限額の影響の期首残高	99	131
再測定		
資産上限額の影響の変動	24	299
在外営業活動体の換算差額	8	8
資産上限額の影響の期末残高	131	438

⑥ 主な数理計算上の仮定

数理計算に用いた主な仮定は以下のとおりであります。

(単位：%)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
割引率	0.6	0.7	1.1

⑦ 感応度分析

数理計算に用いた割引率が0.5%変動した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響は以下のとおりであります。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定していますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
割引率が0.5%上昇した場合	△1,652	△1,507	△1,207
割引率が0.5%低下した場合	1,803	1,416	1,256

(2) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ435百万円及び463百万円であります。

(3) 従業員給付費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれる従業員給付費用の合計額は、それぞれ57,863百万円及び58,897百万円であります。

22. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務
2022年4月1日	833
期中増加額	54
割引計算の期間利息費用	1
期中減少額（目的使用）	△66
期中減少額（戻入）	—
在外営業活動体の換算差額	6
2023年3月31日	828

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
流動負債	—	—	—
非流動負債	828	833	828
合計	828	833	828

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

23. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
その他の流動負債			
未払消費税等	838	1,245	969
未払給与賞与	6,815	6,259	6,390
未払費用	2,826	3,136	2,916
返金負債	2,274	1,996	2,136
契約負債	1,379	1,444	1,380
合計	14,132	14,080	13,791
その他の非流動負債			
その他の長期従業員給付	210	214	203
その他	1,306	1,056	1,022
合計	1,516	1,270	1,225

24. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
授権株式数		
普通株式	250,000,000	250,000,000
発行済株式総数		
期首残高	65,589,042	65,589,042
期中増減(注) 2	—	△1,089,042
期末残高	65,589,042	64,500,000

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 当連結会計年度の発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式

自己株式数及び残高の増減は以下のとおりであります。

	株式数(株)	金額(百万円)
2021年4月1日	3,168,353	8,876
期中増減	962,420	1,982
2022年3月31日	4,130,773	10,858
期中増減	2,356,412	5,036
2023年3月31日	6,487,185	15,894

(注) 1. 前連結会計年度の期中増減の主な要因は、自己株式の取得によるものであります。

2. 当連結会計年度の期中増減の主な要因は、自己株式の取得及び自己株式の消却によるものであります。

(3) 資本剰余金

日本における会社法(以下「会社法」という。)では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(5) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	合計
2021年4月1日	—	22,381	—	—	22,381
期中増減	5,730	△546	2,769	791	8,744
利益剰余金への振替	—	△708	△2,769	△77	△3,554
2022年3月31日	5,730	21,127	—	714	27,571
期中増減	3,511	1,811	△251	739	5,810
利益剰余金への振替	—	△1,472	251	△139	△1,360
2023年3月31日	9,241	21,466	—	1,314	32,021

25. 配当金

(1) 配当金支払額

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2023年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	1,248	20.00	2021年3月31日	2021年6月4日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	1,249	20.00	2021年9月30日	2021年12月2日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	1,844	30.00	2022年3月31日	2022年6月6日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	2,399	40.00	2022年9月30日	2022年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	1,844	30.00	2022年3月31日	2022年6月6日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	2,321	40.00	2023年3月31日	2023年6月5日

26. 売上収益

(1) 収益の分解

主たる製品による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	ワコール事業 (国内)	ワコール事業 (海外)	ピーチ・ ジョン事業		
インナーウェア					
ファンデーション・ランジェリー	71,260	53,534	10,721	3,947	139,462
ナイトウェア	5,744	446	453	45	6,688
リトルインナー	712	65	—	12	789
小計	77,716	54,045	11,174	4,004	146,939
アウターウェア・スポーツウェア等	6,187	3,569	84	937	10,777
レグニット	946	—	—	28	974
その他の繊維製品及び関連製品	2,138	1,561	942	718	5,359
その他	1,141	39	—	6,843	8,023
合計	88,128	59,214	12,200	12,530	172,072

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	ワコール事業 (国内)	ワコール事業 (海外)	ピーチ・ ジョン事業		
インナーウェア					
ファンデーション・ランジェリー	77,288	59,946	10,626	3,855	151,715
ナイトウェア	6,027	422	332	52	6,833
リトルインナー	821	96	—	14	931
小計	84,136	60,464	10,958	3,921	159,479
アウターウェア・スポーツウェア等	7,322	3,795	46	1,652	12,815
レグニット	1,333	—	—	33	1,366
その他の繊維製品及び関連製品	2,569	2,423	914	624	6,530
その他	1,386	50	—	6,966	8,402
合計	96,746	66,732	11,918	13,196	188,592

当社グループは、主に、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品等（以下、製品）の販売を行っており、国内外の小売業又は卸売業を営む企業や消費者等を顧客としております。

当社グループの製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

当社グループは、通常、履行義務を充足した時点で、顧客に対して取引価格を請求し、その後短期間で回収しております。

当社グループの収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、製品の販売にあたっては、顧客から返品が発生することが想定されます。取引価格の算定に際し、過年度の実績等を考慮して顧客に対する予想返金を見積り、収益から控除しております。

顧客に製品を引き渡してから対価を受領するまでの期間が1年以内と見込まれる契約については、実務上の便法を使用し、対価について重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約負債の内訳は以下のとおりであります。顧客との契約から生じた債権は営業債権及びその他の債権に含まれている受取手形及び売掛金（注記「8. 営業債権及びその他の債権」参照）であります。なお、契約資産の額に重要性はありません。

（単位：百万円）

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
契約負債	1,379	1,444	1,380

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ1,066百万円及び1,069百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

顧客との契約から生じた契約負債のうち、主なものはポイントに係るものであります。

当社の一部の子会社は、販売促進を目的としてポイント制度を導入しており、商品の購入時等に顧客にポイントを付与しております。顧客に付与されたポイントは履行義務として識別され、ポイントの使用時に履行義務が充足されます。今後2年間にわたり、使用又は期限切れにより充足される見込みです。期末日時点で未使用のポイントは契約負債として計上され、その金額は過年度の使用実績等を考慮して見積もっております。また、契約負債は「その他の流動負債」に含めて処理しており、主にワコール事業（国内）のインナーウェアから発生しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループはIFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
従業員給付費用	42,940	41,566
減価償却費及び償却費	9,244	11,020
運送費及び保管費	5,322	5,550
広告宣伝費	15,460	16,141
賃借料	2,922	2,107
支払手数料	9,667	16,120
その他	9,775	9,797
合計	95,330	102,301

28. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
政府補助金	438	178
有形固定資産売却益	2,105	3,117
受取賃貸料	296	310
為替差益	175	307
その他	735	1,342
合計	3,749	5,254

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
固定資産除売却損	145	467
減損損失	211	10,136
特別退職加算金	—	688
その他	596	1,555
合計	952	12,846

29. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	62	115
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	963	1,165
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	349	82
公正価値の評価益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	169	—
為替差益	323	—
その他	64	155
合計	1,930	1,517

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	62	104
リース負債	164	176
公正価値の評価損		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	422
為替差損	—	20
その他	6	73
合計	232	795

30. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△736	—	△736	198	△538
確定給付制度の再測定	3,991	—	3,991	△1,222	2,769
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	297	—	297	—	297
純損益に振り替えられることのない項目合計	3,552	—	3,552	△1,024	2,528
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	6,010	8	6,018	△207	5,811
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	494	—	494	—	494
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	6,504	8	6,512	△207	6,305
合計	10,056	8	10,064	△1,231	8,833

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,431	—	2,431	△605	1,826
確定給付制度の再測定	△354	—	△354	103	△251
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	430	—	430	—	430
純損益に振り替えられることのない項目合計	2,507	—	2,507	△502	2,005
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	3,623	△21	3,602	△49	3,553
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	309	—	309	—	309
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	3,932	△21	3,911	△49	3,862
合計	6,439	△21	6,418	△551	5,867

31. 1株当たり利益

当社は、当社の取締役（社外取締役除く）及び当社子会社である㈱ワコールの取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当制度に基づく株式のうち、権利が確定していない譲渡制限付株式を参加型資本性金融商品として普通株式と区分しております。なお、普通株式と参加型資本性金融商品は親会社の所有者に帰属する当期利益に対して同等の権利を有しております。

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益（△損失） （百万円）	1,732	△1,776
参加型資本性金融商品に帰属する当期利益（△損失） （百万円）	1	△1
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 （△損失）（百万円）	1,731	△1,775
流通株式の加重平均株式数（千株）	62,235	59,871
参加型資本性金融商品の加重平均株式数（千株）	19	43
加重平均普通株式数（千株）	62,216	59,828
基本的1株当たり当期利益（△損失）（円）	27.83	△29.66

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 （△損失）（百万円）	1,731	△1,775
当期利益調整額（百万円）	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 （△損失）（百万円）	1,731	△1,775
加重平均普通株式数（千株）	62,216	59,828
普通株式増加数 新株予約権（千株）	264	—
希薄化後の加重平均普通株式数（千株）	62,480	59,828
希薄化後1株当たり当期利益（△損失）（円）	27.71	△29.66

(注) 当連結会計年度においては、新株予約権の行使が1株当たり当期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。

32. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	2021年 4月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2022年 3月31日
			為替変動	新規リース	
短期借入金	40,672	△30,460	15	—	10,227
長期借入金（注）	1,533	△35	128	—	1,626
リース負債	12,333	△4,658	646	5,130	13,451
合計	54,538	△35,153	789	5,130	25,304

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	2022年 4月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2023年 3月31日
			為替変動	新規リース	
短期借入金	10,227	△5,230	3	—	5,000
長期借入金	1,626	1,355	103	—	3,084
リース負債	13,451	△5,981	276	4,585	12,331
合計	25,304	△9,856	382	4,585	20,415

（注）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2) 非資金取引

重要な非資金取引の内容は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
リースにより取得した使用権資産	5,130	4,585
自己株式の消却	—	2,863

33. 株式に基づく報酬

(1) 株式報酬型ストック・オプション

当社は、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会まで当社及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割当てる株式報酬型ストック・オプション制度を採用しておりました。

株式報酬型ストック・オプションは、持分決済型株式報酬であります。

当社が発行している株式報酬型ストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	行使価格(円)	付与日の公正価値(円)
第1・2回	28,500	2008年9月1日	2028年9月1日	1	2,274
第3・4回	24,500	2009年9月1日	2029年9月1日	1	2,168
第5・6回	23,000	2010年9月1日	2030年9月1日	1	2,162
第7・8回	34,500	2011年9月1日	2031年9月1日	1	1,756
第9・10回	33,500	2012年9月3日	2032年9月3日	1	1,598
第11・12回	38,500	2013年9月2日	2033年9月2日	1	1,836
第13・14回	31,500	2014年9月1日	2034年9月1日	1	1,874
第15・16回	24,500	2015年9月1日	2035年9月1日	1	2,838
第17・18回	34,500	2016年9月1日	2036年9月1日	1	2,088
第19・20回	23,000	2017年9月1日	2037年9月1日	1	2,918
第21・22回	20,900	2018年8月17日	2038年8月17日	1	3,005
第23・24回	28,500	2019年7月22日	2039年7月22日	1	2,516
第25・26回	35,700	2020年7月17日	2040年7月17日	1	1,768

（注）当社は、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	273,100	1	261,900	1
行使	11,200	1	20,600	1
失効	—	—	—	—
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	261,900	1	241,300	1
期末行使可能残高	30,800	1	158,200	1

- (注) 1. 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ2,433円及び2,360円であります。
2. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ12.2年及び7.5年であります。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（以下「対象取締役」）に対して、株価変動のリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本制度は、従来の株式報酬として付与する新株予約権に代わるものとして、当社及び㈱ワコールにおける対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、報酬額を決定し、対象取締役に対し、毎事業年度、譲渡制限付株式を割当てます。原則として、対象取締役は割当てを受けた当社普通株式（本割当株式）について、付与日から当社及び当社取締役会が定める㈱ワコールの取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないこと、及び、一定の事由が生じた場合には、当社が本割当株式を無償で取得すること等を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しております。

付与日の公正価値は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値を基礎として算定しております。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
付与日	2021年7月16日	2022年7月20日
付与した株式の数（株）	26,800	37,100
付与日の加重平均公正価値（円）	2,572	2,169

(3) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
株式報酬型ストック・オプション	11	—
譲渡制限付株式報酬	52	73

34. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分当期利益率であり、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

当社グループの親会社所有者帰属持分当期利益率は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	0.8	△0.8

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

営業債権に対する貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失 に等しい金額で測定 している金融資産	信用減損金融資産	合計
2021年4月1日残高	335	79	414
期中増加額	28	97	125
期中減少額（目的使用）	—	△1	△1
期中減少額（戻入れ）	△103	△12	△115
その他の増減	22	1	23
2022年3月31日残高	282	164	446
期中増加額	96	—	96
期中減少額（目的使用）	—	—	—
期中減少額（戻入れ）	△180	△7	△187
その他の増減	9	8	17
2023年3月31日残高	207	165	372

当連結会計年度において直接償却した金融資産のうち、回収活動を継続しているものはありません。

営業債権に係る信用リスク・エクスポージャーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	常に貸倒引当金を 全期間の予想信用損失 に等しい金額で測定 している金融資産	信用減損 金融資産	合計
移行日（2021年4月1日）	18,992	79	19,071
前連結会計年度（2022年3月31日）	20,988	164	21,152
当連結会計年度（2023年3月31日）	20,422	165	20,587

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日（2021年4月1日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
借入金	42,205	42,205	40,707	1,498	—
営業債務及びその他の債務	15,058	15,058	15,058	—	—
リース負債	12,333	13,107	3,716	6,777	2,614
その他の金融負債	3,995	3,995	2,356	1,639	—
デリバティブ金融負債					
通貨スワップ	9	9	9	—	—
合計	73,600	74,374	61,846	9,914	2,614

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
借入金	11,853	11,853	10,227	1,626	—
営業債務及びその他の債務	16,738	16,738	16,738	—	—
リース負債	13,451	13,966	5,350	7,217	1,399
その他の金融負債	2,481	2,481	1,661	820	—
合計	44,523	45,038	33,976	9,663	1,399

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
借入金	8,084	8,084	5,000	3,084	—
営業債務及びその他の債務	17,535	17,535	17,535	—	—
リース負債	12,331	12,785	4,747	7,033	1,005
その他の金融負債	1,154	1,154	1,154	—	—
デリバティブ金融負債					
為替予約取引	18	18	18	—	—
合計	39,122	39,576	28,454	10,117	1,005

(5) 市場リスク管理

① 為替リスク

当社グループは、国際的な事業活動に係わる外貨建資産及び負債が外国為替レートの市場変動リスクに晒されており、このリスクを管理するためにデリバティブを利用しております。デリバティブはすべて社内方針及び管理規程に基づいて管理されており、投機的な目的で保有されているデリバティブではありません。当社グループの保有するデリバティブの契約先は、いずれも国際的に信用度の高い金融機関であるため、その信用リスクはほとんどないものと判断しております。

為替感応度分析

各報告期間において、日本円が1%円高になった場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、金利等）は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
税引前利益		
米ドル	△56	△53

② 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っていますが、現状においても金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っていません。

③ 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、市場性のある株式を前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ44,814百万円及び43,223百万円保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループでは、これらの市場性のある株式について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、これらの株式はすべてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する純損益への影響はありません。

(6) 金融資産と金融負債の相殺

当社グループは、相殺対象となる重要な金融資産及び金融負債を保有していません。

(7) 金融商品の公正価値

① 公正価値の算定方法

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について以下のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は市場価格を利用しております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、適切な評価方法により見積りを行っております。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金)

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(株式)

上場株式は、市場価格を用いて測定しております。非上場株式は、財務指標等をインプットとして使用した類似企業比較法又はその他の適切な評価方法を用いて評価しております。

(デリバティブ)

デリバティブは、取引金融機関から提示された公正価値を使用しております。

(長期借入金)

当社グループの長期借入金の公正価値は、新たに同一残存期間の借入れを同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。これらの公正価値はレベル2に基づいて測定しております。

(条件付対価)

条件付対価は、市場で観察不能なインプットに基づいたモンテカルロ法を用いて測定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、含めておりません。

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)		前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産						
償却原価で測定する金融資産						
社債	222	224	—	—	96	95
合計	222	224	—	—	96	95
金融負債						
償却原価で測定する金融負債						
長期借入金（1年内返済予定含む）	1,533	1,532	1,626	1,570	3,084	2,986
合計	1,533	1,532	1,626	1,570	3,084	2,986

③ 公正価値で測定する金融商品

以下の表では、公正価値で測定する金融商品に関する分析を示しております。それぞれのレベルは以下のとおり定義されております。

レベル1：測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格

レベル2：レベル1に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプットに基づいて算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。
移行日（2021年4月1日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	42	—	42
株式	—	—	1,865	1,865
投資信託	122	—	—	122
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	48,920	—	727	49,647
その他	—	—	106	106
合計	49,042	42	2,698	51,782
金融負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	9	—	9
条件付対価	—	—	2,901	2,901
合計	—	9	2,901	2,910

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	97	—	97
株式	—	—	2,032	2,032
投資信託	137	—	—	137
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	44,814	—	761	45,575
その他	—	—	182	182
合計	44,951	97	2,975	48,023
金融負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	—	—	1,493	1,493
合計	—	—	1,493	1,493

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	7	—	7
株式	—	—	1,616	1,616
投資信託	175	—	—	175
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	43,223	—	817	44,040
その他	—	—	31	31
合計	43,398	7	2,464	45,869
金融負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	18	—	18
合計	—	18	—	18

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、社内で承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続きに従い、経理担当者または資産評価担当者が各対象金融資産、金融負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。

レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類した株式及びその他は、財務指標等をインプットとして使用した類似企業比較法またはその他の適切な評価方法を用いて評価しております。観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

レベル3に分類した条件付対価の重要な観察不能なインプットは、割引率及びボラティリティであります。移行日は、割引率4.5%、ボラティリティ20%、前連結会計年度は、割引率2.7%、ボラティリティ10%を使用しております。割引率やボラティリティが下落した場合、負債が増加する可能性があります。

レベル3に分類された金融商品の調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株式	その他	条件付対価
期首残高	2,592	106	2,901
利得及び損失合計			
純損益（注）1	167	—	△276
その他の包括利益（注）2	35	76	—
購入	—	—	—
売却及び決済	△1	—	△1,298
その他	—	—	166
期末残高	2,793	182	1,493
純損益に含まれる期末保有の資産及び負債の 未実現損益（注）1	167	—	△276

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株式	その他	条件付対価
期首残高	2,793	182	1,493
利得及び損失合計			
純損益（注）1	△416	—	△938
その他の包括利益（注）2	56	—	—
購入	—	4	—
売却及び決済	0	△155	△715
その他	—	—	160
期末残高	2,433	31	—
純損益に含まれる期末保有の資産及び負債の 未実現損益（注）1	△14	—	—

（注）1. 純損益に認識した利得及び損失は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」、「金融収益」及び「金融費用」に含めております。

2. その他の包括利益に認識した利得及び損失のうち税効果考慮後の金額は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含めております。

35. 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要性のある非支配持分を有する子会社はありません。

36. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引については、重要な取引がないため記載を省略しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部である当社の取締役及び社外取締役に対する報酬は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
基本報酬及び賞与	306	201
株式に基づく報酬	44	44
合計	350	245

37. 後発事象

資本準備金の額の減少

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月28日開催の第75期定時株主総会に、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替を付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金29,294,142,292円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年5月12日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2023年6月28日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2023年7月10日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2023年8月10日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2023年8月31日 (予定) |

自己株式の取得

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類
当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数
3,800,000株 (上限)
- (3) 取得価額の総額
10,000百万円 (上限)
- (4) 取得する期間
2023年5月22日～2024年3月22日

自己株式の消却

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

- (1) 消却した株式の種類
当社普通株式
- (2) 消却した株式の数
3,500,000株
- (3) 消却日
2023年5月26日
- (4) 消却後の発行済株式総数
61,000,000株

38. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。従前の会計原則である米国会計基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2022年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2021年4月1日であります。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社（以下「初度適用企業」という。）に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、またはその他の資本の構成要素で調整しております。当社グループが米国会計基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前行われた企業結合から生じたのれんの額については、米国会計基準に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。

なお、のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、移行日時点で減損テストを実施しております。

・みなし原価

IFRS第1号では、有形固定資産、投資不動産及び無形資産にIFRS移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価として使用することが認められております。当社グループは、一部の無形資産について、移行日現在の公正価値を当該日におけるIFRS上のみなし原価として使用しております。

・在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、IFRS移行日現在の在外営業活動体の換算差額の累計額をゼロとみなすことを選択することが認められております。当社グループは、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすことを選択しております。

・リース

IFRS第1号では、初度適用企業は、IFRS移行日時点で存在する契約にリースが含まれているかどうかを、同日時点で存在する事実と状況に基づいて判定することが認められております。また、リース負債を、残りのリース料を移行日現在の借手の追加借入率で割引いた現在価値で測定し、使用権資産を、リース負債と同額とすることが認められております。リース期間が移行日から12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、費用として認識することが認められております。

当社グループは、当該免除規定を適用し、リースの認識・測定を行っております。

・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）における分類について、当初認識時点で存在する事実及び状況ではなく、移行日時点の事実及び状況に基づき判断することが認められております。また、移行日時点に存在する事実及び状況に基づき資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することが認められております。

当社グループは、IFRS第9号における分類について、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき判断を行っており、一部の資本性金融資産についてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しております。

・金融商品の当初認識時の公正価値の測定

IFRS第9号の金融資産及び負債の当初認識時における公正価値測定及び利得又は損失の認識に関する規定について、当社グループは将来に向かって適用することを選択しております。

(2) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」及び「金融商品の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

米国会計基準表示科目	米国会計基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
(資産の部)						資産
流動資産						流動資産
現金及び現金同等物	63,557	—	430	63,987		現金及び現金同等物
定期預金	1,443	△1,443	—	—		
有価証券	253	△253	—	—		
売掛債権	17,571	490	596	18,657		営業債権及びその他の債権
貸倒引当金	△346	346	—	—		
	—	2,213	25	2,238	A	その他の金融資産
棚卸資産	43,250	2	150	43,402		棚卸資産
返品資産	600	△600	—	—		
その他の流動資産	7,794	△603	△124	7,067		その他の流動資産
流動資産合計	134,122	152	1,077	135,351		流動資産合計
有形固定資産						非流動資産
土地	20,569	—	—	—		
建物及び構築物	72,978	—	—	—		
機械装置・車両運搬具及び工具器具備品	19,356	—	—	—		
建設仮勘定	1,264	—	—	—		
	114,167	—	—	—		
減価償却累計額	△64,409	—	—	—		
有形固定資産合計	49,758	△4,390	△395	44,973	b	有形固定資産
その他の資産						
オペレーティングリース						
使用権資産	12,729	870	△632	12,967	D, E, j	使用権資産
投資	51,603	△51,603	—	—		
のれん	21,169	—	—	21,169		のれん
その他の無形固定資産	15,220	394	△271	15,343	C, c	無形資産
	—	3,126	—	3,126	B	投資不動産
関連会社投資	21,207	—	△3,309	17,898	d	持分法で会計処理されている投資
	—	56,374	△40	56,334		その他の金融資産
前払年金費用	9,533	—	△99	9,434		退職給付に係る資産
繰延税金資産	1,649	—	△8	1,641	k	繰延税金資産
その他	5,771	△4,900	108	979		その他の非流動資産
その他の資産合計	138,881	—	—	—		
	—	—	—	183,864		非流動資産合計
資産合計	322,761	23	△3,569	319,215		資産合計

(単位：百万円)

米国会計基準表示科目	米国会計基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
(負債の部)						負債及び資本
流動負債						負債
短期借入金	40,672	35	—	40,707		流動負債
	—	4,411	△754	3,657	D, j	借入金
買掛債務	—	14,330	728	15,058	h	リース負債
支払手形	712	△712	—	—		営業債務及びその他の債務
買掛金	8,734	△8,734	—	—		
未払金	6,610	△6,610	—	—		
	—	2,372	△7	2,365	G	その他の金融負債
未払給料及び賞与	6,822	△6,822	—	—		
未払税金	1,025	△134	△12	879		未払法人所得税
返金負債	2,266	△2,266	—	—		
短期オペレーティング	4,411	△4,411	—	—		
リース負債						
その他の流動負債	4,819	9,202	111	14,132	F, i	その他の流動負債
流動負債合計	76,071	661	66	76,798		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期債務	1,498	—	—	1,498		借入金
	—	8,520	156	8,676	D, j	リース負債
	—	1,639	—	1,639	G	その他の金融負債
退職給付に係る負債	1,942	143	4	2,089		退職給付に係る負債
繰延税金負債	12,292	—	△227	12,065	k	繰延税金負債
長期オペレーティング	8,520	△8,520	—	—		
リース負債						
条件付取得対価に係る負債(長期)	1,639	△1,639	—	—		
その他の固定負債	2,183	△781	114	1,516	i	その他の非流動負債
固定負債合計	28,074	△638	47	27,483		非流動負債合計
負債合計	104,145	23	113	104,281		負債合計
(資本の部)						資本
資本金	13,260	—	—	13,260		資本金
資本剰余金	29,120	—	—	29,120		資本剰余金
利益剰余金	181,346	—	△25,203	156,143	l	利益剰余金
その他の包括損益累計額	—	762	21,619	22,381	f, g	その他の資本の構成要素
為替換算調整勘定	1,770	△1,770	—	—		
年金債務調整勘定	△1,008	1,008	—	—		
自己株式	△8,876	—	—	△8,876		自己株式
株主資本合計	215,612	—	△3,584	212,028		親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	3,004	—	△98	2,906		非支配持分
資本合計	218,616	—	△3,682	214,934		資本合計
負債及び資本合計	322,761	23	△3,569	319,215		負債及び資本合計

前連結会計年度（2022年3月31日）現在の資本に対する調整

（単位：百万円）

米国会計基準表示科目	米国会計基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
(資産の部)						資産
流動資産						流動資産
現金及び現金同等物	37,982	—	△497	37,485		現金及び現金同等物
定期預金	1,387	△1,387	—	—		
売掛債権	19,414	876	416	20,706		営業債権及びその他の債権
貸倒引当金	△282	282	—	—		
	—	1,802	△7	1,795	A	その他の金融資産
棚卸資産	45,268	—	658	45,926		棚卸資産
返品資産	655	△655	—	—		
その他の流動資産	4,004	△800	△281	2,923		その他の流動資産
流動資産合計	108,428	118	289	108,835		流動資産合計
有形固定資産						非流動資産
土地	20,358	—	—	—		
建物及び構築物	77,641	—	—	—		
機械装置・車両運搬具及び工具器具備品	20,829	—	—	—		
建設仮勘定	1,289	—	—	—		
	120,117	—	—	—		
減価償却累計額	△67,156	—	—	—		
有形固定資産合計	52,961	△3,984	△375	48,602	b	有形固定資産
その他の資産						
オペレーティングリース						
使用権資産	12,356	886	744	13,986	D, E, j	使用権資産
投資	47,926	△47,926	—	—		
のれん	22,945	—	—	22,945		のれん
その他の無形固定資産	15,408	373	△115	15,666	C, c	無形資産
	—	2,725	—	2,725	B	投資不動産
関連会社投資	22,835	—	△4,596	18,239	d	持分法で会計処理されている投資
	—	52,250	△1	52,249		その他の金融資産
前払年金費用	13,411	—	△131	13,280		退職給付に係る資産
繰延税金資産	1,554	—	126	1,680	k	繰延税金資産
その他	5,421	△4,442	△9	970		その他の非流動資産
その他の資産合計	141,856	—	—	—		
	—	—	—	190,342		非流動資産合計
資産合計	303,245	—	△4,068	299,177		資産合計

(単位：百万円)

米国会計基準表示科目	米国会計基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
(負債の部)						負債及び資本
流動負債						負債
短期借入金	10,227	—	—	10,227		流動負債
	—	4,549	648	5,197	D, j	借入金
買掛債務	—	16,164	574	16,738	h	リース負債
支払手形	558	△558	—	—		営業債務及びその他の債務
買掛金	10,067	△10,067	—	—		
未払金	7,006	△7,006	—	—		
	—	1,661	—	1,661	G	その他の金融負債
未払給料及び賞与	6,319	△6,319	—	—		
未払税金	1,408	△70	25	1,363		未払法人所得税
返金負債	1,991	△1,991	—	—		
短期オペレーティング	4,549	△4,549	—	—		
リース負債						
その他の流動負債	5,178	8,883	19	14,080	F, i	その他の流動負債
流動負債合計	47,303	697	1,266	49,266		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期債務	1,626	—	—	1,626		借入金
	—	8,150	104	8,254	D, j	リース負債
	—	820	—	820	G	その他の金融負債
退職給付に係る負債	3,345	103	18	3,466		退職給付に係る負債
繰延税金負債	14,095	—	△488	13,607	k	繰延税金負債
長期オペレーティング	8,150	△8,150	—	—		
リース負債						
条件付取得対価に係る負債(長期)	820	△820	—	—		
その他の固定負債	1,854	△800	216	1,270	i	その他の非流動負債
固定負債合計	29,890	△697	△150	29,043		非流動負債合計
負債合計	77,193	—	1,116	78,309		負債合計
(資本の部)						資本
資本金	13,260	—	—	13,260		資本金
資本剰余金	29,077	—	—	29,077		資本剰余金
利益剰余金	183,456	—	△24,516	158,940	l	利益剰余金
その他の包括損益累計額	—	8,070	19,501	27,571	f, g	その他の資本の構成要素
為替換算調整勘定	7,714	△7,714	—	—		
年金債務調整勘定	356	△356	—	—		
自己株式	△10,858	—	—	△10,858		自己株式
株主資本合計	223,005	—	△5,015	217,990		親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	3,047	—	△169	2,878		非支配持分
資本合計	226,052	—	△5,184	220,868		資本合計
負債及び資本合計	303,245	—	△4,068	299,177		負債及び資本合計

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に係る損益及び包括利益に対する調整

(単位：百万円)

米国会計基準表示科目	米国会計基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	172,860	13	△801	172,072		売上収益
営業費用						
売上原価	△76,607	△31	390	△76,248	f, i	売上原価
販売費及び一般管理費	△93,010	△756	△1,564	△95,330	f, i	販売費及び一般管理費
固定資産除売却損益 (純額)	1,981	△1,981	—	—		
有形固定資産減損損失	△211	211	—	—		
	—	3,760	△11	3,749	H	その他の収益
	—	△920	△32	△952	H	その他の費用
営業利益	5,013	296	△2,018	3,291		営業利益
その他の収益・費用 (△)						
受取利息	53	△53	—	—		
支払利息	△62	62	—	—		
受取配当金	1,312	△1,312	—	—		
有価証券・投資評価損益 (純額)	△641	△169	810	—		
その他の損益 (純額)	1,571	△789	△782	—		
	—	1,887	43	1,930	H	金融収益
	—	△55	△177	△232	H	金融費用
	—	—	△1,485	△1,485	d	持分法による投資の減損 損失
	—	792	△213	579		持分法による投資損益
税引前当期純利益	7,246	659	△3,822	4,083		税引前利益
法人税等	△3,497	133	866	△2,498	k	法人所得税費用
持分法による投資損益調整						
前当期純利益	3,749	—	—	—		
持分法による投資損益	792	△792	—	—		
当期純利益	4,541	—	△2,956	1,585		当期利益
						当期利益の帰属
当社株主に帰属する当期純 利益	4,608	—	△2,876	1,732		親会社の所有者
非支配持分帰属損益	△67	—	△80	△147		非支配持分

(単位：百万円)

米国会計基準表示科目	米国会計基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
当期純利益	4,541	—	△2,956	1,585		当期利益
その他の包括損益 (税引後)						その他の包括利益
	—	—	△538	△538	a	純損益に振り替えられることのない項目 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
年金債務調整勘定	1,364	—	1,405	2,769	f	確定給付制度の再測定持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
	—	—	297	297		純損益に振り替えられる可能性のある項目
為替換算調整勘定	6,024	△325	112	5,811		在外営業活動体の換算差額
	—	325	169	494		持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
その他の包括損益合計	7,388	—	1,445	8,833		その他の包括利益合計
当期包括損益合計	11,929	—	△1,511	10,418		当期包括利益
当社株主に帰属する当期包括損益	11,916	—	△1,440	10,476		当期包括利益の帰属 親会社の所有者
非支配持分帰属当期包括損益	13	—	△71	△58		非支配持分

調整に関する注記

① 表示組替

- A. 米国会計基準で区分掲記していた「定期預金」及び「有価証券」並びに「その他の流動資産」に含めていた一部の金融商品について、IFRSでは「その他の金融資産」に組み替えて表示しております。
- B. 米国会計基準で「有形固定資産」に含めていた「投資不動産」について、IFRSでは区分掲記していません。
- C. 米国会計基準で「有形固定資産」に含めていた「絵画」について、IFRSでは耐用年数を特定できない資産として「無形資産」に組み替えて表示しております。
- D. 米国会計基準で「オペレーティングリース使用権資産」、「短期オペレーティングリース負債」及び「長期オペレーティングリース負債」として表示していたものを、IFRSではそれぞれ「使用権資産」、流動負債及び非流動負債の「リース負債」として表示しております。
- E. 米国会計基準で「その他の無形固定資産」に含めていた「借地権」について、IFRSでは「使用権資産」に組み替えて表示しております。
- F. 米国会計基準で区分掲記していた「未払給料及び賞与」及び「返金負債」について、IFRSでは「その他の流動負債」に組み替えて表示しております。
- G. 米国会計基準で流動負債の「未払金」に含めていた「条件付取得対価に係る負債（短期）」及び固定負債に区分掲記していた「条件付取得対価に係る負債（長期）」について、IFRSでは流動負債及び非流動負債の「その他の金融負債」に組み替えて表示しております。
- H. 米国会計基準では「営業費用」、「その他の収益・費用」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については「その他の収益」及び「その他の費用」に表示しております。

② 認識及び測定の違い

以下の調整に対して、関連する非支配持分への按分を行っております。

a. 資本性金融商品の公正価値測定

資本性金融商品について、米国会計基準では評価損益、売却損益及び減損損失を純損益として認識しておりますが、IFRSでは一部の銘柄を除く公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しております。

b. 有形固定資産の計上額の調整

米国会計基準では、減損の兆候がある場合、資産（グループ）の使用または最終処分から見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にのみ、減損損失を認識しております。一方で、IFRSでは、減損の兆候がある場合、資産（グループ）の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識しております。ワコール事業（海外）に含まれる減損の兆候がある一部の連結子会社の有形固定資産について移行日現在の公正価値を測定した結果、419百万円の減損損失を認識しており、移行日の利益剰余金に調整しております。

c. 無形資産の計上額の調整

一部の無形資産について、移行日現在の公正価値をみなし原価として使用しております。当該無形資産の移行日における公正価値は175百万円であり、米国会計基準に比べ136百万円減少しております。また、一部の連結子会社の無形資産について移行日現在の公正価値を測定した結果、2百万円の評価減を計上しており、いずれも移行日の利益剰余金に調整しております。

d. 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整

米国会計基準では、一時的でない投資の価値の減少を示す投資先の一連の損失またはその他の要素が発生した場合、損失を認識しております。一方で、IFRSでは、持分法の適用の後に減損の客観的な証拠がある場合、減損損失を認識しております。米国会計基準では、一時的でない投資の価値の減少を示す投資先の一連の損失またはその他の要素が発生していませんでしたが、IFRS上、ワコール事業（海外）に含まれる一部の投資先について減損の客観的な証拠が識別されたため、持分法で会計処理されている投資の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。当該回収可能価額は、レベル1の公正価値により測定しております。結果として移行日において4,069百万円の減損損失を認識し、移行日の利益剰余金に調整しており、前連結会計年度において1,485百万円の持分法による投資の減損損失を計上しております。

e. 報告期間の統一

当社と決算日が異なる一部の連結子会社及び持分法適用会社について、移行日において当社の決算日に合わせた報告期間の統一を行っております。

f. 退職給付会計に関する調整

米国会計基準では、数理計算上の差異及び過去勤務費用については発生時にその他の包括利益として認識し、その後の期間において償却しております。一方、IFRSでは、数理計算上の差異（確定給付制度の再測定）については、発生時にその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用については、即時に退職給付費用の一部として認識しております。

g. 在外営業活動体の換算差額の振替

初度適用に際して、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、移行日における累積換算差額をすべて利益剰余金に振り替えております。

h. 賦課金の認識に係る調整

当社及び一部の連結子会社が支払義務を負う固定資産税等の賦課金に該当する項目について、米国会計基準では納付した会計年度にわたって認識しておりましたが、IFRSでは債務発生事象が生じた日に認識しております。なお、移行日時点で必要な金額を「営業債務及びその他の債務」に含めて負債認識し、移行日の利益剰余金に調整しております。

i. その他の長期従業員給付債務の認識に係る調整

米国会計基準では認識していなかった、一部の連結子会社が採用している長期従業員給付制度について、移行日時点での支給予想額の現在価値を「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」に含めて負債として認識し、移行日の利益剰余金に調整しております。また、当該負債の純変動について、IFRSでは「販売費及び一般管理費」、「売上原価」として認識しております。

j. 使用権資産及びリース負債の認識、使用権資産の計上額の調整

米国会計基準で「オペレーティングリース」として会計処理していたリースについて、移行日時点でIFRS第16号に基づく再測定を行い、移行日の利益剰余金に調整しております。また、一部の連結子会社の使用権資産について移行日現在の公正価値を測定した結果、118百万円の評価減を計上しており、移行日の利益剰余金に調整しております。

k. 税効果による調整

IFRS調整等に伴い、一時差異が発生（解消）したこと等により、繰延税金資産（繰延税金負債）の増減が発生しております。また、グループ内での未実現取引に係る税効果については、米国会計基準では売却元の税金費用を認識しておりましたが、IFRSでは売却先の税率にて繰延税金資産を認識しております。

1. 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	移行日 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)
a. 資本性金融商品の公正価値測定	△22,381	△21,347
b. 有形固定資産の計上額の調整	△419	△395
c. 無形資産の計上額の調整	△138	△138
d. 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整	△3,886	△5,546
e. 報告期間の統一	285	△386
f. 退職給付会計に関する調整	△941	704
g. 在外営業活動体の換算差額の振替	2,930	2,930
h. 賦課金の認識に係る調整	△665	△669
i. その他の長期従業員給付債務の認識に係る調整	△294	△283
j. 使用権資産及びリース負債の認識、使用権資産の計上額の調整	79	△31
その他	△90	△155
小計	△25,520	△25,316
k. 税効果による調整	219	597
非支配持分に係る調整	98	203
合計	△25,203	△24,516

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に係る連結キャッシュ・フロー計算書に対する調整

米国会計基準に基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

39. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2023年6月28日に、当社の代表取締役社長矢島昌明及び最高財務責任者宮城晃によって承認されております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(百万円)	49,027	97,506	143,903	188,592
税引前四半期利益又は税引前損失(△)(百万円)	3,580	5,881	252	△699
親会社の所有者に帰属する四半期利益又は親会社の所有者に帰属する四半期(当期)損失(△)(百万円)	2,404	4,201	△2,431	△1,776
基本的1株当たり四半期利益又は基本的1株当たり四半期(当期)損失(△)(円)	39.17	68.91	△40.27	△29.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益又は基本的1株当たり四半期損失(△)(円)	39.17	29.67	△112.08	11.22

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,694	11,111
関係会社短期貸付金	※1 7,581	※1 8,279
その他	※1 336	※1 83
貸倒引当金	△4,471	△4,559
流動資産合計	23,141	14,913
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,291	19,069
構築物	327	293
機械及び装置	16	15
工具、器具及び備品	1,198	1,197
土地	17,397	16,412
有形固定資産合計	39,231	36,988
無形固定資産		
借地権	585	585
その他	1	1
無形固定資産合計	587	587
投資その他の資産		
投資有価証券	1	1
関係会社株式	101,846	101,846
その他	372	368
投資その他の資産合計	102,219	102,216
固定資産合計	142,039	139,792
資産合計	165,180	154,705

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3	5
短期借入金	10,000	5,000
関係会社短期借入金	※1 14,311	※1 16,400
未払金	※1 886	※1 564
未払費用	10	15
未払法人税等	222	747
賞与引当金	47	82
その他	18	13
流動負債合計	25,500	22,829
固定負債		
繰延税金負債	1,245	1,171
その他	102	102
固定負債合計	1,347	1,273
負債合計	26,848	24,103
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,260	13,260
資本剰余金		
資本準備金	29,294	29,294
その他資本剰余金	—	0
資本剰余金合計	29,294	29,294
利益剰余金		
利益準備金	3,315	3,315
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4,934	4,735
別途積立金	90,000	90,000
繰越利益剰余金	7,813	5,365
利益剰余金合計	106,062	103,415
自己株式	△10,858	△15,894
株主資本合計	137,758	130,075
新株予約権	573	526
純資産合計	138,332	130,602
負債純資産合計	165,180	154,705

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
貸貸収入	※5 4,331	※5 4,357
配当金収入	※5 1,505	※5 2,012
その他	※5 359	※5 402
営業収益合計	6,196	6,772
売上原価		
貸貸原価	1,864	1,963
売上原価合計	1,864	1,963
売上総利益	4,331	4,809
販売費及び一般管理費	※1, ※5 2,032	※1, ※5 2,305
営業利益	2,299	2,503
営業外収益		
受取利息	※5 29	※5 27
雑収入	※5 23	※5 63
営業外収益合計	52	90
営業外費用		
支払利息	※5 45	※5 22
関係会社貸倒引当金繰入額	619	88
雑損失	5	10
営業外費用合計	669	121
経常利益	1,682	2,473
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,958	※2 3,112
特別利益合計	1,958	3,112
特別損失		
固定資産除売却損	※4 5	※3, ※4 18
投資有価証券売却損	0	—
特別損失合計	5	18
税引前当期純利益	3,634	5,567
法人税、住民税及び事業税	483	1,183
法人税等調整額	401	△74
法人税等合計	885	1,109
当期純利益	2,749	4,458

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	13,260	29,294	—	3,315	4,000	90,000	8,520
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立					1,083		△1,083
固定資産圧縮積立金の取崩					△149		149
剰余金の配当							△2,497
当期純利益							2,749
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0				
譲渡制限付株式報酬			△23				
新株予約権の行使			△2				
利益剰余金から資本剰余金への振替			25				△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	933	—	△707
当期末残高	13,260	29,294	—	3,315	4,934	90,000	7,813

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△8,875	139,514	591	140,106
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△2,497		△2,497
当期純利益		2,749		2,749
自己株式の取得	△2,089	△2,089		△2,089
自己株式の処分	0	0		0
譲渡制限付株式報酬	75	51		51
新株予約権の行使	31	28	△28	0
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10	10
当期変動額合計	△1,982	△1,756	△18	△1,774
当期末残高	△10,858	137,758	573	138,332

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	13,260	29,294	—	3,315	4,934	90,000	7,813
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△198		198
剰余金の配当							△4,242
当期純利益							4,458
自己株式の取得							
自己株式の消却							△2,862
譲渡制限付株式報酬			4				
新株予約権の行使			△3				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	0	—	△198	—	△2,448
当期末残高	13,260	29,294	0	3,315	4,735	90,000	5,365

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△10,858	137,758	573	138,332
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△4,242		△4,242
当期純利益		4,458		4,458
自己株式の取得	△8,034	△8,034		△8,034
自己株式の消却	2,862	—		—
譲渡制限付株式報酬	84	89		89
新株予約権の行使	51	47	△47	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△5,036	△7,683	△47	△7,730
当期末残高	△15,894	130,075	526	130,602

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは期末決算日の市場価格等に基づく時価法、また市場価格のない株式等は移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品（一部の絵画除く）	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息及び配当収益並びに企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益等を除き、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主に㈱ワコールに経営指導業務を提供し営業収益（その他）に計上しております。当履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断しており、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益認識しております。当社は、通常、履行義務を充足した時点で、顧客に対して取引価格を請求し、その後短期間で回収しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
WACOAL EUROPE LTD. 株式	17,405	17,405

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、相当の減額を行い、損失として処理することになります。実質価額は、超過収益力を反映した価額で算定しており、その見積りにあたっては、期待現在価値法を使用し事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などを考慮しております。

当該見積りは、金利や税率を含む将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、金利や税率が上昇した場合、また、事業環境の変化や将来の業績見通しが悪化した場合、翌事業年度の財務諸表において、減損損失計上が必要となる可能性があります。

当事業年度において、当該仮定に基づき関係会社株式を評価した結果、減損損失は計上しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを含む)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	7,592百万円	8,290百万円
短期金銭債務	14,424	16,411

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
WACOAL EUROPE LTD.	227百万円	－百万円

他の会社の債権流動化に伴う買戻義務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(株)ルシアン	42百万円	32百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、販売費に該当するものはありません。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
従業員給与手当	462百万円	693百万円
賞与引当金繰入額	47	82
役員報酬	366	273
支払手数料	468	447

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
土地	1,958百万円	3,112百万円
計	1,958	3,112

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
土地	－百万円	10百万円
計	－	10

※4 固定資産廃棄損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	0百万円	7百万円
構築物	3	—
工具、器具及び備品	1	—
計	5	7

※5 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	6,161百万円	6,735百万円
その他	77	61
営業取引以外の取引による取引高	38	40

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,196	4,956	2,760

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,196	4,135	1,938

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	99,649	99,649
うち、WACOAL EUROPE LTD. 株式	17,405	17,405

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	2,839百万円	2,839百万円
賞与引当金	14	25
減価償却超過額及び減損損失	834	833
貸倒引当金	1,369	1,396
その他	337	333
繰延税金資産小計	5,395	5,428
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,462	△4,508
評価性引当額小計	△4,462	△4,508
繰延税金資産合計	932	919
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	2,177	2,089
その他	1	1
繰延税金負債合計	2,178	2,091
繰延税金負債の純額	1,245	1,171

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
増加(△減少)の理由		
益金不算入収益	△12.6	△11.0
損金不算入費用	1.0	0.6
評価性引当額	5.1	0.8
その他	0.2	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3	19.9

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

資本準備金の額の減少

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月28日開催の第75期定時株主総会に、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替を付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金29,294,142,292円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年5月12日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2023年6月28日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2023年7月10日(予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2023年8月10日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 2023年8月31日(予定) |

自己株式の取得

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類
当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数
3,800,000株(上限)
- (3) 取得価額の総額
10,000百万円(上限)
- (4) 取得する期間
2023年5月22日～2024年3月22日

自己株式の消却

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

- (1) 消却した株式の種類
当社普通株式
- (2) 消却した株式の数
3,500,000株
- (3) 消却日
2023年5月26日
- (4) 消却後の発行済株式総数
61,000,000株

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	20,291	345	413	1,154	19,069	33,316
	構築物	327	2	0	36	293	1,595
	機械及び装置	16	—	—	1	15	16
	工具、器具及び備品	1,198	16	0	17	1,197	198
	土地	17,397	—	984	—	16,412	—
	建設仮勘定	—	309	309	—	—	—
	計	39,231	674	1,708	1,209	36,988	35,126
無形固定 資産	借地権	585	—	—	—	585	—
	その他	1	—	—	0	1	—
	計	587	—	—	0	587	—

(注) 「建設仮勘定」の「当期減少額」は、本勘定への振替によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,471	92	4	4,559
賞与引当金	47	82	47	82

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	——
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	<p>① ワコールエッセンスチェック（当社商品券）の贈呈（権利確定3・9月末日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500株以上1,500株未満保有の株主様に対して 年2回 各3,000円分 ・1,500株以上保有の株主様に対して 年2回 各5,000円分 <p>3年以上継続して保有していただいている株主様に対しては、上記金額分にそれぞれ1,000円分を加算してお送りします。</p> <p>② カタログ販売及びインターネット販売商品の株主割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100株以上保有の株主様は、ワコール発行の通信販売カタログ及びインターネット販売に掲載の商品を20%にて購入いただけます。ただし、割引が適用される購入金額の上限額（割引適用前）は年額100万円といたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類並びに確認書	事業年度 (第74期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月29日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2022年6月29日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び確認書	(第75期第1四半期)	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	2022年8月15日 関東財務局長に提出
	(第75期第2四半期)	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月14日 関東財務局長に提出
	(第75期第3四半期)	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	2023年2月14日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2（株主総会における議決権行使の 結果）に基づく臨時報告書であります。		2022年6月30日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える 事象）に基づく臨時報告書であります。		2023年2月10日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報 告書であります。		2023年4月7日 関東財務局長に提出
(5) 自己株券買付状況報告書	(報告期間)	自 2022年6月1日 至 2022年6月30日	2022年7月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2022年7月1日 至 2022年7月31日	2022年8月9日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2022年8月1日 至 2022年8月31日	2022年9月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2022年9月1日 至 2022年9月30日	2022年10月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2022年10月1日 至 2022年10月31日	2022年11月8日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2022年11月1日 至 2022年11月30日	2022年12月9日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2022年12月1日 至 2022年12月31日	2023年1月13日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2023年1月1日 至 2023年1月31日	2023年2月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2023年2月1日 至 2023年2月28日	2023年3月9日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2023年3月1日 至 2023年3月31日	2023年4月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2023年5月1日 至 2023年5月31日	2023年6月12日 関東財務局長に提出

- | | | |
|-------------------------|--|-------------------------|
| (6) 有価証券届出書及び
その添付書類 | | 2022年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (7) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 2022年6月29日提出の有価証券届出書に係る訂
正届出書であります。 | 2022年6月30日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 知美

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価（連結財務諸表注記13）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>2023年3月31日現在、連結財政状態計算書に計上されているのれん（残高16,256百万円）には、WACOAL INTERNATIONAL CORP. に関連するのれんが6,035百万円（総資産の2.1%）、WACOAL EUROPE LTD. に関連するのれんが10,221百万円（総資産の3.6%）含まれている。</p> <p>会社は、国際会計基準を適用し、連結財務諸表注記3. 重要な会計方針(7)のれん及び無形資産、及び(16)非金融資産の減損に記載の通り、のれんを含む資金生成単位については、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施している。減損テストの結果、資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識している。</p> <p>会社は、減損テストを実施するにあたり、回収可能価額を、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定している。</p> <p>回収可能価額を算出するために利用される将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された5年間の事業計画を基礎として、その後は、市場の長期平均成長率をもとに算定されている。事業計画には、販売数量拡大施策の達成可能性や展開地域での市場成長率などの重要な仮定が含まれている。これらの重要な仮定は過去の実績、経営者により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定されているが、市場環境の変化等により影響を受ける可能性があるため、不確実性を伴うものであり、経営者による見積りと判断が回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす。また、回収可能価額の算定に用いる割引率は、計算手法及び重要な仮定であるインプットデータの選択に当たり評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>減損テストの結果、WACOAL INTERNATIONAL CORP. に関連するのれんについては、連結財務諸表注記13. のれん及び無形資産(3)のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損に記載の通り、主にデジタルマーケティングに関するプライバシー規制の強化や足元の個人消費の減速など外部環境の変化を踏まえ事業計画を見直したことにより、帳簿価額が回収可能価額を超過したため、のれんの減損損失を8,281百万円計上した。WACOAL EUROPE LTD. に関連するのれんについては、回収可能価額が帳簿価額を超過していることから、減損損失は認識していない。</p> <p>以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、回収可能価額の見積りの合理性について、以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 重要な仮定を含む、回収可能価額の算定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)回収可能価額の見積りの合理性の評価 経営者が作成したのれんの減損テストに関連する報告書を読覧し、経営者によって承認された事業計画の重要な仮定との整合性を確かめた。また、回収可能価額の見積りについて経営者に質問し、重要な仮定を理解するとともに、以下の手続を実施し、その合理性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売数量拡大施策の達成可能性については、経営者への質問を通じて各種施策を理解した上で過去における事業計画と実績を比較し、見積りの精度を評価した。 展開地域での市場成長率については、企業価値評価領域の内部専門家を利用し、外部機関が公表している小売業界のデータに基づいた監査人の予測との比較を行った。 割引率については、感応度分析を実施し、これらが回収可能価額に与える影響を評価した。また、企業価値評価領域の内部専門家を利用し、割引率の計算方法の合理性を評価するとともに、同専門家が市場データ及び仮定を用いて独自に算定した値との比較を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワコールホールディングスの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ワコールホールディングスが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 知美
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングスの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

WACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式の評価（【注記事項】有価証券関係）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>2023年3月31日現在、貸借対照表に計上されている関係会社株式（残高101,846百万円）には、2012年4月に取得したWACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式が17,405百万円（総資産の11.2%）含まれている。</p> <p>市場価格のない株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しなければならない。会社は、WACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式の評価にあたり、超過収益力を反映した価額で実質価額を算定している。</p> <p>連結財務諸表上、WACOAL EUROPE LTD.の取得に伴って発生したのれんについて実施した減損テストと同様、実質価額の算定には、販売数量拡大施策の達成可能性や展開地域での市場成長率などの重要な仮定が含まれている。これらの重要な仮定は過去の実績、経営者により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定されているが、市場環境の変化等により影響を受ける可能性があるため、不確実性を伴うものであり、経営者による見積りと判断が回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす。また、回収可能価額の算定に用いる割引率は、計算手法及び重要な仮定であるインプットデータの選択に当たり評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、WACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式の評価について、実質価額の著しい低下の有無を検討した。</p> <p>また、実質価額の算定に重要な影響を与える事業計画に含まれる経営者が用いた重要な仮定について、連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項に記載の監査上の対応を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。